

3月21日(木)

出席委員

委員長 まつざわ 和昌
副委員長 このの 孝子
同 吉田 ゆみこ
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 ゆきた 政春
同 澤田 えみこ
同 ひがし ゆき
同 木村 健悟
同 石田 ちひろ
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 新妻 さえ子
同 えのした 正人
同 せお 麻里
同 山本 やすゆき
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子

委員 横山 由香理
同 石田 しんご
同 筒井 ようすけ
同 つる 伸一郎
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 こしば 新
同 松永 よしひろ
同 中塚 亮
同 石田 秀男
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 若林 ひろき
同 西村 直子
同 せりざわ裕次郎
同 高橋 伸明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長 子
 森 澤 恭 子
 副 区 長 敏
 桑 村 正 敏
 副 区 長 康
 新 井 康
 企 画 部 長 行
 久 保 田 善 行
 企 画 課 長 宜
 佐 藤 憲 宜
 財 政 課 長 一
 遠 藤 孝 一
 総 務 部 長 明
 堀 越 明
 新庁舎整備担当部長 暢
 黒 田 肇 暢
 広町事業担当部長 広
 多 並 知 広
 総 務 課 長 一
 勝 亦 隆 一
 地 域 振 興 部 長 成
 川 島 淳 成
 文化スポーツ振興部長
 廣 田 富 美 恵
 子 ども 未 来 部 長
 柏 原 敦
 福 祉 部 長 美
 今 井 裕 美

健康推進部長
 (品川区保健所長兼務)
 阿 部 敦 子
 保健整備担当部長
 秋 山 徹
 都 市 環 境 部 長
 中 村 敏 明
 都市整備推進担当部長
 有 江 誠 剛
 品川区清掃事務所長
 品 川 義 輝
 防災まちづくり部長
 溝 口 雅 之
 災害対策担当部長
 (危機管理担当部長兼務)
 滝 澤 博 文
 会 計 管 理 者
 大 串 史 和
 教 育 長
 伊 崎 み ゆ き
 教 育 次 長
 米 田 博
 選挙管理委員会事務局長
 鈴 木 誠
 監査委員事務局長
 高 山 崇

○午前10時00分開会

○まつざわ委員長 ただいまより、予算特別委員会を開きます。

本日の予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○滝澤災害対策担当部長 おはようございます。

本日、朝9時8分頃、茨城県南部で、マグニチュード5.3、震源の深さ50キロの地震が起きました。区内の最大震度は3でございます。協定を締結しています千葉県大多喜町は震度2ということで、現在、区として情報収集を実施しているところでございます。

○まつざわ委員長 審査に先立ちまして、ご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、3月28日および3月31日に録画放映される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいります。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきましては若干のご説明を致します。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順番は、品川区議会自民党・無所属の会、品川区議会公明党、しながわ未来、日本共産党品川区議団、品川改革連合、品川区議会日本維新の会の順でございます。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間が少なくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は、一問一答形式にならないよう、また、理事者の答弁も簡潔にさせていただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、こしば委員。

○こしば委員 おはようございます。

区議会自民党・無所属の会を代表しまして、西村直子委員と共に総括質疑を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、デジタル通貨を通じた地域経済の活性化に向けて質問いたします。まちにある商店街、スーパー、八百屋などのお店で野菜や肉、魚を買われる区民の方々が、レジでお金を支払う方法が多様化されているのが現状です。かつてのキャッシュの時代から、後払いのクレジットカード決済が生まれ、銀行と連携したデビットカードが出てきて、あらかじめ入金してから決済するQRやバーコード決済が生まれてきて、こちらは独自に取り組んでいる自治体もございます。

先般、東京都では、来年度予算案に、デジタル地域通貨のプラットフォーム、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」の構築と運用を盛り込みました。詳細は不明ですが、民間の決済事業者と連携し、東京都のイベントに参加した場合、アプリを通じてポイントが振り込まれ、そのたまったポイントで、地域の加盟店でサービス・商品を購入できる仕組みになるのではないかと推測します。「Tokyo Tokyo Point（仮称）」について、東京都から都内自治体に対して何らかの情報は通知されているのでしょうか。教えてください。

また、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」のプラットフォームはアプリを使うことから、本区では既に実施されています、アプリを活用した取組もお聞きします。本区には、「しなみちレポート」アプリを

通じて、道路が破損している場所など、品川区の「困った」を区民が品川区にアプリを通じて伝える取組や、健康ポイントアプリを通じて区民の健康づくりをサポートする取組等があります。お聞きします。これらアプリの登録者や使用状況について教えていただきたい。また、このアプリを通じて区民が受ける利益は何かを教えていただきたいと思います。

○久保田企画部長 私からは、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」についてお答えします。

「Tokyo Tokyo Point（仮称）」は、東京都の令和6年度予算に盛り込まれた事業であります。現在、東京都において事業の仕組みを検討しているということであり、区への通知等は現時点では届いておりません。そのため、私どもは事業の内容等を詳細までは把握しているものではありませんが、東京都の予算発表資料や東京都議会での審議等から情報を集めているところであります。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、「しなみちレポート」の利用状況についてご説明させていただきます。

「しなみちレポート」につきましては、スマートフォンのアプリを活用して、区民の方から道路や公園の損傷状況、位置、写真といったものを投稿してもらい、迅速な補修につなげるということで導入したものでございます。令和3年度から施行いたしまして、令和4年度から、公園における陳情も併せて、本格運用をこれまでできてきているところでございます。令和6年度2月末現在の数字になりますが、登録件数は468件、投稿件数は518件になっているものでございます。道路、公園を含めまして、陳情の件数の大体17%ぐらいを、当アプリにより区民の方から通報を頂いているところでございます。

住民の方のメリットにつきましては、気づいたときに、時間があるときに、24時間いつでも投稿できる。また、区からの返信等もありますので、自分が投稿した内容の進捗状況といったものも確認できる。またさらに、電話よりも通報のハードルが低いといったところが区民のメリットかと感じているところでございます。

○阿部健康推進部長 私からは、健康ポイント事業の令和5年度の実施状況についてお答え申し上げます。

本年度、参加者の数は約3,800人です。本年度から健康ポイントアプリを新しいものに更新しておりまして、今年度ご参加いただいた方は改めて新しいアプリを入れて登録いただいたという方々ですので、全ての方が積極的に活用されていると認識してございます。

この事業は、健康に無関心な層も含め、多くの区民の方々への運動の動機づけとなるインセンティブを付与するものでございまして、ウォーキングや区イベントへの参加を楽しみながら健康づくりをしていただくほか、屋形船や区内共通商品券等の景品がございまして、これらによって区内経済の活性化にも寄与しているものと考えております。

○こしば委員 先ほど健康ポイントについては、動機づけを図っていくインセンティブの話が出てきたと思います。

私は、健康ポイントの利益というのは、区民の方自らの健康づくりが区内共通商品券に充当されることなどへの、いわゆるお得感にあると認識しております。一方で「しなみちレポート」は、道路を改善していくことで区民の「困った」を取り除く利益があると思いますが、私は本区に貴重な情報を提供してくれた区民には、相応の利益としてインセンティブを贈与する取組を検討いただきたいと考えますが、本区のお考えを教えてください。

また、先ほど話しました「Tokyo Tokyo Point（仮称）」に、「しなみちレポート」や健康ポイントといった品川区オリジナルのアプリを連携していくことで、区民の利便性向上につながってくると考え

ますが、お考えを教えてください。

○久保田企画部長 初めにポイント等のインセンティブについてでございますけれども、区がこれまで行ってきましたキャッシュレス決済ポイント還元事業や先行自治体での取組などから見ますと、インセンティブを付与することは一定の効果があると考えているところであります。

また、東京都議会の一般質問や予算特別委員会での審議等を見ても、自治体独自のアプリ等との連携や、導入を希望する区市町村の負担軽減、地域活性化に資するデータ活用等も視野に入れて開発に取り組んでいく旨の答弁が東京都であったということを確認してございます。その意味では、「しみちレポート」や健康ポイントなど、区のオリジナルアプリと連携できる可能性はあると考えているところでございます。

○こしば委員 まさに答弁のとおり、可能性があるということで、可能性から実現に向けて取り組まれることを期待しております。

その上で、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」は東京都全体の活性化に資すると認識していますので、ぜひ品川区の独自の要望を上げてもらいたいと考えますが、お考えをお願いいたします。

今、自治体の中では、オリジナルの決済システムとなるプラットフォームを構築し、運用している自治体もあります。これまでも、品川区独自のデジタル地域通貨を求める声もありました。今回の「Tokyo Tokyo Point（仮称）」の予算化は、品川区オリジナルのデジタル地域通貨の実現に向けて大きく前進するきっかけになると考えますが、併せましてお考えをお願いいたします。

○久保田企画部長 初めに、品川区としての要望のことについてでございますけれども、東京都の予算特別委員会の中で、区市町村に対して来年度早期に連携や活用の方向性を含めた説明会を開催する、また、地域活性化に資する仕組みとなるよう開発を進めていくというような答弁がありました。区としましても、このような説明会の機会を捉えまして、区民にとって利便性の高いシステムとなるよう要望していきたいと考えているところでございます。

また東京都は、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」を構築することの狙いとして、区市町村ではコストなどの課題から独自のシステム開発が困難なところもあるため、多くの都民が利用している民間QRコード決済を活用し、区市町村の多様な事業に活用できるデジタル共通基盤として構築するというような答弁もございます。こうした都議会での審議から推察いたしますと、デジタル地域通貨を開始するに当たっての懸念点の一つでありますコストの課題は払拭される可能性があるかと私もは考えているところでございます。区としましても、デジタル地域通貨については、東京都やGovTech東京の動向を注視しつつ、区民の利便性の向上や有効性等を勘案しながら、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

○こしば委員 先ほどの答弁で、コストが払拭される方向性にあるという話も頂きました。前向きに進めていただければと思います。

続きまして、2番目、童謡・唱歌を通じた心の教育についてお伺いいたします。

言葉の軽さや言葉の暴力が人の心を荒廃させ、社会全体が心に余裕がなく冷たくなってきているのではないかと、昨今のニュースや新聞報道を見て、この状況に憂いを感じている区民の方も多くいらっしゃると思います。しかし、毎晩5時に行政無線から耳に入ってくる童謡を聞くと、少しですが心が穏やかになる、豊かになる区民の方もいらっしゃると思います。

先日も今日の総括質疑を控室で考えていましたら、窓に西日が差して、いつもの「夕焼け小焼け」が流れてきました。窓からは、「夕焼け小焼け」の歌にあるように山のお寺を眺めることはできませんで

したが、誰もが心の中に情景をイメージすることができるのが童謡のすばらしさです。歌詞から伝わってくる一つ一つの言葉や音が、日本人の心に情景や季節感を引き起こすもので、これは外国にはない日本固有の文化です。それは、言葉だけではなく、虫の音色もそうです。蝉時雨を聞けば夏の訪れを感じ、鈴虫の音色を聞けば秋の訪れを感じるのが日本人ではないでしょうか。

一方、その言葉の氾濫や言葉の暴力が人の心を痛め、ひいてはいじめに発展することも事実です。文部科学省によると、国語教育の在り方を考える場合の根本的な問題として、日本人の多くが言葉の力を信じていないという指摘があります。言葉への信頼を、学校教育の中だけでなく、家庭や社会全体で教えていくことが大切であると述べています。その言葉の持つ力を子どもに教えていくのに適しているのが童謡や唱歌であると私は信じています。また、戦後教育の中で失われてしまった、日本語の発音を学び、練習する機会を取り戻すことも、言葉の教育に必要です。童謡や唱歌を歌うことは、言葉の正しい発音や意味も学べるという点で、言語教育の要素が大変大きいと考えます。

お聞きします。本区でも小学校の音楽で、教材となる童謡や唱歌が歌われていると認識しています。童謡や唱歌を教える意義はどのように捉えているのでしょうか。童謡は、教育の要素だけではなく、情操や道徳にもつながってくると考えます。童謡や唱歌には、教育、情操、道徳の要素がある中で、音楽の授業はもとより、様々な場面で童謡や唱歌が歌われる機会をつくり出していきたいと考えますが、併せてお考えを教えてください。

○米田教育次長 本区では、区立学校教育要領の中で、1年生から9年生の各学年において歌唱教材が示されております。例えば1年生では、童歌である「ひらいたひらいた」が、中学校後期課程では「赤とんぼ」や「荒城の月」などが歌われております。その意義につきましては、音楽科の意義でもある、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり、味わって聞いたりする力を育成するとともに、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育む中で、国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着を持つことや、自然や四季の美しさを感じ取ること、国の文化や日本語の美しさを味わうことなどがあると認識しております。その意義につきましては、音楽科をはじめ、教育活動の様々な場面で展開していくものと考えております。

現在も生活科の学習で歌や手遊び、昔遊びを行う中や、体育科での伝承遊びの中で、音楽に触れた活動を実施しております。また、国語科では、歌以外にも昔話や伝承などの読み聞かせを通して、国の伝統的な言語文化に親しむことや、短歌や俳句、古文を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の意味、響きやリズムに親しむことを学んでおります。

○こしば委員 まさに総合的な学習、生活科、また体育、国語科でも応用されるという認識でございます。ぜひ展開していただきたいと思っております。

子どもだけが童謡を学ぶのではなく、大人になっても学ぶ機会やきっかけをつくり出していくことで、新たな発見、先ほど言いましたが、言葉の力を再発見する機会になると考えますが、考えを教えてください。そのきっかけづくりとして、区主催のリカレント教育を設けて、童謡を大人になってから学ぶ機会をつくるのも検討してみたいかでしょうか。併せてお考えを教えてください。

○廣田文化スポーツ振興部長 大人になってから童謡を学ぶ機会の創出についてでございます。

例えば高齢者の施設等において、音楽療法の一つとして童謡を用いまして、精神の安定や脳の活性化、認知症の予防などに有効という見解もございまして、童謡に触れることは一定の効果が見込まれると言われていると認識しているところでございます。

童謡を学ぶ機会の提供についてでございますけれども、現在も、社会教育登録団体である合唱グルー

ブが童謡を使っているという場面についても聞いているところがございます。生涯学習等の講座の設定につきましては、今後、区民のニーズ等を確認しながら、その可能性については研究してまいります。

○こしば委員 ぜひ区民のニーズも取り上げて、前に進めていただければと思います。

学びには繰り返しが必要です。統計によりますと、大学生を対象にしましたアンケートでは、小学校の各学年で教わる童謡は、覚えている童謡とそうでない童謡で分かれていることが、結果から分かりました。先ほどの「夕焼け小焼け」をはじめ、「海」、「春が来た」、「春の小川」、「ふるさと」などは、繰り返し学び、聞く機会もあることから、その繰り返しが必要なの分かります。この、繰り返し童謡・唱歌が歌われる環境。コロナ前に高齢者クラブの新年会に参加しました折、みんなで童謡を歌いました。その場にいた誰もが懐かしむ、心が豊かになった感覚を今でも覚えています。それは、誰もが繰り返し歌った覚えがあるからなのです。繰り返すことで、心が豊かになる、心が安定するポイントをつくることができると考えます。

例えば、学校行事、地域行事、地域のパトロールにも童謡を繰り返し流していく取組は、これまでにありましたでしょうか。教えてください。また、なければ、ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、お考えを教えてください。

○米田教育次長 区立学校教育要領に示されている歌唱教材の一つである「ふるさと」など、世代を超えて、その歌詞やメロディーは親しまれているところです。区立学校の閉校式の折に全校で「ふるさと」を歌い、母校に別れを惜しんだ学校もありました。また、市民科で実施している、障害のある方やお年寄りの方と接する機会に、そうした歌での交流活動を充実していくことも、共に学ぶ機会として重要なことであると認識しております。また運動会においては、表現の発表の機会にソーラン節やエイサーなどの民謡を伝統的に毎年繰り返し実施している学校もございます。

教育活動を効果的に実施していく上で、アプローチ方法は様々あるものと考えます。引き続き、各学校の教育活動が充実するよう努めてまいります。

○こしば委員 まさに様々、運動会等でも活用されていると認識しております。その上で、言葉の教育を通じて真の心の教育につながっていくこと、それが展開されていくことを期待しまして、次の質問に移ります。

ペットとの共生社会について伺います。区内における飼い犬の登録数は、令和4年度末時点で1万3,621頭の登録がありまして、まちなかでも多くの方が飼い犬をお連れになって散歩する姿をよく見かけます。これからの品川区は、犬をはじめとしたペットとの共生社会の実現により、豊かな暮らしを求める区民が多くなると想像されます。

区では来年度予算案において、ドッグラン設置検証を公園管理費に計上されました。品川区議会自民党・無所属の会では、これまでドッグランの仮設を展開してもらいたい旨を要望しておりましたので、予算案に盛り込んでいただいたことは、公園内におけるペットとの共生に向けた取組に向けて品川区が大きく前進したものと評価いたします。

ドッグランの設置は、犬が走り回れる環境を求める飼い主の方からは評価されます。一方で、飼い主でもそこまで求めていない方や、そもそも犬が苦手であり、犬の鳴き声をストレスに感じるなど、設置には後ろ向きの方もいらっしゃるのも現実です。そういう方のご意見もしっかりと傾聴する必要があると思いますが、どのようにアンケートを取っていくのでしょうか。また、そういう状況下でどのようにドッグラン設置に向けて進めていくのか、お伺いいたします。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、ドッグランの設置についてお答えさせていただきます。

公園利用者や周辺にお住まいの方の中には、ドッグランについて様々なご意見を持っているという認識を持っているところでございます。そこで、令和6年度に予算計上しておりますドッグラン設置検証では、令和5年度下半期から試験的に実施しております愛犬マナー教室や講習会の開催時に合わせて設置しております仮設のドッグランを継続しながら、利用者の方の声、またはほかの公園利用者、または周辺にお住まいの方といった方の意見を広くお伺いしながら、ドッグランの設置に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

○こしば委員 ご答弁のとおり、周辺の方々の声も必ず聞いて取組をお願いしますとともに、具体的に現在で区内のどの公園をドッグラン仮設の場所にしようと検討されているのか、教えてください。また、その公園以外の設置について、今後の展開についても併せて教えてください。

○溝口防災まちづくり部長 私から今後の展開を含めてなのですが、ドッグランにつきましては、現在、試験的に実行しております、しながわ中央公園、東品川海上公園、戸越公園を、現在のところ候補として考えているところでございますが、ドッグラン設置には、やはり一定の広さが必要になります。また、様々なご利用者、または近隣の方からのご意見等もありますので、そういったものを勘案しながら、設置に向けて検討していきたいと思っております。

他の公園の展開につきましては、まずは現在、令和6年度から具体的に実施を進める取組を継続して実施して、その効果や区民・公園利用者等のご意見といったものを参考にしながら、今後の展開について検討していきたいと考えているところでございます。

○こしば委員 多くの区民から愛され、利用されるドッグランが設置されることを望みますが、いろいろな考えがあると思います。考え方も生活感も多様化した現代だからこそ、それぞれに配慮されたドッグランが望ましいと考えます。そのためには、設置に向けた必要な条件や、また重要な点があると思います。そのようなドッグランとなるために、区は、どのようなことが必要であって、またどのような点が重要であると考えますでしょうか。お伺いいたします。

○溝口防災まちづくり部長 公園等を改修していく際にも同じことが言えるのですが、ドッグランに限らず、利用者の方、または近隣の方から様々なご意見をお伺いしながら進めていくとともに、区の考えといったものもしっかり伝えていく必要があると考えているところでございます。

特にドッグランの設置につきましては、適地の選定に際して、まさに様々なご意見があると感じておりますので、そういったものをしっかり聞く。または、飼い主の方にマナーの向上といったものも図っていただかなくてはいけないところもありますので、設置だけでなく、マナー向上に向けた取組といったものを併せてやっていくことが重要と考えているところでございます。

○こしば委員 様々な意見を聞きますとともに、また飼い主のマナーの向上というのも当然必要なことになってくると思います。そういう中で、100%は難しいので、その中で六十%、七十%といった着地点を共に考えて、前に向けて実施していけることを期待しまして、最後の質問に移ります。

4つ目は、品川区シビックプライドについて伺います。今、品川区におよそ40万人、成人の区民の皆様が生活しています。コロナの影響はありましたけれども、品川区民は着実に増えています。昨年1年間で、およそ3万6,000人の方が新たに区民となりました。新住民が品川区に定着し、これからもずっと住み続けていきたいと思える社会を示していくのが、議員の役割の一つであると考えます。住み続けていきたいと思えるきっかけは、それぞれの款別審査で審議されました事業の効果によるところが大きいと思います。一方で、区民であることに誇りを持つことも、住み続けるきっかけになるのではないかと考えます。

私は、品川区のシンボルや無形財産も誇りになり得ると考えます。私は、その一つが歌ではないかと考えます。区内の盆踊りには欠かせなくなった「品川音頭」も1つのシンボルかもしれません。最近では新たに八潮が歌詞に登場しまして、品川区の全域をカバーする歌詞が出来上がりました。しかし、夏が過ぎれば、なかなか聞く機会はありません。一方で、東京23区では、ほとんどが区の歌、区歌を定めています。隣の大田区では区歌のほかに、「笑顔、このまちから」というイメージソングを出し、沖縄の「涙そうそう」で有名な夏川りみさんの歌唱で、本庁舎のお昼休みや終業後にBGMとして流した実績があるそうです。

品川区を見ますと、昭和53年に「品川区民の歌」が誕生しました。今朝も放映されていましたが、NHKの朝ドラのタイトルにもなりました「東京ブギウギ」の作曲家、服部良一先生が作曲したこの歌には、「大東京」、「産業地区」、「若人」、「生産」などと、高度経済成長にひた走る時代の勢いが伝わってくる言葉がちりばめられています。ただ、最近では品川区歌をお聞きする機会はほとんどないのですが、そもそも品川区歌の意義は何でしょうか。また、現在ではどのような場面で歌われているのでしょうか。教えてください。

○久保田企画部長 「品川区民の歌」は、委員からお話がありましたように、「品川音頭」と同じく昭和53年に制定されたものであります。制定当時の意義としましては、区民の連帯感を高めるために、区民としての心と心の触れ合いや、ふるさとを呼び戻し、住民同士の連帯の輪を一層広げ、区民の郷土愛を育てることを目的に制定されたとされております。現在では歌われる機会はあまり多くないようですが、青少年委員会のジュニアリーダー教室で歌われることをお聞きはしているところでございます。

「品川区民の歌」が区民の方々に広く伝わっていないということは私どもも認識しているところでございますけれども、時期を同じく制定されました「品川音頭」や「品川甚句」は、区民まつり等で広く親しまれており、区民の郷土愛を育む力になっているのではないかと考えているところでございます。

○こしば委員 部長の答弁から、「連帯感」、また「ふるさと」、「郷土愛」という言葉を頂きました。

当時の思いが如実に伝わってくる歌詞ではあると思いますが、歌い手がなかなかイメージしづらくなってきているのではないかと思います。今の区歌をこれからも続けていくのか、展開されていくのでしょうか。お考えを教えてください。私はむしろ、どの時代にも当てはまるような、過去、現在、そして未来へとつながるような歌に変えていく。歌い手を品川区ゆかりのアーティストに歌っていただく。これからの未来を切り開く若い方々が口ずさみたくなるような歌を、品川区の言わば公式の歌として展開することで、品川区の新たな誇りが生まれてくることを期待いたしますが、併せてお考えを教えてください。

○久保田企画部長 品川区民の歌、現在あるものを今後どうするかというお尋ねでございますけれども、現時点では、区民の歌の扱いについては、今後どうするかということこれから検討しなければならないと考えているところでございます。

そうした中で、今後、検討していく展開の中では、令和6年度から推進していきます都市ブランディング事業の中で、区民の歌の活用ということも、品川のブランドの可視化の手法の一つとして捉えまして、区民とのワークショップ等を通じて検討していきたいと考えているところでございます。こうした取組を進めていきまして、区民のシビックプライドの醸成に努めていきたいと考えているところでございます。

○こしば委員 様々なシビックプライドの選択肢があると思います。その1つの選択肢として考えて

いただきたく、質問をさせていただきました。

以上で、私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○まつざわ委員長 以上で、こしば委員の質疑を終わります。

次に、西村委員。

○西村委員 こしば新委員に続き、総括質疑をさせていただきます。

まず第1会派として、区政運営について前段として述べさせていただきます。議員の役割は、区政のチェックと、自らを選んでくれた区民の声をつぶさに聞いて分析し、区政への反映を求めて政策要望を行うことだと考えます。例えば、様々な政策に課題は承知で、それは行政側も分かっている中、区民の声があるからトライ・アンド・エラーを重ねていただいています。子育て政策で言えば、おむつ宅配も、すまいるスクールの長期休暇の仕出し弁当もそうです。款別審査でも申し上げましたが、やっていくことが大事であり、よくするためにはどうあればいいかといった建設的な議論を重ねる区議会であることが、区民の負託に応えるために大事なことだと思っています。

先日の区議会議員研修会、ダウン症の書家、金澤翔子さんの講演会で、30年前、障害があることを隠して育てるような世間体の中、「ご迷惑をおかけして申し訳ない」とお母様の康子さんが学級の担任にお伝えすると、「お母さん、翔ちゃんがいてくれて助かるのよ。みんなが優しくなれる。教室が和むのよ」と言ったことに感動し、福音だと思ったとおっしゃいました。共生社会を考える上で、金澤さんのお話は示唆に富んだものであります。金澤さんがおっしゃったように、障害のあることを隠して育てるような世間体がかつてあったとすれば、それは共生社会とは相入れない。しかし、社会を一気に変えていくのは、そう簡単なことではありません。障害者福祉も、多様性のある社会づくりも、区からの押しつけになるようでは、本当の意味では進んでいけないのだろうと思います。区としては、区民と協働して施策を進めていっていただきたいと考えます。

まず、デフリンピック2025に向けて伺います。スポーツを通じた取組は、社会が理解しやすく、区がオリパラ・レガシーとして実施してきたブラインドサッカーは保護者からも絶賛されました。学校巡回での実績も存分にあり、子どもたちが体感しながら学んでいる姿があります。ぜひ継続して続けていただきたいと思います。

昨年10月に行われたアイルしながわでの「デフスポーツ&アートフェア」に私も伺いましたが、障害を持っている方たちへの理解について、スポーツを通じての取組を推進していただきたいと思います。手話を言語として知ってほしいと、関係者の方々はいつもおっしゃいます。そのための施策が今年度も増えたように見受けられます。

そこで、伺います。デフリンピック2025に向けて、共生社会へのスタートを意識しつつ、手話を使った活かし方を様々な引き続きご検討いただきたいと思います。また、東京都の助成金も活用して、デフリンピックの取組を推進していきたいと要望いたします。手話を言語として普及啓発するためにも、デフリンピックに向けた次年度の取組・考えをお聞かせください。

○廣田文化スポーツ振興部長 スポーツを通じた手話の普及についての取組についてでございます。

令和6年度につきましては、今年度と同様に、デフスポーツの観戦や選手との交流事業を予定しております。関係団体と調整しているところでございます。子どもたちとデフアスリートとの交流や、じかにデフスポーツに触れ合う機会としたいと考えて実施するものでございます。また、啓発イベントにおきましては、選手との交流に加えまして、様々なコミュニケーションツールのご案内や、手話の体験をする場も設けたいと考えているところでございます。開催に当たりましては、集客が見込める文化イ

ベントと同時に実施いたしまして、効果的に実施したいと考えております。

また、ふくしまつりの実行委員会に、デフリンピックに向けて手話の普及に関するテーマを取り上げてほしいということをして区として働きかけるなど、福祉部と連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。さらに、聴覚障害者が演じる手話狂言や、スポーツ以外の機会においても、積極的に啓発に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

東京都の補助金等の利用についてですが、現在も該当するものについては申請しているところではございますが、今後も、東京都以外のものも含めまして、あらゆるものを視野に入れて情報収集をして使っていくように努めたいと考えてございます。

○西村委員 ぜひ多面的な取組をお願いしたいと思います。

デフリンピックまで、あと1年半となっております。現在の認知度はいかがでしょうか。昨年度、デフサッカー日本代表を準優勝に導いた監督、植松隼人さんは品川出身・在住でいらっしゃいますが、品川区でのデフリンピックの認知度100%を目指すと常々おっしゃっておられます。目標数値を掲げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。パラリンピックのときも、目標数値を掲げて上位にまでなっていたと記憶しておりますので、併せて伺います。

また、今回、品川区に開催場所がない中で、選手が3,000人、関係者が3,000人と予想されています。宿泊、競技以外の時間が多い中、空港や新幹線拠点も近く、多くの関係者が品川区を通ると思われれます。自治体連携をどのようにお考えでしょうか。子どもたちの交流、文化交流、観光地としてのおもてなし企画など、品川区らしい区への呼び込みをぜひ展開されたいと思いますが、ご見解を伺います。

○廣田文化スポーツ振興部長 デフリンピックの認知度についてでございますけれども、デフリンピックの東京開催が決まりましたのが令和4年9月ということで、開催まで3年という短い状況にございます。現時点では大がかりな調査はできていないのですけれども、令和5年度のデフスポーツの事業やスポーツイベント等におきましてアンケートを活用して、現在、認知度について調査しているところでございます。オリンピック・パラリンピックの2020大会におきましては、東京開催が決まってから開催まで7年以上あったというところがありますので、早い段階から効果的な準備ができたのかと考察しているところでございます。デフリンピックの認知度100%を目指すということはもちろんのことではございますけれども、周知期間が短いことや区内開催がないという状況があるところではございますけれども、啓発イベントやデフスポーツの選手との交流の機会をなるべく多くつくるということで、認知度の向上に努めていきたいと考えております。

また、交流についてなのですが、品川区の近隣で開催されるのが、大田区、世田谷区などが挙げられるのですが、現在、東京都との情報共有に努めておりますが、練習場所や宿泊場所については、今、調整中というところと、スケジュール等について、まだ詳しいことが分かっていないので、具体的に取り組むことができない状況ではございますけれども、今後も東京都や近隣自治体等から情報収集を行いまして、連携や交流の可能性について検討したいと思っているところでございます。

○西村委員 ぜひ近隣区との自治体連携に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

先日、白血病を患って克服された水泳の池江選手が0.01秒差でパリオリンピックへの出場権を獲得されまして、SNSの「X」で、やっと15歳の自分を超えられた、4年かかったと投稿されていて、大変感動しております。スポーツが与えてくれる力というのは本当にすばらしいと思いますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、観光施策は、これまでの実績もありますので、

品川区らしい施策を要望させていただきたいと思います。

次に、教育、子育てについて伺ってまいりたいと思います。

現代社会は教師の心の余裕をなくさせるようなことが多いのは、私は事実だと思っています。子どもや親の時代による変化、それに伴い、世間の教員に対する目は厳しくなり、要求されること、管理されることが多くなりました。今、昭和と令和を比較したドラマがはやっておりますけれども、実際、私が子どもの頃の先生は今ほど仕事に追い立てられることはなかったのではないかと考えています。そのことに対しては心から、今の先生方は大変だと思います。

しかし、だからといって、それが悪い形で子どもたちに跳ね返ってしまえば、やはり困ります。教員の心のゆとりが保てるよう、学校現場、区教育委員会も、柔軟に心ある対応をしていただきたい。現状を、区はどのように捉えておられるのか。見解と取組を伺います。

○米田教育次長 品川区の学校教育は、教員の、子どもたちのためにという、職の使命感から生まれる情熱と献身的な努力によって支えられております。一方で、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大していると認識しております。

区教育委員会では、教員一人一人が健康で生き生きと働くことができる環境の整備を行い、学校教育の質の維持向上を図っているところです。次年度は、副校長補佐を全校配置することに加え、小学校・義務教育学校前期課程では、副担任の役割を担うエデュケーションアシスタントの導入や、教科担任制の推進、中学校・義務教育学校後期課程では部活動の地域移行に向けて民間委託の導入を進めるなど、教員の負担軽減を進めてまいります。これらの負担軽減により、限られた時間の中で、児童・生徒と向き合う時間や授業準備等の時間を確保し、質の高い授業や教育活動を担うことができる環境の整備を目指しているところです。

児童・生徒が安心安全に学校生活を送ることができるようにするには、学校全体で、教員と児童・生徒の信頼関係や、児童・生徒同士の共感的で温かな人間関係を築き、よりよい学校風土を醸成することが重要だと考えております。児童・生徒が居心地よく学校生活を送ることができれば、保護者や地域の方も学校に信頼を寄せてくださると考えております。次年度はこうしたよりよい学校風土づくりにも努めてまいります。

○西村委員 特に人員の部分で強化していただけることは大変ありがたいと思います。一方で採用も大変になってくるとお思いますので、よろしく願いいたします。

教師という職業は本当に大変だと思うのですがけれども、教師だけが大変な職業ではなくて、それぞれの職業にほかからは分からない大変さがあるはずだとも思っています。とはいえ、これほどに先生という職業が求められるのは、教育が人間を育てる基盤として重要だからであります。

同様に大切なのが、家庭でもあります。保育園、幼稚園、学校などでの相談は、どうしても子どもの相談になりがちです。保護者が関係機関とつながっていたらまだいいのですが、親が孤立してしまうと、接点がなくなってしまう結果、子どもが孤立していきます。今、子育て中の親たちがどのようなことに悩んでいるのか、子ども家庭支援センターに届く声、相談内容としてどのような声が届いているかを伺います。

○柏原子ども未来部長 子ども家庭支援センター等における相談内容の状況でございますけれども、多いところで申しますと、性格行動相談、それから育児しつけ相談などが増加の傾向にあるといったところでございます。

性格行動相談は、例えば友達と遊べない、落ち着きがない等々、生活習慣の著しい逸脱に当たるよう

な部分や、行動上の問題に関する相談が多いといったところでございます。令和4年度に117件ございましたけれども、令和5年度は既に今、151件と、かなり増加傾向というところでございます。

育児しつけ相談につきましても、家庭内における幼児のしつけ等の相談でございますが、令和4年度は117件ございましたけれども、令和5年度は現在においても118件になってございまして、年度末に向けてはさらに多くなってくるだろうというところを見込んでいるものでございます。

○西村委員 相談件数が増えているというのは、一方で相談しやすいということでもあると思います。子どもが心身ともに健やかに成長するには、子育てを、今だけのものではなく、子どもの将来につながるものと捉え、適切に関わることが重要ですが、この適切に関わるというのが、保護者当事者になると難しいと思っています。子育ては、誰かに教わる機会はありません、我流になりがちです。今の社会に足りないことは、子どもが育ち、家族も育つ芽を育むために、大人が学ぶことだと思っております。親こそ子どもの育ちのプロセスに興味を持ち、学びを深めていくことが大切だと考えます。

次年度、子ども家庭支援センターで、保護者の悩みに寄り添った支援が始まります。次年度の取組と、区の見解をお聞かせいただきたいと思っております。また、新しく始まるこの講座の目的と狙いをお伺いします。

○柏原子ども未来部長 令和6年度予算に提案させていただいている事業についてご案内させていただきたいと思っております。

親と子の関係を育てる専門プログラムということで実施を予定してございまして、構成は大きく2本立てを考えてございます。まず、子ども家庭支援センターで相談支援をしている家庭向けのプログラムは、虐待予防に特化したプログラムでございますけれども、例えば子どもが言うことを聞かない、つい、怒鳴ってしまうなどの保護者の悩みに対しまして、親と子の愛着を育むコミュニケーションを学ぶことを目的に、全6回のプログラムを実施する予定でございます。

それから、もう一つといたしましては、区内在住の子育て中の家庭から参加を募りまして、希望する方向けに実施するプログラムということで、これはまだ顕在化していない層を対象としたプログラムということで考えてございます。体罰によらないしつけの方法を保護者自身が見つけることを目的に考えてございまして、講座やグループワークなどの専門プログラムでございます。こちらは、きゅりあなどの会場で実施する予定でございますけれども、保育園などにも出張講座というのでも検討しているところでございます。

○西村委員 親子関係形成のための講座を以前から望んでおりました。ぜひともお願いしたいと思っております。

大人が子育てについて学ぶことは、青年期に起こる家庭内暴力や無気力などの問題行動を予防する発達予防学という観点においても重要だと伺いました。私の古巣である子育て学協会では、7つのパイプ理論というのを提唱しています。父や母、夫婦関係、兄弟関係、友達、親戚、先生や地域の人など、他人という、7つの人間関係が人格を形成するというものです。親自身の抱えてきたものや課題も学んでいきます。親は、子どもが生まれた翌日から父になり母になれるわけではありません。親子関係形成講座は、いずれ職員が自立して講師ができるようにファシリテーターを習得するとも伺っております。この講座の案内は、ぜひ不登校児童・生徒の保護者にも伝えて、様々に周知に取り組んでいただきたいと要望いたします。

続きまして、家庭教育が重要というのは款別審査でも質疑がありました。学校現場もこちらに関しては周知していただいていることだと思っております。不登校は子どもだけの問題ではありません。それな

のに、学校が家庭の問題に踏み込むことはできない現実があります。家庭教育において、学校現場が今抱える課題は様々あると思いますが、どのようなことがあるでしょうか。また、不登校の場合、親を介さない子どもにアプローチできないため、子どもの様子が分からないことがあります。これは大変な課題であると思っております。子どもに会えない場合、ケース会議で居所不明児童への接点を試み、何とかして会おうと、部署間を超えて連携することがあると伺っています。学校から直接、子ども家庭支援センターに連絡が入ることもあり、全く連絡が取れない場合には児童相談所が訪問することもあると思っておりますが、その段階になるまでに、学校は何度も何度もアプローチしていると思うのです。

そこで、不登校になった時点で、より踏み込んだ子ども家庭支援センターとの連携を要望します。HEARTS、カウンセラーと、学校内には様々相談窓口がありますが、不登校になった時点でというのが重要で、子ども家庭支援センターから保護者に連絡が行くようなアウトリーチの支援ができないか、親が自分の悩みを相談できる体制の整備を求めます。ご答弁をお願いいたします。

○米田教育次長 学校教育が直面している課題は多様化しており、ご家庭の状況が直接的に影響しているものとしては、虐待やネグレクト、ヤングケアラーなどが挙げられます。また、いじめの認知や不登校、あるいは子どもの学習意欲の低下など、個々の実情を把握する中で、ご家庭の影響があると考えられるものもあります。いずれにしましても、ただ1つ同じ課題はなく、個々の課題の状況を整理・把握して対応に努めていく必要があり、課題を解決していく上で、家庭との連携は必要不可欠であると考えております。

また、不登校については、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること。心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること。学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にするなど、一人一人の子どもに寄り添った対応をしていく必要があります。そのためにも、マイスクールやフリースクール、ご家庭やHEARTS、スクールカウンセラーなど、様々な関係機関との連携は非常に重要になってきます。その際、不登校の背景に、養育や虐待などのご家庭での課題が考えられる案件については、子ども家庭支援センターとの連携を図り、対応している案件もございます。

不登校に際しての相談窓口については、担任や養護教諭をはじめとした教職員や、先ほど申し上げましたスクールカウンセラー、HEARTSなどがあり、必要に応じて教育相談などの相談窓口について紹介しております。対応に際しては、お子さんが不登校になり、保護者の方も精神的負担を抱えていることが考えられますので、まずはお子さんや保護者の方に寄り添った対応が大切であると考えます。子ども家庭支援センターとの連携につきましても、個々の事例を勘案しながら検討してまいります。今後関係各位との連携充実に努めてまいります。

○西村委員 チーム学校として、ぜひともお願いいたします。初期段階からの子ども家庭支援センターとの連携をぜひ強化していただきつつ、次年度始まるメタバース、不登校支援ポータルサイトでは、不登校児童・生徒の声が直接届いてくるのではないかと期待しております。よろしくお願いいたします。

学校に行けなくなっても、人生には多くの選択肢があります。幾らでもやり直しができます。このことを、子ども、そして保護者たちにも伝えていきたいと思っております。予測不能な社会を生き抜く子どもたちのために、教育環境を軸に住む場所を選ぶ教育移住が首都圏で広がりつつあります。ストレスフルな都会での課題についてご検討いただきたいと思っておりますが、教育のプロとしては教育移住がどんな可能性を秘めていると思われるか、お聞かせいただきたいと思っております。品川区立で自立を促す場所、都会にいてしんどくなってしまうのであれば、自然の中で過ごす機会を提供できないでしょうか。現在、登校

が難しい児童・生徒や希望する家庭に対して検討してみるのはいかがでしょうか。日野学園ほか区内3校でコロナ後に再開している勉強合宿の実績も活かせるのではないかと思います。こういうノウハウの積み重ねの中に、国内留学検討のヒントがあると思っております。宿泊型の学びの場のモデル実施をご検討いただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○米田教育次長 教育移住については、子どもや保護者が考える、よりよい教育環境が整った地域に移住することであり、その実行については、保護者や本人の意向によって実施されるものであると認識しております。例えば自然に視点を置いた際は自然豊かな地域への移住、語学に視点を置いた際は海外への留学などの教育移住は、今後ますます多様化する学び方や居場所の一つとして、子どもや保護者が考える教育環境を得られることが1つの利点であり、子どもの能力や可能性を引き出すこともあると考えられます。品川区立学校では、心身ともに健やかな成長を願い、義務教育9年間の一貫教育の中で、市民科や英語教育をはじめ、各学校で豊かな体験活動を実践しております。まずは区立学校の中で、引き続き本区の教育活動の充実に努め、未来を切り開く力を持つ児童・生徒の育成を目指しているところでございます。

自然の中で過ごす体験活動で、現在行われているものについては、豊かな人間性、自ら学び自ら考える力など生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されており、区としても、移動教室や林間学校などの機会を捉え、子どもたちが経験できるようにしてまいりたいと思います。現在でも、第5学年が日光での林間学校、第6学年・第7学園で、それぞれ日光・磐梯での移動教室を実施しており、学習の場を移し、自然を感じたり、体験学習を実施したりしているところです。過去にはその地域の疎開先であった地域と交流して実施した事例や、コロナ禍には富士や鎌倉など、実施形態や学習内容などを工夫して実施してきた経緯もあります。ご提案の内容も含め、今後の在り方については、各種事例を踏まえ、研究してまいります。

○西村委員 教育移住は、全国を改めて見ましたら、特色ある取組をしている企業・地方自治体が本当に増えてまいりました。区と縁が深いところ、熱意ある自治体を募集すれば、手が挙がるのではないかと思います。

ここで1つ、3年生の頃からほとんど学校に行かなくなり、教育移住した保護者の声を届けさせていただきます。オンライン授業を受ける日もありましたが、身になっているようには見えず、そして明らかに運動不足。共働き夫婦なので、平日は構ってあげることができない。今の日本の学校教育に疑問を感じるいいながらも、やはり学校は日中の我が子の居場所、そして勉強を教えてくれるありがたい場所だったのだと痛感したとおっしゃいました。1エピソードとして大変共感しています。学校は居場所です。そこに行けなくなったとき、環境をがらりと変える体験学習はニーズが高いと思われます。ぜひご検討をお願いいたします。

次に、職員の働き方について伺います。住みやすい、住んで楽しい品川区を築くために、エンジン役を務めているのは、区職員の皆さんだと思います。そのためには、区役所が、職員の皆さんが力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場でないといけません。職員の働き方、職場環境をよくすることは、区が住民に対して負っている役割を全うするための重要な基盤であることを改めてご認識いただきたいと思います。お伺いいたします。

この1年間で職員の超過勤務はどのような状況にあるのか。また、ハラスメントがあったとの訴えは何件ぐらい届いているのか、伺えればと思います。

○堀越総務部長 超過勤務の状況でございますが、令和4年度が1人当たり月11.6時間、令和5

年度、これは1月末の数字ですけれども、1人当たり月平均で11.9時間という状況になっています。参考までに、東京都が、令和4年度の数字で月当たり職員1人当たり16.8時間、民間がこれも月当たり1人当たり15.2時間になっていますので、区としてはやはり少し少ないという状況かと、全体状況としては思っています。

それからハラスメントの関係でございますけれども、パワーハラスメントにつきましては、相談全体としては23件で、申出者が調査を希望されて、調査して対応したものが6件で、セクシュアルハラスメントは数件相談があって、いずれも相談対応をして、解決に向けて対応したものでございます。

○西村委員 こちらも相談しやすくなった上での件数ということもあると思うのですが、特にご相談が多かった超過勤務は、課によっても違いがあるのではないかと考えております。款別審査でも、カスタマーハラスメントに関する質疑が我が会派からありました。昨年、全庁的にアンケートを取ったと伺っておりますが、アンケートでどういう課のご意見が多かったのか、具体的にどのような内容か、お話しいただける範囲でお願いしたいと思います。また、次年度、コンプライアンス推進担当ができると伺っておりますが、こちらも併せてお伺いいたします。

カスタマーハラスメントを防止し、職員が気持ちよく窓口業務などに携われるようにする責任は、職員を任用した区当局にあります。区民であっても、理不尽な要求には毅然とした対応を取る。被害に遭っている職員をきちんとケアする。これは非常に重要なことであり、ガイドラインなどの策定を求めますが、いかがでしょうか。

○堀越総務部長 カスタマーハラスメントに関するご質問でございますが、今年度、調査で把握したものは全39件でございます。ハラスメント相談として相談対応のものは、この中の1件でございます。アンケートの中の内容でございますけれども、この調査の中で、悪質クレームといたしましては、長時間対応や、いわゆる常習的なものや、内容が悪質と思われるものを対象としておりまして、この中で先ほどお話ししたように39件というものでございます。1件当たりの対応が非常に数時間に及ぶ、件数が100回を超えるというふうなものでございます。部署については、広報や税、福祉などで対応が多く、暴言を吐くなどのところが特徴でございます。

次年度、コンプライアンス担当との関連でございますけれども、様々、いろいろなハラスメント対応や、いじめの部分、職員の関係、サービス監視などといった内部統制などの検討を致しながら、健全な職員の労務環境を維持するために、また場合によって、コンプライアンス担当や法律的な対応も含めまして、区としての対策を検討していきたいと考えております。その中で、改めてガイドライン等の対応についても検討していきたいと考えているところでございます。

○西村委員 人事当局を中心に、23区でもトップクラスの働きやすさを実現していただきたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

最後に、これまでの歴史も踏まえまして、お伺いしたいと思います。今、新庁舎計画があり、区役所が変わろうとしています。長年の品川区役所としてのハードだけでなく、ソフトもどのような変化を遂げてきたのか。副区長はたしか昭和51年にご入区されたと思います。品川区の職員は勉強熱心で、区長と副区長の動きについていく大きな一枚岩となり、品川区をよくしていく1つの体制ができていたと思います。桑村副区長と話すとき、何かいろいろと見抜かれているような凄みがありました。私も早く成長しなければと思わせていただける緊張感がありました。新しい体制になるにおいて何を望むのか、これまでどういう思いでやってこられたのか、その中でどのような変化があり、職員や品川区役所であるべきだと思っておられるのか、最後にお聞かせいただければと思います。

○桑村副区長　　どうい話をすればいいのか、少し難しいところはあるのですけれども、1つは、品川区全体というのは、区民憲章にあるとおり、江戸の昔から交易の拠点であり、文化と産業の発祥地であるということで、非常に交流が盛んで、人と人との、何ですか、活性化するようなまちなのだと思います。そういう意味では非常に先進的な地域なのだろうと思います。それを受けて、品川区政もいろいろやられて、もちろん議会の推進性というのもあって動いてきたわけですが、私自身は、いわゆる高橋区長時代の後半と、それから濱野区長時代を、管理職あるいは副区長として過ごさせていただいたのは、その範囲になりますけれども、基本的に、何というのですか、高橋区長の時代というのは、この間の教育の款でもございましたけれども、非常に教育改革を進めてきた、また今も違う意味での子ども重視というようなお話もありますけれども、子ども施策に非常に力を入れたということなのだと思います。教育改革以外にも、例えば、まもるっちを展開したり、それから全児童放課後対策のすまいるスクールを展開したり、それから保育園では、公立保育園ではなかなかなかった延長・夜間保育や休日保育、あるいは年末保育や病後児保育と、多分、その時点では23区ナンバーワンの保育行政をやってきたのだろうと思います。その後、待機児童対策等があって、その意味でまた違う施政の形にはなっていますが、非常にそういう意味での先進性があった施策をしてきたのだろうと思います。

その後を受けた濱野区長は、それを受け継いできたわけですが、現実に教育改革といっても、今、6校の小中一貫校ができています。日野学園ができたのが、もう高橋区長が最後の年の4月であります。現実には6校を完成させたのは濱野区長の時代で、今、それに合わせて学区域等も編成し直して、小中一貫教育が完成したということなのだろうと思います。そういった施策、あるいはいわゆるハード物の施策、スクエア荏原がオープンしたり、それから、こみゅにていぷらざ八潮もそうですし、この隣の中央公園の拡張をする、あるいは文庫の森公園ができてくる。それから、少し止まっていた特別養護老人ホームを5つ開園させるといったようなことも起こってきております。そういう意味では、非常にハード・ソフトとも優れてきた時代なのだろうと思います。

一番は、濱野区長時代は、それまで高橋区長の任期途中まで、品川区の人口というのは昭和39年がピークで41万5,000人ぐらいだったと思いますけれども、それがずっと三十何年間、落ち続けていまして、31万5,000人ぐらい、10万人以上落ちたというのを徐々に回復してきたわけですが、濱野区長の時代で、いわゆる区民に選んでいただける、人口が必ず伸びる区政、今も長期計画で伸びる判断をしているわけですが、そういうものをつくってこられたのが一番大きな区政の功績だったと思っています。そういう意味では、世論調査等では、いわゆる区民の定住意向というのが9割を必ず超すという区政をつくり上げたというのが、濱野区長の一番大きなことだったかと思っています。

最後のほうでは、品川区ではなかなか観光という施策を打ってこなかったわけですが、観光や、あるいは議員提案でつくられた文化とスポーツのまちづくり条例というのを活かしたオリンピックもありますし、文化・スポーツというものにも力を入れ出したところでコロナがあって、今、止まっているというのですか、少しまた進み出したところでしたけれども、その意味では、地域の中でもスポーツを推進する、あるいは観光する組織・個人が非常に出てきたというのが、最後のところなのだろうと思います。

これまでのところで、これからの期待するものというのはありました。これからは、正直言って、森澤区長は出てこられて、どんどん公約を実現され、また令和6年度はウェルビーイング予算ということで展開されていくわけですが、身近にみると、やはり非常に開かれた区政をつくろうとされてい

る、文字どおり、区長室のドアが開いているわけであります。その中で一番思うのは、やはり非常に明るい方、明るいリーダーシップというのが、やはりこれからの区政を引っ張る一番大きな力なのではないかと思えます。笑い声がよく聞こえるわけであります。それがやはり、一番力強い今後の、先ほど職員のお話もありましたけれども、そういう意味で、そういう形の開かれた区政、あるいは開かれた区の行政組織というものも望まれているのだらうと思えます。それが、ぜひ実現して、すばらしい子育て施策、あるいはバランスのよい施策につながっていけばいいと思っていますところでございます。

○西村委員 以上で、品川区議会自民党・無所属の会、総括質疑を終わります。

ありがとうございます。

○まつざわ委員長 以上で、西村委員の質疑を終わります。

次に、新妻委員。

○新妻委員 品川区議会公明党を代表し、こんの副委員長と共に総括質疑を行います。

最初に、品川区版子どものベーシックサービスについてです。公明党は、2020年に開催した公明党大会で、公明党が目指す新たな社会像を示しました。それは、慶應義塾大学教授、井手英策先生が提唱する、全世代型社会保障の考え方をさらに推し進めたベーシックサービス論です。医療や介護、育児、教育、障害者福祉、住まいなど、人間が生きていく上で不可欠な基本的サービスを無償化し、弱者を助ける制度から、弱者を生まない社会へと、福祉の裾野を大きく広げるもので、その中には、学校給食費や学用品の無償化も含まれます。

さて、森澤区長は予算編成に当たり、人々の不安や不満などの「不」の解消をすること、区民の「不」を取り除き、未来に希望が持てる政策を打ち出していくことこそが行政と政治の責任であると発信し、品川区2024年度、新年度当初予算案は、区民の幸せ、ウェルビーイングの観点から、一般会計で2,036億5,600万円と、過去最大規模の予算案が示されました。区議会公明党が緊急要望で申し入れた学用品の無償化も盛り込まれ、今年度から開始した、学校給食費、高校生の医療費、0歳から2歳の第2子の保育費の3つの無償化、そして、0歳児おむつ宅配、これらは全て所得制限を撤廃しています。国や都に先んじて事業展開されたことを評価いたします。

そこで、予算額についてお聞きし、今後の事業継続において、財源も含めて、区のお考えを伺います。

まず、国立・都立特別支援校を含む学校給食費です。東京都の新年度予算では、学校給食費無償化を行う自治体に、都が補助する予算が組み込まれる予定です。都の予算の概要をご説明いただき、事業継続の区のお考えを伺います。

次に、高校生の医療費についてです。都の補助が2025年度まで10分の10、2026年度以降は2分の1と減額する予定であることから、事業継続のための財源確保を、引き続き区長会を通じて働きかけるとしています。現在の状況をお知らせください。また、2026年度以降の事業継続において、補助が2分の1となった場合の予算規模と財源を伺います。0歳から2歳の第2子の保育費無償化と、0歳児おむつ宅配、学用品の無償化は、財源と今後の継続についての区のお考えを伺います。

○米田教育次長 私からは、学校給食に関するご質問にお答えを申し上げます。

東京都公立学校給食費負担軽減事業、東京都の制度ですが、こちらの概要については、学校給食を実施している各区市町村が、区市町村立学校の学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合に、その費用の2分の1を都が支援する事業となります。なお、補助の上限額などの詳細については検討中との説明を受けております。本区の学校給食無償化事業については、今回の都の補助金も有効に活用し、継続して実施してまいりたいと考えてございます。

○柏原子ども未来部長 私からは、高校生の医療費に関するご質問についてお答えいたします。

高校生の医療費無償化に当たりまして、その財源確保について東京都との交渉状況でございますけれども、令和4年12月に区と都の協議の場が設けられまして、その後、令和5年1月から今年の1月まで、都区双方の部長級による検討会が3回ほど、協議の場として開催されてございます。

しかしながら、令和8年度以降について、現時点で東京都の考え方は変わっていないといったところで、協議は平行線といった状況でございます。引き続き、強く申入れをしていきたいと考えてございます。

また、都の補助が2分の1となった場合でございますけれども、令和6年度予算案におきまして、都補助を約1億5,000万円と見込んでございますけれども、これが2分の1、半分ということになりますので、7,500万円ほどが新たに区負担になるというものと考えてございます。

○久保田企画部長 私からは、0歳から2歳の第2子保育無償化等の事業における財源と、今後の継続についてお答えいたします。

まず、令和6年度の各事業の財源でございますが、0歳から2歳の第2子保育無償化では、東京都の保育所等利用多子世帯補助金により、補助率10分の10が交付されているというところでございます。

次に、0歳児おむつ宅配ですが、こちらは、国の補助金であります母子保健衛生費国庫補助金で3,468万円、都補助である子供・長寿・居場所包括補助金で1,000万円を計上しているところです。

最後に学用品の無償化につきましては、全て一般財源により事業を実施する予定でございます。

次に、今後の各事業の継続につきましてですが、いずれの事業も「子育て・教育で選ばれるしながわ」を実現するために重要な施策と考えております。事業実施に際しましては、事務事業評価による課題の洗い出し等も行っておりますが、また財源の確保におきましても、国や東京都の補助金の動向を注視しながら積極的な活用をしていきたいと考えており、今後も事業を継続していくという考えでございます。

○新妻委員 引き続き、国や都へ働きかけていただきながら、安定した財源を確保した上での事業継続を要望いたします。

款別審査では、公明党が進めようとしているベーシックサービスの視点から、子ども世代だけではなく高齢世代を支援する施策の展開を求めたところです。高齢者のベーシックサービスとして、高齢者の住まいの総合的・包括的な支援について伺います。款別審査において、単身高齢者を含む住宅確保要配慮者の住まいについて様々な課題があることを指摘いたしました。国の調査によれば、入居後の家賃の支払いや、亡くなった後に残る家財など残置物の整理に不安があるため、高齢者等の入居に拒否感を示す賃貸住宅の大家は約7割に上っています。また、比較的安価な家賃の賃貸住宅が減少してきていることや、社会福祉協議会の高齢者住宅生活支援サービス事業、あんしん居住サポートや、セーフティネット専用住宅家賃低廉化補助制度についても質疑を行いました。

国のデータによると、全国で単身の高齢者世帯は増加傾向にあり、2040年には高齢者人口がピークを迎える見通しです。品川区でも2021年度より、高齢者等に住宅をあっ旋する住宅確保要配慮者入居促進事業を開始したところ、予想を上回る区民ニーズがあり、来年度予算案においては今年度の3倍の予算を計上したことも、そのことの現れとも言えます。区内の単身高齢者世帯の推移と、今後の区内の単身高齢者の人口のピークの予測年度と予測数を伺います。

次に、住宅確保要配慮者に対して支援を行うNPO法人や社会福祉法人で、東京都が指定する居住支

援法人の都内・区内の法人数をお知らせください。そして、居住支援法人と区との連携・協力を進めること、また居住支援法人が、より多く区内において指定されるよう、区の積極的な取組を要望します。見解を伺います。

○久保田企画部長 私からは、単身高齢者のピークと人口推計についてお答えいたします。

まず、65歳以上の高齢者のピークでございますが、人口を推計している最終年の令和42年まで一貫して増加を続け、高齢者の人口は14万5,000人になる推計でございます。単身高齢者の推計は算定してございませんが、私どもで試算いたしますと、現在の単身高齢者の割合が約39%ということでございますので、単身高齢者は、それから推計いたしますと、令和42年時点で約5万6,000人になり、現在の3万1,000人から大きく増加するものと考えているところでございます。

○中村都市環境部長 居住支援法人でございますけれども、今後、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を進めていくに当たりましては、法人との連携・協力は非常に不可欠と考えております。

居住支援法人ですが、今、得意、不得意がありまして、高齢者の支援が得意だったり、独り親世帯の支援が得意だったりといった特徴や得意分野がございますので、それらを活かした効果的な連携と協力について検討してまいります。

区内には、都が指定する居住支援法人は現在ございませんけれども、今後、居住支援法人としての可能性のある法人について、指定に向けて促すということと、また必要に応じて指定に向けた支援を検討していきたいと考えております。現在、都内は支援法人が53団体ありますけれども、区内は0団体ということで、そういった取組を行ってまいります。

○新妻委員 ただいまご答弁を頂きまして、今後、高齢者が増えること、そしてさらに単身高齢者も大幅増になることが分かりました。

高齢者の住まいの支援は住宅あつ旋にとどまりません。具体的には、転居支援、入居者の日常的な見守り、医療や介護など福祉との連携、また民生費の款別審査でもエンディングプランについて取り上げましたが、葬儀、納骨、また残置物整理に至るまでの総合的・包括的な支援が必要であると考えます。

こうした観点から、款別審査でも先進事例として取り上げた北九州市の認定NPO法人抱樸は、居住支援法人として不動産会社や家賃債務保証業者と協力し、サブリースという形態で、オーナーである不動産会社から空き室を値引きして借り上げ、管理人が常駐し、そして見守りや24時間の相談や専門家の定期訪問、そして死後事務についても総合的・包括的に担っています。今回の住宅セーフティネット法の改正では、全国の好事例をモデルとして、居住支援法人となった社会福祉法人やNPO法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへの連携を行う居住サポート住宅認定制度が創設される予定です。

そこで、住宅確保要配慮者の住宅確保のために、今後、品川区がNPO法人や社会福祉法人による住宅の借り上げを積極的に支援し、居住サポート住宅として認定することが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、入居前、入居中、死亡等による退去まで、高齢者の方ができるだけ希望に沿った生活が送れるような総合的・包括的な居住支援体制、言うなれば高齢者丸ごと支援体制を構築する必要があると思いますが、いかがでしょうか。それぞれ伺います。

○中村都市環境部長 まずサブリースについてですけれども、こちらはご指摘のように、現在、国会で改正住宅セーフティネット法が審議されております。この中で居住サポート住宅の認定制度の創設が盛り込まれているというところでございます。区としまして、法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅の促進は非常に大切だと考えております。サブリースの住宅の借り上げを行う法人には、経済力や一

定の条件も必要だとは思いますが、今後、居住サポート住宅の認定に向けてしっかりと検討してまいります。

○今井福祉部長 私からは、高齢者の総合的・包括的居住支援の体制についてお答えいたします。

まず現在、区としましては、住まいの総合窓口である住宅課で相談を受ける中で、区営住宅などのご説明のほか、高齢者からのさらなる相談は、高齢者地域支援課、高齢者住宅担当で受けております。令和5年度からは、民間賃貸住宅のあつ旋に際しまして、初回の債務保証料の助成対象となる保証会社を拡充いたしました。また、区が社会福祉協議会に委託している、先ほどお話にありました高齢者住宅生活支援サービス事業、あんしん居住サポートにおきましても、まずは高齢者地域支援課が、お住まいの相談をお受けし、所定の要件に該当する方を、あんしん居住サポートの各サポートのサービスにつなげております。

このように、区におきましては庁内外で連携いたしまして、高齢者の住まいの支援を行っております。さらに組織改正に伴い、本年4月より住宅課に居住支援担当を新たに設置するなど、支援体制の拡充を図ってまいります。今後も区が主体となって、民間法人等とさらなる連携を図りながら、総合的・包括的な居住支援体制を構築してまいります。

○新妻委員 ただいまのご答弁から、品川区が高齢者の住宅の支援については非常に大切であると考えてくださっていることが分かりました。

その上で、品川区は未来に向けた唯一無二の価値をつくり上げていく都市ブランディングに取り組むとしています。昨年行った区民アンケートの、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていくために必要な取組との問いでは、1位が子ども、2位が高齢者との結果となりました。高齢者の住宅の確保と支援を中心とした、高齢者の皆様に安心して住み続けていただける総合的・包括的な高齢者丸ごと支援をメッセージとして打ち出していきたいことを、区議会公明党は力強く要望いたしますが、見解を伺います。

○新井副区長 ただいま、都市ブランディングというお話を頂きました。

都市ブランディングは、1つには、品川という都市が持つ豊かな地域資源、ポテンシャル、それから人々が持つ魅力といった、オール品川で、この地域の付加価値を高めていくということが大事だと思っているというところが1つです。

その上で、あるいは一方ですか、本質的には品川というまちに住み続けたい、あるいは品川というまちに住んでみたいと思ってもらえるような施策を打ち出していくこと。他地域や全国に先駆けた先駆的な施策を打ち出し続けていくことこそが、都市ブランディングあるいは、ひいてはシビックプライドにもつながるものと考えているところでございます。

今回の予算案に関しましても、ウェルビーイング予算というものを打ち出させていただきましたが、こういった取組は、既に他の自治体にも徐々にいろいろ浸透しつつあるところでもありますし、とりわけ学用品の無償化に関しては、議会の皆様、それから区民の皆様からも評価を頂いているだけでなく、多くの新聞、テレビ等のメディアからも取り上げていただいて、評価を頂いているところであります。

一方で高齢者施策に関しては、なかなかメディアで取り上げてもらえないという悩ましいところもありますが、一方でデータを定量的に見ますと、今回の予算案、子育て施策に関しては、前年度対比の伸び率が5.2%の増、高齢・障害者施策に関しては6.7%の増ということで、実際に数字を見ると、高齢者施策に関しても着実に前に進めているところであり、これは23区全体で見ても、決して引けを取らないというよりも、むしろ高い伸び率になっているというところがあります。具体の施策で申し上げ

ましても、今回、付させていただきました介護職員、介護の担い手に関する独自の処遇改善手当もそうですし、あるいは認知症の伴走型支援事業も23区では初。あるいは、緊急安否確認システム等々の無償化や、あるいは所得制限撤廃の施策等、先駆的な施策を打ち出しているところではございますが、こういったものをしっかり、まずはメッセージとして伝えていくことが大事だと思っております。

加えて、やはり予算というものは、区民に対する、あるいは社会に対するメッセージだと考えておりますので、ご指摘いただきました高齢者の住まいの支援、もとより認知症対策や、あるいは担い手対策、あるいはフレイル予防といった、高齢者施策に関する政策パッケージを、子育て施策の政策とともに、引き続き力強く打ち出してまいりたいと考えているところでございます。

○新妻委員 ただいま、力強いご答弁を頂きました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーについてです。品川区は、パブリックコメントを踏まえた最終審議を行い、2024年度4月に第九期品川区介護保険事業計画を公表する予定です。計画の理念と目標は、「できる限り住み慣れた地域・我が家で暮らす」を高齢者介護の目指すべき在り方として定めるとしています。介護認定を申請し、介護サービスを受ける方のために、ケアプランの作成などを行うのがケアマネジャーです。厚生労働省は昨年4月に、介護支援専門員資質向上事業ガイドラインを策定し、ケアマネジメントの目的と意義を示しています。

そこで、在宅介護支援センターのケアマネジャーの人数を伺います。ケアマネジャーの人数は充足しているのでしょうか。また、お1人のケアマネジャーが担当する人数、今後の認定者の伸び率の予測をお知らせください。そして、現在、ケアマネジャーの研修や意見交換の場はどのように行われているのでしょうか。また、今後予定されていることを伺います。最後に、このガイドラインに明記されている目的と意義をお示しください。

○今井福祉部長 それでは、私からは、介護人材ケアマネジャーについてお答えいたします。

初めに、在宅介護支援センターの介護支援専門員、ケアマネジャーの人数と、1人当たりが担当する件数についてでございます。区内20か所の在宅介護支援センターに勤務するケアマネジャーの人数は160人。令和6年3月1日現在の数値でございます。1人当たりが担当する取扱い件数は、居宅介護支援、要介護1以上においては35件以下、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントにおいては60件以下としており、必要な方へ介護サービスが提供されるよう、ケアマネジャーを配置しているところでございます。

次に、介護認定者および認定率につきましては、令和4年度が1万5,633人、18.9%に対して、令和5年度が1万5,865人、19.3%で、認定率は0.4ポイント伸びる見込みとしております。今後も、団塊の世代が令和7年度に75歳以上の後期高齢者になることや、その先も後期高齢者人口の増加が見込まれるため、認定者数、認定率ともに上昇が見込まれると推測しております。

次に、ケアマネジャーの研修等につきましては、各別で実施していきます在宅介護支援センター管理者会等の実施を含め、日頃からケアマネジャー事業所と意見交換を行っております。また、東京都が実施する法定の研修とは別に、地域包括支援センターの役割として、予防マネジメント研修の実施や、ケアマネジャーが自主的に組織している品川区介護支援専門員連絡協議会によりますケアマネジメントの質の向上に関する研修実施も支援しております。

最後に、国のガイドラインの目的と意義についてでございますが、まずケアマネジメントとは、生活全般の状況を総合的に把握し、自立した日常生活に向けての希望を十分に把握した上で、それを踏まえて、ニーズに応じたサービスを利用者の皆様に選択・自己決定していただくことを支援する、専門的な

機能でございます。これまでも、ケアマネジャーの資質向上につきましては、都道府県が実施主体となって、実務に就いた後も継続的に研修の機会を提供できますよう、体系的な研修を行ってきたことはございますけれども、研修内容に格差が生じているとの指摘も受けまして、今回の作成に至ったものと認識しております。研修の質の平準化を図るため、国として研修実施の指導者用のガイドラインを作成して、これを私ども品川区でも活かしてまいりたいと考えております。

○新妻委員 ケアマネジャーは、ケアプラン作成、医療連携、施設等社会資源のコーディネートなど、介護サービス利用者を支え、地域包括ケアシステムを構築する役割を担っていますが、介護のご相談を受けた際、ケアマネジャーの力量は本当に様々であると実感しています。高齢者が、住み慣れた地域・我が家で暮らすなど、全ての要介護・要支援者が満足度の高いサービスを受けられる整備が重要であると考えます。そのための品川区版ケアマネジャーガイドラインの策定を含めた、ケアマネジャーの負担軽減や質の向上において、具体的な取組を伺います。

○今井福祉部長 ケアマネジャーの負担軽減や質の向上における具体的な取組についてでございます。令和3年度から取り組んでまいりました、I o Tを活用したケアマネジメント向上支援事業を踏まえ、国が推奨します適切なケアマネジメント手法をさらに進化させるツールといたしまして、令和6年度は、ケアプラン自己点検ソフトを導入・活用していく予定でございます。これまでの3年間の取組につきましては、ケアマネジャーの視点や、本人・ご家族の行動変容に結びつく成果を上げておりまして、内閣府のS I P、戦略的イノベーション創造プログラム事業に採択されているところでございます。令和6年度は、国が進めるS I P事業に向けた調査・検討も併せて行ってまいります。

○新妻委員 引き続き、ケアマネジャーの負担軽減、質の向上に、取組をよろしく願いいたします。最後に、八潮地区についてです。新年度の八潮まちづくり検討予算案は575万6,000円、款別審査で委託費と確認いたしましたが、改めて詳細をお聞きします。

八潮団地の特徴の一つに、東京熱供給株式会社による熱供給事業があります。これは、団地に隣接する品川清掃工場のごみ焼却による廃熱を利用し、住宅へ暖房と給湯を、業務施設には冷暖房と給湯を供給しています。事業者へ委託するまちづくり検討では、住民サービスの向上のため、東京熱供給株式会社と連携した事業展開を要望します。

次に、八潮まちづくり庁内検討会が立ち上がっていますが、継続的な開催で、八潮地域の特性を活かした八潮のまちづくりが進むよう要望いたしますが、今後の会議の予定を伺います。また、区民委員会では、八潮連合自治会として建て替えが進んでいる他団地の視察をしたとの報告がありました。視察をして得られたことは何か、お知らせください。

○川島地域振興部長 私からは、八潮まちづくり事業についてお答えいたします。

まず、令和6年度予算案に計上している八潮地区まちづくり事業の委託費の内容です。こちらは、過去2年間の八潮みらい懇談会での議論の積み重ねや、八潮五丁目地区まちづくりガイドライン、考え方などで示された課題などを踏まえ、八潮地区のまちづくりのコンセプトを検討するための委託経費となります。

具体的には、自然環境を活かしたまちづくりや、脱炭素化に向けた環境への配慮などを調査研究するとともに、八潮地区内において多様な世代が触れ合い、集える場として有効に機能する、コミュニティスペースの設置についても様々な面から多角的に検討を行いたいと思っております。また、熱供給システムの有効活用の可能性について探るため、東京熱供給株式会社とも連携して検討していきたいと考えております。

次に、庁内会議については、八潮南特別養護老人ホームや八潮南保育園跡地の在宅子育て支援施設なども八潮地区内にあることから、来年度は庁内検討会議を継続的に開催するとともに、各所管とも密接に連携し、八潮地区の特性を踏まえたまちづくりのコンセプト検討を進めてまいります。

八潮まちづくり事業での施設見学会につきましては、昨年度、練馬区の光が丘、今年度は横浜市の野庭団地へ伺い、現地の見学や交流会を実施しました。こちらで得られたもの、成果につきましては、参加者からは次の視察先を積極的にご提案いただいたほか、逆に八潮に視察に来ていただいた方から、外から見た八潮について意見を伺ってみたいというご意見を頂いたところでございます。多くの方に、まちづくりに関心を持っていただく契機となり、まちづくりの機運醸成が進んできた点が、視察で得られた成果であると考えてございます。

○新妻委員 ご答弁いただきました。庁内を挙げての八潮のまちづくりに、ご尽力を引き続き頂きたいと思っております。

次に、八潮南保育園跡地の子育て支援施設について伺います。旧八潮南保育園は、都営住宅の1階にあります。また、周辺には多くの高齢者や住民が住まわれています。そこで、多世代交流ができる工夫や、地域で子育ての見守りができる雰囲気があるといいと考えます。例えば、食事をしながら多世代の交流ができるよう、システムキッチンなどの整備、施設の出入口にベンチの設置などを提案いたしますが、見解を伺います。

次に、八潮南特別養護老人ホーム増床計画、こみゆにていぶらぎ八潮と八潮地域センターについて伺います。八潮南特別養護老人ホーム増床計画では、既存棟東側2階、現在の屋内体育館の下には約760平米の部屋があり、今後の使用用途が未定となっています。この体育館の下の部屋、通称こみぶら八潮、地域センターの3つの施設の使い分けや活用の方向性をお示しく下さい。また、こみぶら八潮には、太陽光発電設備および蓄電池の計画的設置が予定されています。まず、設置目的を伺います。併せて想定容量をお聞かせいただき、設置することでどのような効果があるのか、伺います。

○柏原子ども未来部長 私からは、八潮南保育園跡の子育て支援施設についてお答えいたします。

こちらの施設は、区における在宅子育て支援の新たな拠点としたいと考えてございまして、今お話しいただきました、地域で子育ての見守りができる雰囲気といったところにつきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。具体的にご提案のありました事項につきましては、今後、運用方法などと併せて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○川島地域振興部長 私からは、八潮の公共施設等のご提案等についてお答えいたします。

こみゆにていぶらぎ八潮については、令和6年度から、文化観光課から地域活動課に所管を移管しまして、八潮地域センターと一体で管理・運営を行ってまいります。所管を移管する理由としましては、施設の管理・運営を一体的に行うことで、施設の現状や課題などをより明確にし、それらを解決につなげていくことを目的としております。来年度は、冒頭にご説明しました八潮まちづくりのコンセプト検討の中で、八潮地区の皆様のみならず、広く区民の皆様により一層ご活用いただけるコミュニティースペースとなるよう、その使い分け等も含めて検討を進めてまいります。なお、こみゆにていぶらぎ八潮に隣接しております八潮南特別養護老人ホームのスペースの活用につきましても、福祉計画課とも連携しまして検討を進めてまいります。

○久保田企画部長 私からは、太陽光発電の整備についてお答え申し上げます。

まず初めに、設置の目的でございますけれども、大きな太陽光発電整備をしていく総体的な目的といたしましては、SDGsの推進、ゼロカーボンシティしながわの達成、災害時における区有施設の防災

力の強化といったところを目的としてございます。また、こみゆにていぷらぎ八潮に設置することの目的、理由でございますけれども、そちらにつきましては、こみゆにていぷらぎ八潮の屋上には広い空間があり、多くの発電量が期待できることから設置することとしたものであります。

次に、想定容量でございますけれども、1日当たりの発電容量は約50キロワットで、これを具体的に言いますと、年間を平均して1日当たり一般家庭の約6世帯分が賄えると試算しているところでございます。

設置の効果といたしましては2つありまして、環境面では年間のCO₂削減量として、約3万平米の森林のCO₂吸収量とほぼ同じと想定しているというところでございます。また防災面では、停電時における非常電源となりまして、一定程度の照明やコンセントが使用できると想定しているところでございます。

○新妻委員 先日、八潮在宅子育て支援施設は、都内の公共施設では初となる、既存建築物の改修でZEB認証を取得し、また八潮南特別養護老人ホームも、公立の特別養護老人全国初、また民設を含む都内の特別養護老人ホームにおいても初となるZEB認証を取得したとありました。こみぶら八潮の太陽光発電設置も予定されており、八潮地区内で環境への配慮が大きく前進し、ゼロカーボンシティしながわの実現へ向けて大きく寄与されます。区の指導の下、区と地域が一体となって、これからの八潮地区のまちづくり検討が進みますよう要望いたしまして、質問を終わります。

○まつざわ委員長 以上で、新妻委員の質疑を終わります。

次に、こんの副委員長。

○こんの副委員長 区議会公明党を代表して、新妻委員に引き続き、総括質疑を行います。

初めに、防災・減災対策のさらなる強化を求め、質問いたします。

まず、住宅建物の耐震化についてです。今朝も9時8分、茨城県南部を震源とする地震があり、品川区は震度3でした。さて、能登半島地震では8万4,976件の家屋等が倒壊し、中には新耐震の建物もあったとの報道もありました。マグニチュード7.3の首都直下地震が発生した場合、品川区内における建物の被害想定は、区内の建物棟数6万3,483棟のうち、14.5%、9,178件が全壊または焼失するとなっています。在宅避難を可能とするための耐震化が急務です。区は耐震化促進計画に基づき、令和7年までに耐震性不十分な建物について、おおむね解消するとしています。

さて、品川区が2017年度から2019年度に実施した耐震化に関するアンケートによると、耐震化すべき、30%、必要なことと思うが難しい、49%となっており、79%が耐震化の必要性を感じている一方、42%が「費用負担が大きい」と回答しており、改修に至らない要因がうかがえます。現在、資材の高騰や働き方改革など社会情勢の影響により、費用負担はますます増える傾向性にあり、改修したくてもできない現状から、さらなる支援として新年度も、据置きとなった耐震改修費用助成についても拡充が必要であると考えます。

そこでお聞きします。区内の住宅建物についての耐震化の実績や、未耐震の件数、これまでの取組への評価と、新年度に予定されている事業、在宅避難の促進策として耐震改修費用助成の増額を提案します。それぞれお答えください。

○中村都市環境部長 まず、区内の建築物の耐震化の実績、そして未耐震の件数ですが、これにつきまして、これまで区内の住宅の耐震化の実績は、助成事業を開始したのが、平成16年から今年、令和6年2月までです。この中で、改修工事や除却など、延べ約1,900棟の耐震化を支援してまいりました。それで、未耐震の住宅の件数ですけれども、こちらは令和2年度に改定いたしました耐震改修

促進計画におきまして、区内の総戸数22万戸ということで、その中の1割弱の約2万戸は耐震性が不十分であると推計しております。

これまでの取組の評価でございますけれども、平成24年から10年間、支援に取り組んでまいりまして、耐震化率といたしましては83%から91%、約8%上昇しております。自然建て替えもありますけれども、事業の推進が耐震化率の向上につながっていると、一定、評価しているものでございます。また一方で、依然として耐震性が不十分な建物も存在しておりますので、今後、さらなる耐震化に向け、取組を加速させていく必要があると受け止めております。そして、令和6年度でございますけれども、耐震診断の助成率を、これまで2分の1でしたけれども、実質無償化しまして、さらなる制度の周知を行いながら耐震化を進めていきたいと考えております。

それから、区では令和5年10月に、旧耐震建物に加えまして、2000年までに建築された新耐震木造住宅も助成対象に加えております。住宅の耐震化を推進していく中で、改修工事の助成につきまして、今後、工事費の状況や区民ニーズ等も踏まえ、しっかり検討していきたいと考えております。

○この副委員長 進めていただきたいと思います。

品川区の耐震化促進の事業としては、住宅改修工事助成事業もあります。エコやバリアフリー改修に人気の高い助成事業ですが、この事業には耐震性を高めるための工事に対する費用助成もありますが、認知度が低いと感じます。積極的な事業展開をお願いしたいと思っております。

そこでお聞きします。耐震性を高めるための工事の具体的な内容と耐震の効果について、同じく工事の実績と課題について、区民への分かりやすい周知・啓発と、年度途中、事業予算が足りなくなった場合は補正を組むなど、積極的な事業展開を図ることを要望いたします。それぞれお答えください。

○中村都市環境部長 まず、耐震性を高める工事ですけれども、屋根を金属板ぶきなどの軽いものに替える屋根の軽量化、それから筋交いを入れた壁を設置したり、また基礎を鉄筋の入ったコンクリートで補強したりといった工法がございます。

その効果につきましては、例えば屋根を軽くすれば、建物の横揺れに対する負担が軽くなります。また、壁や基礎を丈夫にすれば、建物全体の崩壊のリスクが低くなる。低くすることができると考えております。

また、工事の実績と課題についてですが、耐震に資する工事の実績につきましては、令和5年度は6件、それから令和4年度と3年度はそれぞれ5件でございます。工事の内容は全て、屋根の軽量化というところ です。

課題につきましては、耐震性を高める工事の重要性をまずは理解してもらいまして、耐震診断を受けていただくこと。そして、それを実際に次の改修工事につなげていくことだと考えております。まず助成制度につきましては、毎年、住宅の改修についての助成は非常に多くの方に利用していただいているというところで、その中でも特に、耐震化に対する工事についてはどういった方法があるのかというのが具体的に分からないというところがあるとは感じております。そこで、そういった具体的なイメージが分からない方のために、イラストなど分かりやすい絵を使いまして、どなたにも分かりやすいチラシを作成して、周知・啓発にまた努めていきたいと考えております。

事業の予算ですけれども、令和4年度と令和5年度、それぞれ前年度に比べて300万円、400万円と増額してきておりましたけれども、また令和6年度は予算として1,300万円増額したいと考えております。さらなる予算措置につきましては、予算の執行状況を確認しながら、区民のニーズや要望に応えられますように、しっかりと検討してまいります。

○こんの副委員長 ぜひ、こちらの事業もよろしく願いいたします。

次は、区民避難所の機能強化についてお聞きします。大災害時、停電、断水、給排水施設の損壊によりトイレが使用不可となると、命に関わります。能登半島地震では甚大な被害を受けた断水によって、最大約6万6,800戸の飲料水や生活用水が使用できなくなり、トイレ問題は深刻化しました。

さて、品川区は在宅避難を促進するため、新年度は簡易トイレを区民1人20個、配布するとしたことは評価いたします。一方、区民避難所においてもトイレ対策は重要です。具体的な災害時、マンホールトイレや校舎内にあるトイレをきちんと使用できるようにしておくために、下水道管の耐震化が必要ではないかと考えます。また、断水した際、トイレ使用後は流すためにバケツ1杯の水が必要となります。その水はプールから運ぶこととなりますが、避難者と協力し合って運ぶにしても容易なことではなく、負担を軽減できる対策も必要だと考えます。

そこでお聞きします。全区民避難所周辺の下水道管の耐震化の現状について、学校マンホールトイレや校舎内のトイレについて、下水道管の耐震化の現状と課題について、プールの水を運搬する際の負担軽減策について、それぞれお答えください。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、区民避難所周辺の下水道管の耐震化の状況についてお答えいたします。

東京都下水道局では、避難所など災害時に人が集まる施設、また災害復旧拠点、一時滞在施設等、対策を優先して、マンホールとの接続部分の耐震化や、マンホールの浮上抑制対策を進めてきております。品川区においても一部、事業を受託して、事業を実施し、進めてきているところでございます。

区民避難所等の避難所につきましては、平成25年度までに、当時計画されていた対象の施設において対策を完了しているところでございます。また、その後、追加や変更された施設につきましても、下水道局の計画等の改正に合わせまして、その都度追加し、順次対策を実施してきているところと認識しているところでございます。

○滝澤災害対策担当部長 私からは、プールの水を運搬する際の負担の軽減策についてお答えします。

区民避難所となる各学校のプールの水の運搬方法についてですが、屋上にプールがある学校もあり、バケツでの運搬が困難なケースがあると認識しております。各学校に配備しておりますD級ポンプや、災害対策備蓄倉庫などに配備している排水ポンプを活用して、プールの水を一時的に地上の水槽にくみ出した後、バケツを使って必要な場所まで運搬するなどの方法を検討してまいりたいと考えています。

また、プールの水のほかに浅井戸を設置している区民避難所が43か所ございますので、断水時でも井戸水が使用できる状況であれば、浅井戸の水を利用することも考えております。

今後も、災害時の生活水の確保について、区民の負担軽減策を含めて、引き続き具体的対策を検討してまいります。

○米田教育次長 学校施設に関する防災の状況について、お答えさせていただきます。

学校敷地内の排水管の耐震化ですが、現在、全ての学校において1系統以上の耐震化は完了しております。マンホールトイレも併せて整備してございます。

課題といたしましては、耐震化された便器数が学校ごとにばらつきがあり、これにつきましては、学校改築やトイレ改修工事に合わせて増設していく考えでございます。

○こんの副委員長 それぞれ耐震化に向けて、よろしく願いいたします。

災害時の避難所生活は、様々な支障や困難が想定されます。その一つが、高齢者や障害のある方、体調不良、負傷された方などにとって支障となる、校舎内の階段です。区民避難所は基本的には学校施設

ですが、校舎の在り方として防災の観点も重要であり、避難者が安全で円滑な避難生活が送れるよう、避難所の機能強化として、学校施設へのエレベーター設置が必要と考えます。既に改築された学校には設置されていると認識していますが、今後、改築される20校においても、エレベーターの設置を要望いたします。

そこで、お聞きいたします。防災の観点からの学校施設の在り方についてのご見解と具体的な取組について、エレベーター設置の現状と未改築校への設置のお考え、改築は可能な限り計画を早め、エレベーター設置校の拡充を要望します。それぞれお答えください。

○米田教育次長 防災の観点からの学校施設の在り方についてでございますが、品川区地域防災計画に基づく区民避難所としての機能も充実させる必要があると、私どもも認識してございます。学校改築の際、防災課と設計段階より協議をその都度重ねながら整備を進めておりまして、防災備蓄倉庫の拡充や非常用発電機、蓄電池、受水槽など設置することを行いまして、防災機能の強化に努めているところでございます。

次にエレベーターについてですが、エレベーターは、防災だけではなくバリアフリーの観点からも重要な設備であると認識してございます。改築の際に必ず設置しており、今後も整備を進めてまいります。

最後に改築のペースでございますが、現在においては年1校のペースで改築しております。財政状況等も勘案しながら、今後については検討してまいりたいと考えてございます。

○こんの副委員長 どうぞよろしくお願いたします。

次の質問でございます。障害福祉についてお尋ねします。

初めに、障害者の就労についてお聞きいたします。国は、女性の活躍や、高齢者・障害者の雇用を促進するなど、多様な人材が社会で活躍できる働き方を進めています。これまで、障害のある方などは健康面に課題があるなどから、毎日6時間、年間を通じて安定して働くことは難しく、労働社会から取り残されてしまう現状がありました。また、雇用する側は雇用率充足のため、障害のある方ができそうな仕事をつくる、いわゆる社会貢献の一環としての雇用状況でした。

さて国は、障害者雇用促進法を改正し、今年4月から雇用時間は週10時間以上20時間未満となります。こうした動きの中で、品川区は新年度より障害者のための超短時間就労促進事業を展開するとし、事業開始に先立ち、今年1月29日には品川区超短時間雇用シンポジウムが開催されました。

そこでお聞きします。国が法定雇用時間を改正した背景と目的、品川区超短時間雇用シンポジウムでの講演内容や雇用の具体事例など、障害者雇用の意義について、新年度、展開する超短時間雇用促進事業について、目的と企業とのマッチング体制など今後の具体的な展開について、それぞれお答えください。

○今井福祉部長 私からは、超短時間雇用についてお答えいたします。

初めに、国が法定雇用時間を改正した背景と目的についてです。近年、障害者の方の就労意欲が高まるとともに、積極的に障害者雇用に取り組む企業が増加しております。そのような中、障害者雇用促進法の改正により、障害特性により長時間の勤務が難しい障害者の方の雇用の機会の拡大を図るため、本年4月から、週の労働時間が10時間以上20時間未満で働く障害者の方を雇用した場合、雇用率に算定できるようになったところでございます。区におきましても、障害等の理由により長時間働くことが難しい方に対して、その方に適した雇用の機会を創出する超短時間雇用の導入は大切なものだと思っております。

次に、区と区内の就労支援機関が参加する地域自立支援協議会就労支援部会と共に1月に開催いたし

ました、超短時間雇用シンポジウムの内容についてです。こちらは、超短時間雇用モデルの提唱者であります東京大学の近藤教授によりますと、欧米と比較すると日本では長時間働く必要があり、職務定義がなく、臨機応変に何でもできる人が求められている。長時間安定して働けない人は労働から排除されやすく、地域課題を産んでしまうことを教授は指摘されたところです。そのため、このモデルによりまして、区、地域や企業、大学等が連携して、インクルーシブに働くことを実現したいと講演され、124名を超える参加者の方からは、感銘を受けたというご意見を頂いたところです。

また、雇用の具体例ですが、実際に区内でマッチングに成功した2事例につきまして、雇用主である社会福祉法人と企業から、それぞれ1例ずつ報告がございました。いずれも、障害者の方に任せられる仕事は何かではなく、誰かが担ってくれると職場が助かる仕事を洗い出して、その業務ができる方をマッチングした事例でございます。

また、長時間雇用の意義についてです。これまでの雇用環境では働きづらさを感じていた人の雇用機会を創出し、能力を発揮することで、働きがいを感じることはもちろんのこと、雇用側におきまして業務を整理することにより、従業員への負担を減らして、働きやすい職場をつくるといった可能性があることから、区としては超短時間雇用促進事業を通じて、障害のある方もない方も、ともに活躍できるインクルーシブな社会を目指しております。

最後に今後の展開についてですが、令和6年度から超短時間雇用専任のコーディネーターを就労支援センターへ配置し、企業へアプローチするとともに、働きたい障害者の方との面談を行い、超短時間雇用に適した業務とのマッチングを具体的に進めるなど、企業と障害のある人をつなぎ、サポートする体制を構築いたします。さらに、地域自立支援協議会就労支援部会やハローワーク等との連携を強化し、超短時間雇用促進事業につきましてさらに推進することにより、障害のある人の多様な働き方の実現を図ってまいります。

○この副委員長 詳しいご説明、ご案内をありがとうございました。

さて、品川区は令和4年度より庁舎内に業務支援室を設置し、障害者の短時間就労に取り組んでいると認識しています。また、新年度からは、さらに超短時間就労を展開すると聞いています。先ほどご紹介いただきましたシンポジウムを参考に、ぜひ庁舎内で実施する超短時間就労だからこそ、様々な障害や疾患のある方々を包摂できる社会の実現のため、誰一人取り残さないインクルーシブな雇用と労働の場であってほしいと思います。

そこでお聞きします。業務支援室について、設置の経緯や目的、業務内容とマッチングの方法および雇用状況について、また課題や今後の方向性もお聞きします。また、マッチング機能の充実を図るため、業務支援室に専任のコーディネーター配置を提案します。それぞれお答えください。

○堀越総務部長 業務支援室に関してのお尋ねでございます。

まず、設置の経緯・目的でございますけれども、経緯といたしましては、区が令和2年4月に職員障害者活躍推進計画を策定しておりまして、その中で、非常勤の職である会計年度任用職員としての任用などについて選択肢を増やすことをうたっているものでございます。それを踏まえて令和4年度に設置いたしました。常勤ではなく短時間の会計年度任用職員として採用し、各課の軽作業をご担当いただいているというところございまして、業務内容、マッチング等でございますけれども、軽作業ということで、印刷や、印刷物の封入・仕分のほか、データ入力、それから書類の電子化などを行っていただいております。実績が、令和4年度が240件、令和5年度が1月現在で294件でございます。令和4年度は5名の方、令和5年度は6名の方を採用させていただいてございまして、勤務形態は6時間

掛ける4日の週24時間、それから6時間掛ける5日の週30時間がございます。このほか、サポートを行う職員といたしまして、精神保健福祉士の資格を持つ方など会計年度任用職員などを3名配置しているというところでございまして、マッチングについては、この募集に当たっては、区の障害者就労支援センター「げんき品川」と連携・協力いたしまして、この業務内容の紹介やご案内なども行っているところでございます。

課題と今後の方向性についてですが、スペースの確保、安定的な業務量の確保というところがございます。あと、令和6年度は超短時間雇用を進めるという観点から、週12時間、これは3時間掛ける4日でございませうけれども、この枠を新たに設定したところでございます。業務支援室に集約する以外にも、各所属で直接配置ということも検討していきたいと考えてございます。

最後に、マッチングの充実を図るためのコーディネーターに関するご質問でございますけれども、今お話ししましたように、各課の軽作業をさらにご担当いただくということや、そのことを進めるためにやはりマッチングが重要になってくると思っておりますので、今、障害者部門での雇用の事業と連携して行うようなマッチングも活用しながら、超短時間就労の場の拡充を図っていききたいと考えているところでございます。

○この副委員長 ぜひ、障害部門とも連携しながら、障害者の雇用促進を図っていただきたいとお願いしたいと思います。

次は発達障害についてお聞きします。2022年、文部科学省の調査によると、発達に障害のある児童・生徒は、小学生10.4%、中学生5.6%、高校生2.2%となっており、注意欠陥・多動性障害、ADHDなど発達障害の可能性があると推定された小・中学生は8.8%で、全国の公立小・中学校で70万人を超えると推計されています。発達障害は、発見や対応が遅れるほど、2次障害につながるおそれ、これを防ぐには、可能な限り早い段階で診断し、療育することが重要です。現在、健診については、3歳児健診や就学時健康診査を実施しています。また、発達障害児やその家族への支援については、相談支援や療育支援などに取り組まれています。

しかし、就学時健康診査後、入学までの数か月で、学校との連携や支援体制を組むことは容易ではなく、また現在、相談支援や療育支援施設の現状は、供給が追いついていない状況にあり、今後、早期健診の導入とともに支援体制の拡充が求められます。

そこでお聞きします。区内在住の子どものうち、発達に障害のある子どもの割合と今後の予測について、現在の支援体制の現状と課題について、可能な限り需要に対応できるよう、療育支援施設の拡充を要望します。それぞれお答えください。

○今井福祉部長 発達障害についてお答えいたします。

初めに、区在住の子どものうち、発達障害のある子どもの割合と今後の予測についてでございます。先ほどご紹介いただきましたとおり、文部科学省が2022年12月に発表しました調査によりますと、通常学級に在籍する小・中学生の8.8%に、学習面または行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性のあることが明らかになったところです。この8.8%を、令和6年1月1日現在の品川区の18歳未満の子ども的人数2万1,000人余に換算しますと、発達障害の可能性のある子どもは1,850人程度と推計されます。これはあくまでも児童・生徒の割合の推定値を示したもので、成長とともに一定程度、集団に適応していくお子さんもいるため、正確な人数は明らかにはなっておりません。また、今後の予測についてですが、第2期品川区子ども・若者計画によれば、品川区の子どもの将来の人口の将来推計は令和23年度まで増加傾向にあり、人口増に応じて、発達障害の可能性のあるお子さんの人数

も増えることが推測されます。

次に、支援体制の現状と課題についてです。発達の遅れに早期に気づき、支援につなげることは、早い時期から子どもの健やかな発達を促進するとともに、2次障害の予防にもつながります。そのため、区では、保健センターや保育園等と連携する中で、児童発達支援センター品川児童学園の専門職が相談を受け、療育が必要な場合は児童発達支援事業所へつなぐなど、発達に支援が必要なお子さんの成長を支える支援体制を整備しております。現在、児童発達支援センターは1か所ですが、今後、区立大原児童センターとともに、小山台住宅跡地の2か所、合わせて3か所を区内で整備していく予定でございます。また、児童発達支援事業所は現在、区内に27か所あり、3年間で12か所増え、放課後等デイサービス事業所は現在、区内に25か所あり、3年間で10か所増えておりますが、月間利用者数は、児童発達支援が3年間で100人以上の増、放課後等デイサービスは270人以上の増の状況にあり、現在策定中の第3期障害児福祉計画の中でも、いずれもニーズ量は増加するものと見込んでおります。

区としても、発達障害の可能性のあるお子さんまたは家族が、その発達を気にかけていらっしゃるお子さんが増加しているということを抑えておりますので、利用ニーズに応じて療育を支援する施設が必要と認識しております。今後、これらのニーズに応えられますよう、子どもの成長を支えるための拠点となります児童発達支援センターを新設するとともに、民間の児童発達支援事業所の誘致に積極的に取り組むことによりまして、支援が必要なお子さんへの療育の充実を図ってまいります。

○この副委員長 今、現状をるるご説明いただきましたが、拡充に向けてご尽力いただきたいと思っております。

さて国は、発達障害を早く発見し、滞りなく就学につなげることを目的に5歳児健診を推進し、今年度から健診を実施する市区町村に対し、費用の助成を始めました。5歳児健診については、早期発見のために有益なことから、我が会派は2005年予算特別委員会等で取り上げました。また、昨年10月、公明党としても政府へ、助成の対象年齢時期を追加し、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを要請し、2023年度補正予算に必要経費が計上され、昨年11月に成立しました。

5歳児健診は、障害があると診断された子どもに対し、就学前の1年間で継続的支援を行い、その子どもの特性に応じた適切な対応をすることで学校生活をスムーズに送れるようにすることが目的であり、とても大事な健診であると捉えています。

そこでお聞きします。3歳児健診と就学時健康診査での健診のタイミングや効果について、国が推進する5歳児健診の目的や経緯について、5歳児健診への見解と導入のお考えをお聞きするとともに、健診後のフォローアップ体制を求めます。それぞれお答えください。

○阿部品川区保健所長 私からは、5歳児健診についてお答えいたします。

まずは3歳児健診と就学時健康診査のタイミングや効果についてお答えいたします。3歳児健診は、子どもの発育や発達を確認する節目として、視覚や聴覚なども含めた心身の総合的な健康診査の機会として母子保健法で定められておりまして、その結果によって、経過観察等のフォローアップや、適切な専門機関への紹介等、次の支援へとつなげていくものでございます。

また、就学時健康診査は学校保健安全法で定められておりまして、入学前の11月に、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、義務教育学校への初めての就学に当たり、治療の勧告や、保健上必要な助言を保護者に行うとともに、就学に関する対応を教育委員会が取るべきものとされてございます。

次に、国が推進する5歳児健診の目的や経緯についてでございますが、国は3歳児健診以降、就学時

健診までの間において、切れ目のない母子保健を提供するため、社会性の発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進の機会として5歳児健診を進めております。この健診の経緯につきましては、詳細な検討の始まりにつきましては確認できてございませんけれども、2005年4月に発達障害者支援法が施行されて、この頃から5歳児健診の実施について専門家等からご意見が出たりしまして検討されてきたもの、また、この時期に品川区議会でも取り上げられてきたものと認識してございます。この際には全国的に、健診に必要な専門家の確保をすることが困難である等の理由につきましては、なかなか実現しなかったものでございますけれども、昨年、令和5年6月に閣議決定されました、こども未来戦略方針におきまして、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充の一環としまして、乳幼児健診を推進していくという中で5歳児健診の実施が示されたところでございます。

次に、区における5歳児健診の導入についてでございますが、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するという事は、区が現在取り組んでおります伴走型支援に通ずるものと考えてございます。ただ、5歳児の時期には既に多くのお子さんが幼稚園・保育園等に通っておられ、就労されている保護者も多いこと等も考慮いたしまして、また、これから国からガイドラインが示されるとも聞いておりますので、具体的な手法につきましては、関連部署も含めた協議を行い、今後検討してまいりたいと存じております。

最後に、健診後のフォローアップ体制につきましては、現在、区は、1歳半健診、3歳児健診と、国の法定の健診をしっかりと行っておりまして、3歳児健診につきましては、九十五、六%程度の受診率を保っております。多くのお子さんがこの時点で、いわゆる療育が必要な方については発見でき、適切な支援体制につなげられているものと考えております。ただし、5歳児健診の就学前の時期に、1年前くらいの時期に行いますと、いわゆる療育ということではないのだけでも、少し不安が残る。集団で学校生活を行うには少し何か準備をしなければいけないのではないかというような、保護者の方も不安に感じられるようなお子さんが、この健診の中でクローズアップされることがあるかと思っておりますので、専門的な療育ということではなくて、家庭内での生活への助言、あるいは保護者が相談しやすい場の確保等が必要となると考えておりまして、先ほど申し上げた健診の体制と併せて検討してまいりたいと存じます。

○こんの副委員長 国のガイドラインも参考に、進めていただきたいと思います。

最後に、若者の支援対策についてお尋ねします。国の孤独・孤立実態把握に関する全国調査や、品川区地域福祉計画の事前アンケート調査において、20代から30代の若者の多くが孤独・孤立を感じているという結果が出ています。品川区は、今年4月に施行する孤独・孤立対策推進法に基づく国の孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業を展開し、若者の孤独・孤立対策に取り組むとしていきます。また、既に今年度は孤独・孤立に関わる関係団体や当事者へのヒアリングなどを実施されたと承知しています。

そこでお聞きします。孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の目的と内容について、今年度実施した関係団体や当事者へのヒアリングの結果について、官民連携体制の在り方や運営など、今後の若者の支援対策の方向性について、それぞれお答えください。

○今井福祉部長 私からは、孤独・孤立対策につきましてお答えいたします。

初めに、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業につきましては、住民に身近な存在である地方公共団体において、官、民、NPO等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を国が支援する事業でございます。官

民連携プラットフォームのモデル構築とその成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進することを目的としております。

品川区は、令和5年度第2次取組団体として採択され、地域福祉計画策定を通して明らかになりました若者層に焦点を絞り、調査・検討を行うとともに、庁内研修の中で、孤独・孤立をテーマとした講演会なども行ってまいりました。

次に、今年度実施した6つの支援団体のヒアリングでは、区との連携を進める中で、さらに医療機関等との連携や、カウンセリング等のサポートの強化、地域のイベントや公共サービスとの接点を持つ必要性など、支援する側の課題認識を伺うことができました。また、支援団体を通じて11名の当事者の方に行いましたヒアリングにおきましては、どんなときに孤独を感じるか、支援団体と関わったきっかけ、どんなサービス支援があったらよいかを伺ったところです。当事者の状況は様々ではございますが、土日・夜間帯の公共施設の開所時間の延長や、キャリア支援を受けたい、心の相談をしたいなど、安心できる場所や相談相手などを求めているなどの結果を受けております。

なお、3月15日に開催されました内閣府の令和5年度の最終報告会では、品川区の取組を孤独・孤立対策に取り組む全国の自治体40団体と共有したところです。今後、内閣府のホームページで公開されるとも伺っております。

最後に、孤独・孤立対策における今後の若者層への取組につきましては、次年度に立ち上げを予定しております、仮称「品川区孤独・孤立対策地域協議会」におきまして、現在、支援サービスにアクセスできていない対象者や、既存の支援サービス利用者の中で孤独・孤立を感じ、生きづらさを抱えている対象者の方へのアプローチについて検討を進めてまいります。また、若者層のみならず、他の世代へも拡充し、地域協議会を核とした連携プラットフォームを構築するなど、区として積極的に孤独・孤立対策を推進してまいります。

○こんの副委員長 様々な説明をありがとうございました。それぞれの孤独対策を進めていただきたいと思います。

さて、思春期など、多くの若者は、自分の体の変化や性に関する問題で悩んでいます。男女には性差があり、それぞれ悩みも異なりますが、特に性に関する悩みなどは、多くの若者が家族や友達に相談できず、1人で抱え込み、インターネットで情報を入手できても不正確な情報もあり、気軽に相談できる環境づくりが求められます。現在、品川区においては、若者が気軽に体や性に関して相談できる体制はないと承知していますが、今後、相談しやすい保健室のような場が必要だと考えます。

そこでお聞きします。思春期など、若者の体や性に関する悩みについての現状と課題の認識、若者支援の必要性についてのご見解、いつでも気軽に相談できる体制や場の整備を要望します。それぞれお答えください。

○柏原子ども未来部長 思春期などの若者の体や性に関する悩みの現状等についてでございますけれども、現在、児童センターや子ども若者応援フリースペースなどで、悩みの相談は日々の中で受けているといったところではございますけれども、生活面や進路などといったところのご相談が中心といったところではございまして、心と体の相談といった面では必ずしも十分ではないという状況でございます。そうした面におきましては、若者に対しての支援が十分ではないという部分がございまして、課題もあるものと認識してございます。

このようなことから、思春期は心も体も大きく変化する時期だといったところもございます。何か不安を感じたときに気軽に簡単に相談できる仕組みは必要なものと考えてございまして、区として安心し

て相談できる場、またはその体制といったことは、今後、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○この副委員長 前向きなお考えをありがとうございます。ぜひ体制を整えていただきたいと思えます。仕組みなども考えてくださるということですので、よろしくお願いします。

そこで、相談体制というか体制整備について、幾つか要望したいと思えます。例えば保健師など専門家による相談体制、また相談についてはSNSやオンラインなども可能とする体制、こうしたことを要望したいと思えます。これについてのご所見を伺いたいと思えます。

○柏原子ども未来部長 検討に当たっての幾つか具体的なお提案を頂いたところでございます。

このような相談を受ける際に、専門の事業者と申しますか、団体があるといったところを聞いてございます。また、今お話がありましたように、対面ではない相談といったところも想定されるところでございます。ご提案内容も含めまして、他自治体の事例なども参考しながら、今後、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○この副委員長 若者支援とともに、ほかにも要望しました内容につきましても、どうぞ進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、区議会公明党の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○まつざわ委員長 以上で、この副委員長の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時25分休憩

○午後1時25分再開

○まつざわ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。

山本委員。

○山本委員 しながわ未来を代表して、吉田副委員長と共に総括質問を致します。

まず、区内経済の活性化と物価高対策について伺います。区は、キャッシュレス決済還元ポイント事業を6月に予定しておりますが、この事業は区内経済の活性化と区民のための物価高対策の両方が目的ということでよいか、お教えてください。また、このポイント還元事業で使えるキャッシュレス決済事業者はどこか、ポイント還元の利用者が区民か区民でないかが確認できるのかどうか、確認できる場合は、前回の実績も含め、事業者ごとにお教えてください。

○川島地域振興部長 キャッシュレス決済ポイント還元事業につきまして、物価高騰の長期化による深刻な経済的影響を踏まえまして、区民生活の下支えとともに区内経済の活性化を図ることを目的として、6月より開始予定としているものでございます。例年より前倒しで開始しますプレミアム付区内共通商品券事業、春のものと併せて、年度をまたいだ切れ目のない経済対策として実施するものでございます。

それから対象となるキャッシュレス決済事業者につきましては、a u P a y、d払い、P a y P a y、楽天ペイの4者ということで、令和4年の秋に実施した事業と同様でございます。2つの事業者、d払いと楽天ペイは、キャッシュレス決済ポイント還元事業の利用者のうち、区内在住か、それ以外かに関するデータを把握しておりますが、残りの2事業者、a u P a yとP a y P a yにつきましては、住所登録が任意であるため、全ての利用者の住所に関する正確なデータは提供できないということになってございます。それから、d払いにつきましては区内在住者が全体の約4割、39.6%、楽天ペイにつ

いては全体の5割、約50%ということでございます。

○山本委員 理解いたしました。まず、切れ目のない支援の取組姿勢について評価いたします。一方、区民利用が半分では、物価高対策としては効果が低く、また全体で区民の利用率が分からず、効果検証ができない点は課題があると考えます。

本事業は、区の独自財源5億円を使います。来年度の春に実施する区内共通商品券に対する区の支援額2億円と比較して2.5倍です。より多くの区民の方々に利用されることがふさわしいのではないかと考えます。後ほどの話につながりますが、より有効で効果的な手段を検討していくことを要望いたします。

続けます。今回のポイント還元事業では、区と事業者の間に委託企業がいるとの理解です。委託先および委託費用についてお教えてください。また、利用店舗について、商品券と比較してお教えてください。

○川島地域振興部長 本事業の区の業務委託先につきましては、株式会社JTBでございます。委託費用が約5,829万円となっております。この費用の中には、事業の企画、PR業務、各種印刷物の企画・作成、対象店舗の募集および取りまとめ、コールセンター業務などが含まれてございます。それから、利用店舗数につきましては、本年6月の実施時の利用店舗数が8,000店舗の見込みでございます。現在、店舗募集等をさらに進めている段階でございます。一方、プレミアム付区内共通商品券の利用対象店舗数は、品川区商店街連合会加盟店の約2,000店舗でございます。

○山本委員 理解いたしました。委託経費は、この枠組みの場合、取りまとめの必要経費ですが、1つのプラットフォームで実現できれば、この経費の一部は削減できると考えます。また、利用できる店舗について裾野が広いことについて理解いたしました。以上を踏まえて、次の質問に進みます。

次は、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」を使った商品券のデジタル化について伺います。商品券のデジタル化については、昨年の決算特別委員会一般質問でもご提案し、具体的にデジタル地域通貨へのステップとしての導入をご提案いたしました。来年度、調査費用として新たに242万円を計上されました。要望したペースよりも遅いですが、一步前進したことについて評価いたします。

まず、どのような調査を予定しているか、お教えてください。また、先日の産業経済費の際も説明いたしました。都がデジタル地域通貨「Tokyo Tokyo Point（仮称）」を進めると表明いたしました。以降、「東京ポイント」といいます。専用アプリ、QRコードを用いて、飲食店やスーパーといった都内加盟店でポイントをためたり使ったりできるデジタル地域通貨プラットフォームとなるということです。都議会での答弁によれば、民間事業者のQRコード決済と連動した使用を想定し、付与されたポイントの使える範囲については、イベントを行う自治体が設定できるという機能が付与されるとのことでした。例えば、品川区のイベントでポイントを配布した場合、使える範囲を品川区だけに設定できるようになります。この機能は、店舗の大きさや業種なども細かく設定できるようになるということです。

東京ポイントは、利用店舗を商品券の加盟店だけに限定できるような機能を有することから、商品券のデジタル化はこのプラットフォームの上でも進めることができるのではないかと考えられます。店舗が負担するキャッシュレス決済に係る手数料の問題はあるものの、主体となる品川区商店街連合会と活用協議を進めるべきであると考えますが、区のお考えをお聞かせください。

さらに、先ほど説明したキャッシュレス決済還元ポイントにおいても、課題の解消ができます。具体的には、区民だけにポイント還元を実施でき、また中間の委託業者へのコスト負担を削減できると考えます。今後のポイント還元事業では、このプラットフォームの活用を検討してはいかがでしょうか。区のご意見を伺います。

○川島地域振興部長　まず、デジタル商品券の導入に向けた検討内容ということでございます。

デジタル商品券につきましては、23区の中では8区、目黒区、太田区、港区、新宿区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区で導入されており、先行事例として特に近隣区の状況などについて、制度設計やシステム構築の状況、区民の利用動向などをしっかり調査・把握していきたいと考えてございます。

また、これまでの紙の商品券の運営状況なども踏まえまして、商店街連合会にとって導入・運用しやすいデジタル商品券とする必要があることから、専門家の知見および商店街連合会や店舗のニーズ等も踏まえた制度・システムを考えていきたいと、今、準備をしているところでございます。

続きまして、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」の活用というご提案でございしますが、そちらにつきましては、現在、東京都がスキームを検討している段階であり、様々な連携の可能性というはあるということではございますが、具体的な制度設計やシステム構成というのはまだ示されていないような段階でございます。キャッシュレス決済ポイント還元事業、それからデジタル商品券のどちらの事業につきましても、こちらをプラットフォームとして活用できるかという検討ができるような段階にはないというところでございます。引き続き、東京都の施策の動向を注視しながら、今後の事業の実施方法、実施手法等を検討してまいりたいと考えてございます。

○山本委員　今後いろいろと話が進んでいく中で、活用の前向きなご検討を要望し、次の質問に進みます。

次は、デジタル地域通貨とポイントサービスを使った行政施策の効果最大化について伺います。デジタル化は、行政が行う施策を効率的・効果的に進める大きな鍵となるものと考えており、本件は、2022年の区長選挙以来、私が繰り返し提案してきた事項です。本件においても、東京ポイントのプラットフォームを使えば、私が昨年的一般質問で詳しくご提案した区独自のポイントサービスが実現できると考えます。

先日、産業経済費で提案させていただいた東京ポイントの活用について、本日のこしば委員の答弁で、同志が増えたことを大変うれしく思い、改めて本件を進めるべきと思っております。本件、大手キャッシュレス決済と連動して使えるとすれば、先ほどの説明のとおり、多くの店で利用でき、区民の皆様にとってとても便利なプラットフォームとなります。前回の一般質問では、事業スキームや運用方法の検討、コスト等が課題とのご答弁でしたが、東京ポイントの活用で大部分が解決できると考えます。もちろん、詳細はこれからとなりますが、大きく前進することは間違いありません。そこで、これから説明するそれぞれの事業について、参加率に課題がある、もしくは、もっと参加率などを高めたいという考えがあるかどうか、お聞きいたします。

まず、私が以前から繰り返し提案してきました健康ポイント事業、本日のこしば委員の答弁でもご賛同いただき、心強く思っております。多くの方に参加してもらい、健康づくりを進めてもらいたいという考えはないでしょうか。これまでの参加者の要望に応え、さらに景品の輸送コストの削減にもつながります。昨年的一般質問のご答弁の際に説明を頂きましたが、「しなみちレポート」にもっと投稿を頂きたいとの考えはないでしょうか。これ以外にも、これまで繰り返し述べているものも含め、数々あります。防災訓練、災害に備えて、より多くの方に参加してもらいたいという考えはないでしょうか。防災備蓄品、自助を進めるため、できるだけ購入してもらいたいという考えはないでしょうか。全区民向けアンケート、約9,000万円の費用を使って24%の回答です。もっと多くの区民の皆様にご答えてもらいたいと思いませんか。庁舎跡地の活用など、その他の様々なアンケートも一緒です。区の様々なアプリ、しながわこどもぼけっとなどを、より多くの方に使ってもらいたいと思いませんか。ほかにも、

区民まつり、スタンプラリー、各種スポーツや福祉イベントなど区民参加イベントの参加者の増加、各種がん検診やその他検診の受診者の増加、子どもの食の支援、町会・自治会の加入の増加、屋外広告物撤去などのボランティア増加、区が発信した情報の受信数の増加などなど、ほかにもまだまだ多くの活用できそうな事業がありますが、時間が限られておりますので、今回はここまで申し上げた事業に関し、それぞれの部ごとにお考えをお聞かせください。

次に、先ほど申し上げましたそれぞれの事業について、東京ポイントを使って参加率などを高めるためのインセンティブをつけることについて、それぞれの部ごとにご見解をお聞かせください。

○久保田企画部長 区民アンケートをはじめとしまして、防災訓練や各種検診など、多くの事業の参加率等を高めることのご質問を頂きましたので、品川区全体で部課間調整を行っております企画部として、私からまとめてお答え申し上げます。

参加率等は、各事業の目的や意義を達成するための成果指標の一つであり、私どもとしましては、できるだけ多くの方にイベントなどの事業に参加していただくとともに、区民サービスの各種メニューを活用していただきたいと考えております。そのため、広報誌やホームページをはじめ、SNSによる発信、啓発イベントの開催、対象となる方々への直接的な働きかけなど、様々な方法により、多くの方に参加していただけるよう取り組んでいるところであります。

次に、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」についてですが、現在、東京都からこの事業の詳細な説明はありませんが、これまでの区の取組や、他の自治体での事例などを見ますと、ポイント付与によるインセンティブには一定の効果があると考えており、事業の目的や特性に応じて検証する必要があると考えております。

○山本委員 各部から直接ご答弁を頂けなかったことは残念ですが、各事業とも参加率を高めたい意向があると受け止めました。ぜひともよろしく願いいたします。

ポイントサービスは、区民参加型の施策の効果を大幅に向上させることが可能であると考えます。本件の中身は各課が主体です。ぜひとも今後、それぞれの課にて利用の検討を進めていただきたいと考えます。要望して続けます。

東京ポイントを活用するに当たり、品川愛、シビックプライドを高める機会として活かすことも大事であると考えます。品川愛を高める上で、名前はやはり「品川 P a y」、あるいは東京ポイントのプラットフォームを考えると、「品川ポイント」という名称がよいかもしれません。このプラットフォームを活用した上で、「品川ポイント」の名前が使えるのであれば、シビックプライドの醸成や都市ブランディングにおいてよいと考えます。また、ポイントをためればためるほどグレードが上がる仕組みもあったらよいと考えます。品川ポイントの名称とグレードアップの事業スキームを含めての検討を要望いたします。

そこで伺います。品川ポイントの名称の使用など、東京ポイントを使って区独自のものを構築するに当たり、区から都へ、プロアクティブに動いていくことが重要だと考えますが、区のお考えを伺います。

また、他区より先行して様々な施策で活用し、品川区が他区をリードし、東京ポイント活用のモデルケースとなることが望ましいと考えます。そのためには、区で活用したい施策を早めに考えていくことが必要であると考えますが、区の見解を伺います。

○久保田企画部長 区独自のものを構築することにつきましては、東京都の予算特別委員会の中で、来年度早期に区市町村に対して説明会を開催するなどの答弁がありましたので、区としましては、こうした説明会等の機会を捉えまして、東京都の制度の詳細を把握し、区民の利便性向上の視点から検証し

ていく必要があると考えております。また、東京都やGovTech東京の開発状況とともに、他区の動向等を注視しつつ、区にとっての有効性やメリットを見極めながら、引き続き検討していきたいと考えております。

○山本委員　ぜひよろしく願いいたします。

次に、進め方です。これまでの繰り返しとなりますが、対象となる各課のメンバーが参加する横断的なプロジェクトチームをつくるのはいかがでしょうか。参加メンバーは、職員の方々のやりがいを重視し、希望者を募る公募形式とするのはいかがでしょうか。

また、ほかにも様々な活用アイデアがあると考えます。現場の各課にアイデアを募集し、さらに幅広い活用を促すのはいかがでしょうか。区のご見解を伺います。

○久保田企画部長　まず、区としまして、「Tokyo Tokyo Point（仮称）」の検討に当たりましては、区民の利便性の向上や、区にとっての有効性など、横断的な視点を持ちまして、各部課と連携しながら進めていきたいと考えているところであります。またアイデアの募集等につきましても、まだ具体的な都の方策が決まっておりませんので、区としましても現時点では、各部と連携しながら検討していきたいと考えているところでございます。

○山本委員　この話が進んでまいりましたら、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。この1年で大きく動くと考えます。今がチャンスです。ぜひともこの機会を捉え、品川区として、地域のデジタル化と、ポイントサービスを使った行政施策の効果最大化への取組を前に進めていただくことを要望し、私の質問を終わります。

○まつざわ委員長　以上で、山本委員の質疑を終わります。

次に、吉田副委員長。

○吉田副委員長　山本やすゆき委員に続いて、吉田ゆみこが総括質疑を行います。

私からは、職員に対する研修について伺います。特に行政文書作成の研修と接遇研修について伺います。これを取り上げる理由は、この2つについて研修が足りていないという課題意識があるからです。特に行政文書につきましては、現時点でも適切でない行政文書が私の周辺では発出されており、課題解決に向けて話し合いを続けているところです。本日はこの事例の詳細は取り上げません。議事録に残すのは適切でないと考えます。このような事態が起きる要因の一つに研修不足があると判断し、質問に取り上げることといたしました。

実は、しながわ未来としては、代表質問でも款別審査でも職員の研修について伺っておりますが、問題意識が伝わっていないと判断し、再度の質問となります。以下、質問を続けます。

1、品川区への入職に際して、基礎研修としてどのような内容の研修が何回くらい行われるのか伺います。

2、講師はどなたがお務めになるのでしょうか。

3、接遇研修と行政文書の作成研修については、いつの時点で行われるのでしょうか。どのような内容で誰が講師をお務めになるのか伺います。当然、テキストが使用されると思いますが、そのテキストは研修の後も実務の手引としての使用に耐え得るものなのでしょうか。伺います。

4、品川区のホームページには、処分を受けた職員の事例が公表されております。処分を受けるような事態が起きているのは大変残念ですが、公表については評価しております。こういう事例も研修においてはケーススタディーとして活用されたほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

5、行政文書を発出するには、責任ある立場の職員の決裁が必要と考えます。決裁する立場としての、

これは研修と言っているのかどうか分からないのですけれども、そういう類いのものが必要と考えます。それは行われているのでしょうか。

6、行われるとしたらどのような研修でしょうか。講師はどなたがお務めになるのでしょうか。

7、決裁する立場にとっては、ケーススタディー、事例検討のような研修も必要と考えますが、それは行われているのでしょうか。

8、接遇研修に関して、法定受託事務について窓口で対応する際に、国から発出された文書を読み込む必要が出てくると考えます。その研修は行われているのでしょうか。どのような研修か。以上、お答えください。

○堀越総務部長 今、文書等に関するご質問を頂きました。

まず、品川区に入区するに当たって、基礎研修についてでございますけれども、これはまず新任の研修で、採用1年目の職員に、入ってすぐ5月に行っております。その中で、地方自治制度などの法的な部分の知識に加え、もちろん文書事務に関しても行ってございます。行政文書に関して、それから接遇や防災、ユニバーサルマナー等、区職員としての必要な知識を幅広く身につけるという形で研修を行ってございます。それから講師につきましては、内容に応じて所管の課長、それから職員が実施しております。民間の研修事業者などにも講師を委託しております。専門家が務めているという形でございます。

それから、行政文書の作成研修などのご質問ですが、これも先ほどと重なる部分がありますけれども、新任研修に加えまして、それぞれまた係長での研修、係長昇任時の研修なども行ってございます。あと、入区1年目から3年目の職員に対しても、文書の受付から作成、施行まで、一連の流れを学ぶような研修も行っているところでございます。講師は、先ほどと同様に民間の講師、それから総務課の文書係の職員が講師を務めているというものでございまして、テキストにつきましても、受講後も見直すことができるような、実際の手引として使えるようなものになってございます。

それと、職員が例えば処分を受けた場合の公表についてというような形でございますけれども、ケーススタディーというような形でございますけれども、詳細の内容については、やはり職員が個人で特定されてしまう懸念もありますので、事例の内容については、綱紀保持など庁内の庶務担当課長会などでも、服務規律徹底ということで、所属長を通して通知することで対応しているというものでございます。二度と、再発を防ぐという意味もございます。

それから、決裁をするに当たっての文書の研修でございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、係長1年目の職員を対象として、係長としての文書での承認行為というものがございまして、必要な文書事務等の基本的事項の習得を実施しているというものでございます。例えば文書であれば、公文書の管理に関する部分や、品川区の文書取扱規程の説明などの基本的事項でございます。これも、講師は総務課の文書係長などが務めております。決裁するに当たっては、文書のルールを学ぶということで、それから決裁文書の例なども取り上げているものでございます。

そのほか、いろいろな国からの通知でございますけれども、いろいろ今般のコロナ禍などもございまして、いろいろ多様な国の膨大な文書が来ているようなところもありますけれども、それをしっかり読み込むということが1つと、それから、全ての職員がその職務を遂行するというのが必要でございますので、先ほどの新人研修での法制度の研修や、各職場でのいろいろな対応の課長を中心とした取組、ケースに応じた事務処理などに取り組んでおり、また所属での決裁の段階で内容についてのチェックなども行っているというところでございまして、そのような形で研修を行っているところでございます。

○吉田副委員長　　今、総務部長にご答弁いただきましたが、要するに研修はできているというご認識でしょうか。今起きている事態を把握された上でのご答弁でしょうか。その2点を伺います。

○堀越総務部長　　今ご説明させていただきました。基本的には公務員としての職責がありますので、行政の文書の扱いは適切かつ正確に行うのが我々の職責でございますので、それについてしっかり行うために研修を行っているという意味で、今、答弁を申し上げます。

様々、例えばいろいろな事業を行う中での情報漏えい的なミスというのも、残念ながら事例がございますので、そういった事例につきましては、区でも公表させていただいております。そういった事例も庶務担当課長会で周知いたしまして、そういった中でケーススタディー的に学ぶというのも大事だと思っております。

併せて、今は時代の変化が激しい時代ですので、そういった事業を企画する力と、公務員としての基礎的な知識や、今ご質問されている文書などの基礎的なベースとなる知識についても研修が必要だと思っておりますし、今行っていることに加えて様々検討しながら、強化も図っていきたいと思っております。

○吉田副委員長　　基本的な研修は全て行われているということですが、ではなぜ今、私の周辺で起きているような、適切でない行政文書の発出が複数回あるのでしょうか。特に不思議なのは、行政文書は担当職員が自分の判断だけでなく、今ご説明にもありましたように所管全体の責任で、上司、すなわち決裁する立場の方の目を通っているはずですが、それにもかかわらず、生活者ネットワークの議員が簡単に指摘できるレベルのミスがどうして起こるのか伺います。

○堀越総務部長　　今ご指摘いただきましたけれども、その部分につきまして、研修で徹底しているという部分がございます。その中で、職員の意識や、もしかしたら故意ではなくてヒューマンエラー的な部分があったのかもしれませんが、それについても適切に対応していかねばならないという認識は持っておりますので、今お話しした、個別の事例は委員もご質問はなかなか難しいということでしたので、私からもお答えはなかなかしにくい部分がありますけれども、個別の事例についてもしっかり対応していくというのは考え方として持っておりますので、そのように対応していきたいと考えてございます。

○吉田副委員長　　個別は言わないほうがいいかと思いましたが、分かりにくいところもあるかと思えます。ただ、現に複数回、適切でない行政文書の発出が行われており、それが、だから研修では解決しないということになるかと思うのですが、研修で解決しないなら何が必要なのか、ぜひ見解を伺います。

今回、研修の問題として取り上げましたのは、現在、労働人口の母数が減少する中で、どの職場も優秀な人材の確保が難しくなっているという現状があるからです。人材育成に力を注ぐ必要があると思えますし、我が身を振り返りましても、優秀だけが評価の対象になるのは私としてもつらいかと思えます。言い方はあれですけれども、少々能力は劣っても、適切な研修・教育を受ければ、学ぶ意欲がある人はいるはずですし、そういう人をぜひ育てていただきたいという思いで質問させていただきます。

行政文書作成も、窓口での接遇も、どんなに研修してもミス・間違いが起こる可能性はあります。その際に、ミス・間違いについて、ミスをきちんと認め、所管で共有し、そのケースにとって適切な解決に導いたことを評価するような、人事考課というのでしょうか、人事評価ということも、研修と併せて考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。今行っている研修では、現実に解決できていないと思えます。研修の足りないところや、それから研修でできないのであればどういうことが

必要か、もしお考えがあればその点についても伺いたいと思います。

○堀越総務部長 今、お話を頂きました。

1つには、ご指摘も頂きましたけれども、ケーススタディーとしてどれだけ共有できるかというのをさらにやっていく必要がございますし、それからこれを仕組み化していくこと、あとは研修のお話もご指摘いただいていますけれども、人材育成としてさらにどう強化していくかということです。あとは、例えばヒューマンエラーを防ぐという意味で言えば、今、DX化が進んでおりますので、そういった部分でのチェックを活かしていくなど、1つの仕組みだけでなく複数の仕組みを適切に活用していきたいと思っています。

ご指摘も頂いていますように、何よりもやはり職員の意識というのが大事だと思いますので、今、何というのですか、あれですけども、こつこつとやっている職員がいるというのもしっかりと見ていかなければいけないと思っていますので、そういう意味で、組織として適切な実際の職務運営ができるような取組を進めていきたいと思っています。研修なども毎年毎年、研修計画をつくってやっておりますので、様々な課題として今日受け止めさせていただいて、研修の計画の中にも活かしていきたい、検討させていただきたいと思っています。

それから、ミスが起きた場合の部分、所管での共有という部分につきましては、今お答えさせていただいたところでございます。人事評価の部分については、ミスがあったから、間違いがあったから評価に影響するというものではないと、基本的には考えてございます。その後の適切な対応、やはりその後の事後処理に責任を果たすということが大事であり、評価に影響すると思っていますので、こういった評価の考え方について意思啓発を図って、しっかり対応している職員が評価されるように、またミスや間違いがそのままにされることがないように、適切な対応をしていきたいと考えてございます。

○吉田副委員長 ごめんなさい。先ほどきちんとご答弁いただかなかったような気がするのですがけれども、現在、複数、私の周辺で適切でない行政文書、これは言い方が分からないですよね。事例を言わないとお約束しましたので分かりにくい表現になりますけれども、そういう文書の発出があるのはなぜでしょうかというのと、さっきも言いましたが本当に不思議なのは、複数の方の目を通っているはずなのです。そのどなたもこの問題、私たちがすぐ指摘できるようなこの問題に気づかなかったのか。その辺は、これは研修の問題なのか、それともそのときの行政手続の過程で、少し何か気の緩みと申しますか、そういうものがあるのではないかと思います、その点についてのご見解を伺いたいと思います。

○堀越総務部長 今のお話で、なぜなのかというところですが、もしかしたらミスがあったのかもしれないし、それは今、具体の事例のところ、区側の見解と、受け止められる方を見解がもしかしたら異なっているのか、1つの事例としては分かりづらいですけども、ただ、いろいろな場面で、なかなかしっかりと窓口でもご理解いただけなかったり、文書の出し方についてヒューマンエラー等もありますので、100%完璧であると今こちらでお答えしているわけではなくて、研修や先ほどお話ししたケーススタディーといった部分についても確認して、様々検討をしていかなければならないと思っていますので、考え方としてはそのような考え方を持っているということで答弁させていただきたいと思えます。

○吉田副委員長 だから、総務部長は今起きていることをご存じないということですよ。ミスの指摘というか……。いや、具体的なことは、ここで暴き立てるのが目的ではないので申しませんと言いましたが、どんなことをお聞きになりますかという質問を取りにいらした方には、全部ではないですけれ

ども、少しご説明しております。

それで、今、話し合いは進んでいるのです。ミスのことと、それからミスが起きたということと、そのミスの修正を、そちらがミスしたのですけれども、こちらに求められているわけです。ごめんなさい。少し具体に入ってしまいましたが、その辺のことは、もうそれはそちらのミスではないかと思えます。そういうミスが起きたときの解決の仕方についても少し課題があるのではないかと思えますが、その点については、もう研修の段階ではないということでしょうか。所管全体の見識といいますか、そういう問題だと思いますけれども、その点についてお答えいただきたいと思えます。

○堀越総務部長 今ずっと研修のお話という点でお話をさせていただいていました。例えば区側のいろいろな法令違反や、例えば不適切な文書があって、何か不利益を与えてしまった場合には、これは仮の話ですけれども、これまでもそうですし、区として厳正に事実確認、事実認定を行って、しっかり法令に沿って対応していくということで、これは場合によっては職員の処分や注意といったことも必要になってくると思っています。法令上の対応もそうですし、それと、しっかりコミュニケーションを区民の方と取れていなかったというのがありますので、そういった部分でのご説明をしっかりと丁寧させていただくということが必要だと思っています。研修では様々、ケーススタディーで学んで、予防的な措置を致しますし、もし何かそういうことがあったら、それはしっかりと適切に、ある意味、厳格に厳正に対応していくという考えはしっかり持っております。

○吉田副委員長 では、これからもそういう事態が起きないように、今回の事例も、いずれは個別の事例になっていくと思うのですけれども、そういうことも研修の中に取り入れながら、さらに検証を深めていくという見解でよろしいでしょうか。

接遇研修についても同じようなことがありまして、やはり担当の職員に行政文書の読み込みが足りない、もしくは少し理解ができにくいというようなことから、窓口にいらした方のほうが専門性を有していると、そこで行き違いが起きてしまう。そのときに、やはり職員の方としては、その方1人で解決しようとする必要はないと思うのです。上司の方と相談しながら対応に当たるなどということというのは、研修の問題なのか、それとも日々の人材育成の問題なのか、その辺は分かりませんが、そういう事例もあるということをご理解いただいていると考えてよろしいでしょうか。接遇につきましても、やはり行政文書というのは結構、読み込むのが大変だと思うのです。それを、担当だけでなく所管全体で解決するという姿勢で臨まれていると理解してよろしいでしょうか。接遇に関してもそういうことが起きておりますので、その点についても見解を伺います。

○堀越総務部長 まず1つ目の個別の事例につきましては、先ほどからもご答弁申し上げておりますとおり、個別の事例も研修等で扱って、とにかく正確な事務執行が、まず何よりも基本でございますので、それについては図っていきたいと思っております。

それから、接遇に当たって文書の読み込みが足りないのではないかとこのところでございますが、1つの事情を申し上げますと、この間のいろいろなコロナ禍やワクチンの関係など、特にそれに代表されるような、ある意味、膨大な量の文書がわーっと来ているという状況もあって、かつスピード感を持った対応が求められるところで、その辺りで事後的な対応が必要になったという部分はあったとは思いますが、そここのところも含めて、基本的には文書をしっかり読み込んで対応していくのが我々の役割でございますので、しっかりそれに努めていきたいと思っております。

その中で、その文書は、所管ではもちろんですけれども、例えば予算措置が必要な場合には予算部局でも共有いたしますし、それから条例改正等が必要な場合、法的な対応をしている場合には法規の部門

でも共有いたしましたして、様々、区として、組織として対応しているところがございますので、そういう形で今もやっていますし、これからもやっていきたいと思っております。

何かミスが生じた場合や、例えば文書の読み込みといったところがどうなのかという部分についてもケーススタディーとして扱っていきたいと思っておりますし、現場の窓口、それから係長、それから課長として、チームとして対応するところが必要だと思っておりますので、職場の中のコミュニケーションやチーム力といった部分にも活かしていきたいと思っております。

○吉田副委員長 先ほども申しましたけれども、やはり不思議なのは、部長がご答弁いただいたような手続で行政の事務が進んでいる中で、本当に簡単に私たちが、指摘できるようなというのも変ですね。指摘する不適切な表現とか、そういうことが起きてしまうのはなぜなのだろうかというのが本当に疑問です。

私は本当に研修の問題にしたい。先ほども言いました。優秀さの問題ではなくて、研修によって全体で解決できる問題にしたいと思って、今日この場で質問に取り上げました。それができていないとなると、それはその個人の問題ではなくて、いろいろな決裁を経ながら私たちに発出されている、その中でミスが起きているということは、その担当の職員だけではなくて、それを決裁された方たちもみんな見逃したということですよ。それがすごく不思議なのです。私たちが簡単に、「これは間違っているでしょう」と言えるようなことをなぜ見逃したのか。そうすると、もしかすると研修の問題ではないかもしれない。それは研修の問題ではないとしたら、何か要因が考えられるか、ぜひ伺いたいと思っております。これは本当に大変なことだと思います。

○堀越総務部長 まず基礎知識をしっかりとつけるというのは、先ほどお話ししたとおりでございます。

決裁に当たって、しっかりチェックをしていかなければなりませんので、その部分については、もし仮にミスがあったとすれば、それは厳に慎まなければならないことですので、先ほどお話ししたようなケーススタディー的なものも含めて対応していきたいと思っております。

個別の事情につきましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、法令違反等に照らし合わせて、しっかり対応していかなくてはいけないという部分はございますので、それについてはしっかり対応して、それぞれ決裁する者の責任等もございますので、それにのっかって対応していくという考えは、これが基本的な考え方でございますので、そのように答弁させていただきます。

○吉田副委員長 先ほども言いましたけれども、今日は、能力ではなくて、やはり教育というか、そういう問題にしたかったのです。そのために研修ということで伺いましたが、やはりこういう不適切な行政文書の発出というのは、もしかしたら、私も質問をしながら研修だけでは解決できないかと思っております。それで現在、大げさな言い方ですけども、これについては話合いが続いている、係争中なわけです。そちらは「こういうふうにしてほしい」、私たちは「いや、それはできません。そちらのミスでしょう」というようなやり取りが、現に続いているわけです。これはもう、今、研修で取り上げながら、研修だけの問題ではないと私たち自身も考えております。これは、所管と、私、生活者ネットワークの議員とだけの話合いでなく、もう少し全庁的に取り扱っていただきたい。そうすることが、今後の不適切な行政文書の発出ということを防ぐことになるのではないかとと思っております。その点については、ぜひご協力いただきたいのですけれども、その点についてご見解を伺います。

○堀越総務部長 今、お話を頂きました。所管でも説明はさせていただいているとは思いますが、今、個別の案件についてのお答えはなかなか難しいですので、組織として、区として対応していくというこ

とを、必要に応じて、それはしっかりと対応させていただきたいと考えてございます。

○吉田副委員長 それでは、この後もこの問題について個別に対応していただけると考えてよろしいでしょうか。私たちも問題を暴き立てることが目的ではなく、こういうことは防ぎたい。これは本当に今回、複数回起きておりますので、やはりそういうことは防ぎたいという思いです。過去にも不適切な、行政文書にもなっていないのか、一課長が勝手に出してしまった行政文書らしきものについて副区長にも対応していただいたのですけれども、そのような区としての対応を、今後このケースについても適用していただけるかどうか、伺いたいと思います。

○堀越総務部長 案件は拝見していませんので、今ここで確定的なお答えはなかなか難しいですが、区としての対応は、法令にのっとって基礎的な事務、正確な事務を行うのが区の責務でございますので、それに沿って対応していく。職場だけではなく、例えば法規部門その他の部門の対応も含めて必要であれば、それは必要に応じて対応させていただきます。

○吉田副委員長 具体的な事例を言わないまま、ここで質疑をさせていただいて、一体何が起きているのかというような不安を皆さんに与えてしまったかもしれませんけれども、やはり個別の案件をここで暴き立てるようなことはよくないという判断の下、こういう形で質問をさせていただきました。

これは、やはり大きな問題だと思います。やはり私はぜひ、研修をすれば、きちんとこういうことへの対応が皆さんできるようになると思いたいですし、私たちもそういうふうに思います。これは、もしかすると研修だけの問題ではないかもしれませんけれども、私たちも一緒に解決に向けて動こうという姿勢ですので、改めてその辺について、今後も皆さん全庁的に、所管の方だけでなく対話に乗っていただけると理解してよろしいでしょうか。ごめんなさい。しつこいようですが、最後にその確認だけ頂きたいと思います。

○堀越総務部長 繰り返しの答弁になって恐縮ですが、区として基本的な考え方につきましてはしっかりと、窓口で対応する。コミュニケーションをしっかりと取らせていただく。それから法令にのっとった、それから規定にのっとった正確な事務を行う。その上で、区民の皆様に喜んでいただけるようなサービスをつくっていく、遂行していくというのが役割です。その考え方は、区のトップから現場の職員まで、全てにわたってそれを浸透させていく。研修等を通して、それを皆さんに行き渡らせるようにするというのが考え方でございます。その中で、例えば今お話しいただいたような事例があった場合には、しっかりとフィードバックをして、適切な運用を図っていく。それはしっかりとやっていきたいと思っております。

○吉田副委員長 大分、私の中でも皆さんの姿勢も分かりましたし、これから解決に向けて動いていくことができそうだと理解いたしました。本当に、みんなで共に解決していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、しながわ未来としての総括質疑を、山本やすゆき議員と共に行いました。ありがとうございました。

○まつざわ委員長 以上で、吉田副委員長の質疑を終わります。

次に、のだて委員。

○のだて委員 日本共産党品川区議団を代表して、鈴木ひろ子委員と共に総括質疑を行います。

まず私からは、防災対策について伺います。元日に発生した能登半島地震による被害者は、石川県内だけで241人、2か月半がたった今も石川県内の避難所には約4,800人が身を寄せ、約4,200人がホテルや旅館などで2次避難を続けています。改めて犠牲者にお悔やみを申し上げるとともに、被

災者にお見舞いを申し上げます。

地震は自然現象であり、避けられませんが、人間の英知と努力による事前の予防対策によって、被害を最小限に食い止めることができます。震災から区民の生命・身体・財産を守るために、災害対策として、被害を未然に防ぐ予防策を位置づけることが重要です。被害を防げば、周りの住民で支え、助け合うこともでき、家屋の倒壊などで救助を妨げることもなく、避難所に身を寄せる人が少なくなれば、運営の負担も少なくなります。発災後の救助や初期消火、生活再建を通しても、予防が重要なのです。

これまで品川区は防災を自己責任として自助・共助を強調してきましたが、自己責任では区民の命を守れません。しかし、この間の説明では、これまでの姿勢からの変化を感じます。今回の予算案には、感震ブレイカー設置助成の対象を区内全域に拡大するなど、私たちが求めてきた予防策を強化しています。区民を守るために、公助として、被害を未然に防ぐ予防策を位置づけるよう求めます。いかがでしょうか。公助が果たすべき役割は何でしょうか。伺います。

○滝澤災害対策担当部長 私からは公助の役割等についてお答えいたします。

東日本大震災の災害派遣の経験が私自身ございますけれども、岩手県宮古市の田老において、世界一を誇る防潮堤が無残にも破壊された姿などを目の当たりにしまして、自然の力に人間が完璧に対応することの困難性を改めて実感いたしました。一方、阪神・淡路大震災における生還率は、自助が67%、共助が31%、公助が2%だったという現実も明らかにされております。このことから、自然災害から区民を守るためには、人間のできるあらゆる力を結集する必要があることは論を待たないと考えます。したがって、災害対策においては、自分の命は自分で守る自助、近所の方々や町会・自治会などの地域のみんで助け合う共助、区役所などの公的な機関が行う公助、それぞれが区民の生命・身体・財産を守るために重要であると強調しております。

被害を未然に防ぐ予防策としての公助の位置づけですが、区としては、建物の耐震化・不燃化、交通ネットワークやライフラインの強靱化対策などを実施しているとともに、新たに地域防災計画においては、第2編、災害予防、防災・減災の項目を立てて、地震、災害、風水害など、様々な災害に対応できる平素の公助の施策を具体化しているところであります。

次に、公助の果たすべき役割についてです。公助とは、区民の安全と安心を確保するため、災害を未然に防ぐ予防策として実施する強靱化対策に加えて、自助・共助の意識を高めるための周知・啓発の働きかけも、平素に実施する重要な公助の役割と考えております。また、発災時には、区役所をはじめとした公的機関は被災地域から離れた場所から現地に集まり、人命救助に加えて被災状況の把握、区民に対する情報の提供、被災された方への生活支援体制の整備など、発災当初の限られた人員や資源を駆使して、被害状況を踏まえて優先順位を定め、主導的・主体的に災害対策を講じていくことも公助の重要な役割と認識しております。さらには、荒廃した被災地にインフラなどを回復させ、倒壊家屋などを撤去して更地に戻す復旧や、被災地をよりよいまちへ再建を行う復興も、重要な公助の果たすべき役割と認識しております。これらの公助の役割を的確に実施すべく、区としてその体制整備に努めてまいります。

○のだて委員 今のご答弁ですと、今までのように、自助・共助を自己責任にしようというような答弁であったように思われます。しかし、そうではなくて、実際、災害が起きたときに、先ほど公助は2%だったということですのでけれども、起こった後には、なかなか実際に命を助けるというところでは難しいところがあると思うのですが、その被害を未然に防ぐというところで公助の役割を発揮することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○滝澤災害対策担当部長 先ほどの答弁でも申し述べましたけれども、被害を未然に防ぐ予防策としての公助の位置づけとして、建物の耐震化・不燃化、交通ネットワークやライフラインの強靱化対策などを実施することの重要性や、区として地域防災計画において、新たに災害予防、防災・減災の項目を立てて具体化した内容が、まさに公助の役割と考えています。

○のだて委員 しっかり位置づけていただいたということで、ぜひ、その役割をさらに発揮していただくように、そして区民の生命・財産を守るように、強く要望したいと思います。

次に、具体的な予防策について伺います。1つ目は住宅の耐震化です。能登半島地震でも多くの建物が倒壊し、住民が犠牲になりました。また、石川県の住宅被害の3割が全半壊。2か月半たった今も多くが手つかずのまま残され、住むところがなくなり、生活再建を困難にしています。区内の木造住宅耐震化率は、令和2年度時点で80.2%と、被害を拡大させないために、さらなる耐震化が必要です。区内の不燃化特区に指定された地域で、建て替えが進み、耐震化が図られています。不燃化特区で一番効果を上げている地区名と、どれだけ効果が上がっているのかを伺います。木造住宅の耐震化促進や、不燃化特区の助成制度を区内全域に拡大することを求めますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 まず不燃化特区ですけれども、現在、品川区内に10地区ございまして、その中で、旗の台四丁目、中延五丁目地区ですけれども、こちらで、令和5年12月現在で不燃領域率が62.3%。これは、導入時の平成25年の50.7%から11.6%、不燃領域率が上がっております。また、不燃化特区の全域にということですが、区では現在、地域危険度が他の地域に比べて非常に高いところ、震災時に特に大きな被害が相対的に想定される地域を不燃化特区に指定しております。そして、その中で建物の除却・建て替え等の助成支援を、今、行っているところです。まずは、相対的危険度が高い対象地域において重点的な取組を進めていくといった考えでございます。

○のだて委員 11.6%も効果が上がっているということで、それならば、なぜ拡大しないのか。拡大すべきだと思いますが、改めて伺いたいと思います。

○中村都市環境部長 まず、不燃化特区の取組につきましては、先ほど申し上げましたが、まず優先順位をつけて、危険度の高いところから徐々に進めていくというところで、その優先順位として指定しているところでございます。現在、耐震診断の助成については区内全域で実施しているというところでございます。今年度は耐震診断の助成率が2分の1でございますけれども、令和6年度予算の中では10分の10の助成として、制度としてやっていきたいというところで、こういったところで予算の承認をお願いできればと思っております。

○のだて委員 耐震診断は全域に拡大したということで、ぜひこの不燃化特区の助成制度も対象を拡大して、さらに全区に広げて、耐震化をさらに進めていただきたいと思います。

次に、上下水道の耐震化です。能登半島地震でも、いまだに石川県内約1万5,000戸で断水しており、全面復旧は4月以降の見込みです。トイレが使えない、洗濯もできない、お風呂に入れないなど、避難生活に困難をもたらしています。石川県の水道管耐震化は36.8%にとどまっていました。同様の事態を品川区で生み出さないために、対策は急務です。水道を使うためには下水道の耐震化も必要です。

まず、上下水道の耐震化の進捗率、耐震化を進めていく上での課題、上下水道の耐震化を100%にする計画があるのか。それぞれ伺います。

○溝口防災まちづくり部長 区内の上下水道の耐震化を早期に進めていくことは、区としても非常に大切なことだと思っております。そういった中、上下水道の耐震化の進捗状況につきましては、東京都

下水道局で推進している下水道の耐震化につきましては、避難所など、震災時に人が集まる施設や、災害復旧拠点、一時滞在施設等における対策を優先して、マンホールとの接続部分の耐震化やマンホールの浮上の抑制対策を進めてきており、品川区においても一部事業を受託して対策を実施してきているところでございます。

その結果といたしましては、避難所については平成25年度に、災害復旧拠点につきましては平成30年度に、一旦対策を完了しているところでございます。現在は令和7年度の完了を目指して、区も連携して一時滞在施設等の対策を現在進めているところでございます。

続きまして、東京都水道局において推進している水道の耐震化につきましては、令和4年度末現在でございますが、品川区における耐震継手の整備率は47%になっているものがございます。区民避難所など重要施設への供給ルートの耐震継手は、おおむね完成しているところでございます。現在は、都内全域になりますが、断水率が高いと想定される地区を取替え優先地区と位置づけ、当該地域の耐震継手を重点的に進めて、対策を実施していると聞いているところでございます。

次に、上下水道の耐震化に関する課題につきましては、管路の延長が上下水道とも非常に膨大であることから、対策の時間を非常に要するというのも推測されるところでございます。財源も含め、管理する東京都において、適切かつ計画的に進められているものと認識しているところでございます。具体的に100%という形の計画はございませんが、短期的・中期的な目標を定めて、対象施設や地区を重点化するなど、着実に耐震化について進められていると認識しているところでございます。

○のだて委員 延長が長いということで、なかなか大変だというご答弁でしたけれども、やはり、それでできないということにはならないと思いますので、長い分に見合った、それぞれ実施していける計画を立てて進めていくということが必要だと思います。

東京都の計画では、水道管の耐震化は2030年度末に61%の目標ということで、100%の計画は持っていないという状況です。下水道は、避難所などの主要部分以外の耐震化計画もないという状況になっています。しかも、耐震化の費用を水道料金で賄っていると都は説明しており、工事費用を増やせば水道料金が上がってしまう仕組みです。これでは早期に進めることができません。区民の生活を守るために、一般会計から工費を投入し、促進することが求められています。

また、輪島市、朝市通りで発生した火災は、断水などで消火できませんでした。区内には火災危険度が高い地域も多く、初期消火のためにも耐震化が必要です。款別審査で、区も技術的には耐震化を図れると答弁しています。公費を投入して上下水道の耐震化を早期に進めること、東京都に上下水道の耐震化100%の計画を立てること、それぞれ東京都に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○溝口防災まちづくり部長 上下水道の耐震化につきましては、これまでもそれぞれ上下水道の管理者である東京都で短期的・中期的な計画を定め、また地区等を重点化しながら、また費用等もそれぞれ計画的に進めながら耐震化を進めてきているところでございます。結果としましては、1つ表れているのが、東京都の被害想定が平成24年度に行われ、その後、令和4年度に新たなものが出されました。その際、東京都全域における上水道の断水率は46.2%から30.2%に、下水道の管渠の被害率につきましては28.7%から6.4%に、それぞれ改善してきているところでございます。引き続き、上下水道の耐震化を図れるように、区といたしましては情報収集に努めるとともに、必要に応じて適切な対応といったものを行っていきたいと考えているところでございます。

○のだて委員 適切に対応していきたいということで、ぜひ公費を投入して進めるように、そして計

画100%を立てるようという事で求めていただきたい。そうしなければ断水が発生するという事にもなってしまいますので、そうすると区民が困ってしまうということになりますので、ぜひ100%にする計画を都に求めることを要望したいと思います。

災害時のトイレの整備ですけれども、過去にも問題になっていますが、上下水道等の耐震化とも関係してきますけれども、能登でもこれも改善されていません。トイレは生理現象であり、止められません。我慢すると、エコノミークラス症候群などの原因にもなりますので、災害関連死をなくすためにも重要です。区は、トイレは足りているとして、避難所避難者3日分の携帯トイレが備蓄されていると説明します。しかし、区民避難所の耐震化トイレは各1か所しかなく、マンホールトイレもくみ取り式がほとんどで、公園内にあるものも下水道直結型は6か所・70基しかありません。災害用トイレが足りているとなぜ言えるのか、発災4日目以降はどうなるのか、伺います。国のマンホールトイレ整備のガイドラインの整備基準を伺います。避難所と既存公園に、下水道直結型マンホールトイレを増やしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○滝澤災害対策担当部長 私からは、トイレの質問の最初から2つについてお答えしたいと思います。

まずはトイレの充足についてですが、先ほど委員からもございましたとおり、区としては避難所避難者の想定人数9万人に対して、3日以上分の携帯トイレを備蓄しております。その他、組立て式の簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなど、様々なトイレを整備・備蓄しているところであります。また、避難生活が長期化した場合には、災害時協力協定などにより貯留式トイレのくみ取りも順次行われることとしております。加えて、4日目以降は、区の災害対策備蓄倉庫に備蓄している携帯トイレなどを、必要な区民避難所へ輸送するとともに、国や都、他自治体から輸送される携帯トイレなどを活用していくこととなります。国や都からの物資支援に効果的に対応すべく、品川区に届けられた物資の仕分けや輸送体制を平素から確立して、災害時にも的確に対応していくとともに、発災後3日目以降は地区仮置場を開設して、トイレの排せつ物を含めた災害廃棄物の処理も実施できる体制を整えているところでございます。

次に、マンホールトイレの整備基準についてです。マンホールトイレを整備すべき施設は、災害対策基本法に基づいて市町村が指定する避難所などとする。マンホールトイレの使用想定人数は、避難所などに受け入れる避難者数を主要想定人数の目安とする。マンホールトイレの1基当たりの使用想定人数は50から100人を目安とする。

○米田教育次長 学校にあるマンホールトイレについてお答えいたします。

最近の改築校ではマンホールトイレの機能向上を図るべく、近くに水栓柱や防災井戸を設置し、便槽を下水道管に直結させて整備しているところです。今後も最新の技術を導入しながら防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、既存公園に下水道直結型のマンホールトイレの設置についてお答えさせていただきます。

マンホールトイレ設置に当たっては、井戸等の水源の確保といったところも必要ですし、技術的な課題もありますので、公園改修の際に技術的検証を行いながら、また、公園利用者または近隣の方のご意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 4日目以降もトイレが十分足りているというような答弁だったと思いますが、輸送に関して、やはり道路は大体、この間、大きな地震が起きると大渋滞になってしまうということで、寸断されてしまう可能性もあります。物資が4日目以降から本当に届くのかということころは、疑問が残ると

ころです。在宅避難者もいますので、さらにトイレの確保というのは重要になってくると思います。

そうした中で、先ほどマンホールトイレの基準を述べていただきました。50人から100人に1基となりますと、区の避難者想定でいきますと、1,740個から870個が必要になります。避難所のマンホールトイレは、今、貯留式がほとんどだと思います。そうすると、バキュームカーでくみ取らないと使い続けられないという状況です。だからこそ、下水道直結型マンホールトイレが大きな効果を発揮すると思いますが、いかがでしょうか。ぜひ増設していただきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

○米田教育次長 学校ですけれども、品川区地域防災計画に基づく区民避難所としての機能を充実させる必要があると認識しているところです。学校改築の際には、防災課と、設計段階より協議を重ねながら様々な整備しており、先ほど申しあげましたマンホールトイレにつきましても、水栓柱や防災井戸を設置し、便槽を下水道管に直結させて整備しているということ、最近の改築校では行っているところです。引き続き、改築校を中心に整備を行ってまいります。

○滝澤災害対策担当部長 4日目以降のトイレの充足についてですけれども、半島型地震、能登半島の場合には、骨幹路線を開通して、その後、くし形に進路を切り開くという非常に困難なオペレーションを実施しているところでございます。一方、都内の都市型災害におきましては、交通網がやはりネットワーク状になっておりますことから、区として、物資を輸送する際の経路、災害廃棄物を搬出するための経路は、優先順位をつけて、しっかりと開設して、時期に間に合うような体制を整えていくべきだと考えております。

○のだて委員 学校の避難所のトイレについても、既存のところもできるところでぜひ進めていただいて、トイレで困ることがないようにということで整備を進めていただきたいと思いますし、要望しておきたいと思っております。

そして、避難所環境の改善でも、災害関連死をなくすために、ぜひ様々、段ボールベッドや簡易ベッド、ホテルの活用など進めていただいて、環境改善に努めて災害関連死をなくしていただきたいと思いますし、これも強く要望しておきたいと思っております。

防災対策のほかの点も十分とは言えません。能登でも公的な炊き出しが打ち切られ、生活再建の支援も足りません。世界から遅れた防災対策を改善していくことが必要です。今、防災対策の予算が、この10年間で7割以上も国では削減され、逆に軍事費は4割以上増えて、今年度予算は過去最高の808兆円という状況です。軍事費ではなく防災関係予算を増やして、今こそ住民の生命・身体・財産を守ることに力を尽くすべきです。国・自治体はその責任を果たすことを求めて、私の質問を終わります。

○まつざわ委員長 以上で、のだて委員の質疑を終わります。

次に、鈴木委員。

○鈴木委員 続きまして、共産党品川区議団の総括質疑を行います。私からは、ジェンダー平等推進条例、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険のトリプル値上げは引下げこそ、それから介護の人材確保、地域包括支援センターの設置を求めて質問したいと思います。

まず、ジェンダー平等推進条例とユースクリニックについて伺います。全国2番目のジェンダー平等が入った条例を大きく評価します。ジェンダー平等を推進するに当たり、課題と今後の取組について伺います。共産党が代表質問で求めたユースクリニックについて、区は検討すると答弁しましたが、ユースクリニックとは何か。その必要性、都の「わかさぼ」の取組と現状、区が検討する具体的な中身やス

ケジュールについてもお聞かせください。

○堀越総務部長 ジェンダー平等条例に関するお尋ねでございます。

現状の課題といたしましては、やはり世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数が日本ではG-7の中では最下位ということと、さらに順位が下がり続けているという状況がございます。それから、性的指向およびジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行に伴いまして、理解増進が必要だという背景があると思っております。そうした中で、これらのギャップの解消などにつきまして、尊重する意識などについて、条例の基本理念として掲げているところでございます。

これを受けて今後の取組でございますが、何よりもまず周知・啓発を図っていくこと。それから、Q&Aなどもつくりまして、正確な条例の趣旨が伝わるように努めてまいりたいとございます。併せて相談体制の拡充や、それから計画的な施策の推進などについても、これから取り組みまして、各施策に条例の考え方を活かしていきたいと考えているところでございます。

○柏原子ども未来部長 私からは、ユースクリニックについてのご質問にお答えいたします。

まず、ユースクリニックとはといったところのご質問かと思えますけれども、一般的には、10代から20代前半の若い世代の方の性や体の相談ができる、若者専用のクリニックといったところが定義になるかと思えます。スウェーデンが発祥の地と聞いてございます。

それから、都が行っております、とうきょう若者ヘルスサポートの部分でございますけれども、思春期特有の健康上の悩みについて相談を受けているといったところでございまして、都内在住・在学・在勤の中学生以上の10代の方が対象といったことで、対面やメール相談、電話相談を行っていて、週2回程度の運用だと聞いてございます。

それから、ユースクリニックの区における必要性といったところのご質問でございますけれども、区といたしましては、いわゆるクリニックというところを銘打った、病院のような医学的に高度な知識や設備を持った機関というよりは、男性・女性ともに身近で気軽に相談ができる場といったものが必要ではないかという認識でいるところでございます。

検討内容、スケジュールというところでございますけれども、こういった必要性に鑑みながら、こういった機能ができるのか、相談体制はどういったものかというのを、今後検討してまいるといったところでございます。

○鈴木委員 ジェンダー平等推進条例を基に、遅れたジェンダー平等をぜひとも進めていただきたいと思えます。

特に、自分の人生を自分で豊かに選び取る権利の保障、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの具体化、その一つであるユースクリニック品川版を早急に具体化するよう求めて次の質問に移ります。

今年は何と、国民健康保険と後期高齢者医療保険、介護保険の保険料トリプル値上げです。しかも、この物価高に苦しむ中、すさまじい値上げです。国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料がどれほどそれぞれ値上げになるのか、具体的にお知らせください。また、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険料は、どちらも過去最大の値上げ額となるのか確認させてください。

○阿部健康推進部長 私からは、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険料についてお答え申し上げます。

国民健康保険料の40歳以上の1人当たりの平均年間保険料につきましては、令和5年度が19万1,651円、令和6年度は20万5,612円、値上げ額は1万3,961円でございます。後

期高齢者医療制度につきましては、令和4・5年度が10万4,842円、令和6年度は11万156円、値上げ額は5,314円で、こちらは令和7年度には11万2,535円となる見込みでございます。額だけを比較いたしますと、これまでの最高額ということになってございます。

○今井福祉部長 私からは、介護保険料の推移についてお答えいたします。

今、手元にある資料でございますが、第六期、2015年につきましては5,100円。これは、毎月の基準額でございます。第七期、2018年については5,600円。第八期、2011年については6,100円。今、第九期ということで2024年、今、予算で計上させていただいております標準額の保険料については6,500円でございます。値上げ額は400円となっております。その前の年が、値上げ額、増額が500円ございまして、今回は400円ということになっております。

○鈴木委員 国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険料はともに過去最大ということのご答弁でした。本当にすさまじい値上げです。特に国民健康保険は昨年も過去最大の値上げで、今年はさらにそれを更新という状況です。

23区の区長会も、さすがにこれを放置できないと、昨年11月に厚生労働大臣宛に、国民健康保険制度の見直しに関する提言を出しました。この中の国民健康保険の構造的課題とは何か、ご説明いただきたいと思っております。国民健康保険制度が危機的状況だと、この中では述べていますが、5項目の見直しを要望しています。区民に関わる1から3項目までを読み上げて、ご説明いただきたいと思っております。

○阿部健康推進部長 まず、令和5年11月16日の特別区長会から国への提言において、被保険者の高齢化が進み、医療費水準が高い状況にある一方で、被保険者の構成では保険料の軽減をされている世帯が6割を超えるという、低所得者が多いところが構造的な課題として指摘してございます。

また、この提言の中の1から3項目を読み上げます。

1、被保険者の低所得化や、1人当たり医療費増による保険料増は、個々の自治体の努力だけで解決できることではないことから、国民健康保険財政基盤のさらなる強化および国庫負担割合の引上げを実施することにより、制度の維持を図ること。

2、所得水準が低い被保険者が増えていく現状を踏まえ、低所得者層の負担軽減を図ること。

3、子どもに係る均等割額の減額措置については、次元の異なる少子化対策が掲げられる中、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減すべく、軽減対象が現行の未就学児までという制限を撤廃すること、および公費による軽減割合の拡大を実施すること。

ただいま読み上げました1から3の項目につきましては、国民健康保険の構造的課題に対しまして国に財政支援を依頼するとともに、低所得層の被保険者に対する保険料負担の軽減を求めたもの、併せて子どもの均等割保険料の軽減の拡大を求めたものでございます。

○鈴木委員 今ご説明いただきましたように、国民健康保険制度がいかに危機的な状況か。これは区長会の認識でもあると思っております。私は経年的に、改めてどれだけ国民健康保険料が値上げされ続けてきたのか、具体的に伺いたいと思っております。40代夫婦、子ども2人、4人世帯の場合、今から15年前、2009年度と、新年度の保険料が幾らなのか。値上げの額と、何倍になったのか。年収300万円と500万円について、それぞれお答えいただきたいと思っております。

○阿部健康推進部長 40代夫婦、未就学児の子ども2人、4人世帯の、年収300万円と500万円の場合の、2009年度と2014年度、2024年度の保険料についてお答えいたします。

年収300万円の場合ですが、2009年度は17万9,829円で、2014年度は32万2,674円、2024年度は40万4,055円となっております。また、年収500万円の場合

合、2009年度は32万8,505円、2014年度は51万8,278円、2024年度は66万3,305円でございます。

比較では、2009年度との比較では、22万4,220円の増で約2.2倍、2014年度の比較では8万1,380円の増で約1.2倍、年収500万円の場合ですと、2009年度との比較では33万4,800円の増で約2.2倍、2014年度とでは14万5,027円の増で約2.8倍の増でございます。

○鈴木委員 本当に経年的に見ると、どれだけ国民健康保険料がすさまじい値上げなのかということが分かると思います。15年間、実質賃金は上がっていません。自営業の方々が、もう本当にますます大変な状況です。年金は引き下がっています。しかし国民健康保険料は、今の300万円の方でも18万円から40万円に、2倍以上に上がっているわけです。さらに、これからも値上げ続きます。これが国民健康保険料です。300万円という月25万円ですけれども、25万円の収入の4人家族に1か月4万円、賃貸住宅であれば家賃を引いた残りはほぼ15万円になりますので、4人家族で4万円の国民健康保険料はあまりに過酷ではないかと思いますが、区はこれを妥当だと答弁しました。改めて、この保険料が妥当なのか、負担が重いとは考えないのか、伺いたいと思います。

これは、協会けんぽ、組合健保の2倍なのです。構造問題で、所得の低い人の保険制度が国民健康保険です。組合健保や協会けんぽの2倍の保険料になっているのが国民健康保険です。同じ収入で、しかも所得の少ない人の国民健康保険が、加入保険によってその2倍もの差があるというのは是正が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部健康推進部長 現在の国民健康保険制度は、誰もが適切な医療を受けるために設けられた制度でございますけれども、内容におきましては、各自治体において、国等からの負担金と加入者の方に納付していただく国民健康保険料を財源に運営してございます。特別区では、医療費総額や加入者の所得を推計し、特別区統一保険料により保険料を決めておりますので、これまでご答弁しましたとおり、区としては、この保険料をお願いしているところでございます。

根本的な問題につきましては、先ほど申し述べました構造的な課題というものがございまして、こちらの解決が非常に重要であると考えているところでございます。

○鈴木委員 この保険料、これだけの過酷な保険料が重いとは考えない。高いとも言えない。それが区の立場でしょうか。国民健康保険料の負担が重いというのは、全国知事会も市長会も区長会も、国費を1兆円入れるべきだ、国費を増やせと求めているのではないですか。それなのに、負担が重いとは区は言えないというのはなぜなのか、改めて伺いたいと思います。

厚生労働省の文書が出ていますけれども、その文書の中でも、保険料負担が重いと、はっきりと書いているのです。それなのに重いとは言えないのか。厚生労働省とも認識が違うのか。なぜ言えないのか。これもお答えいただきたいと思います。

○阿部健康推進部長 繰り返しの部分が生じて申し訳ありませんが、特別区長会は昨年、国に対して、国民健康保険制度の見直しに関する提言として、構造的な課題があるというか、進行しているということ踏まえ、安定的で持続可能な制度とするための抜本的な改革を求めています。この中で、委員がおっしゃっているような負担に関することについては、国が抜本的に改革すべきということで強く求めています。その実現のための短期的・中期的な項目といたしまして、国民健康保険財政基盤の強化や、低所得者の負担軽減など、5つを要望してございます。区といたしましても、もちろん今の状況がいいということではなく、国にも要望しているところでございますので、引き続き、東京都、国に対して要望

してまいります。

○鈴木委員 保険料の負担が重いというのは、厚生労働省も言っているのです。それなのに、それを言えない。私は、これはこういう立場に、しっかりと区民の立場に立っていただきたいと、これは強く求めておきたいと思います。国も立っている立場ですから、そこにしっかりと立ってください。

構造問題も認めているわけです。そして、そういうことで、これは誰が考えても、負担が重いということを行わざるを得ないと思います。そんな中で、私は国民健康保険料の値上げではなくて、引下げこそすべきだと。一般財源をこれまで削減し続けてきました。これを戻して引き下げを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。それから、区としてすぐにできる、18歳以下の子どもの国民健康保険料は無料化を求めます。いかがでしょうか。改めて、国民健康保険加入の子ども的人数と、18歳までの無料化に必要な区の負担額もお答えください。

○阿部健康推進部長 国民健康保険料の引下げに関するお尋ねです。

国民健康保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めるものでございますので、独自の保険料軽減は考えてございません。子どもの保険料免除は国民健康保険制度のことであり、国・都に対して引き続き要望してまいります。

現在、令和5年6月1日現在で18歳までの被保険者の人数は4,188人で、これらの方に対して保険料無料化に必要な予算は約2億円と試算してございますけれども、現行で既に未就学児については、既に5割、減額しておりますので、約1億5,000万円必要と試算してございます。

○鈴木委員 国民健康保険減免は、国民健康保険法第77条で、国民健康保険料の減免ができるなっています。ぜひこれだけ、私はこのままいくと国民健康保険崩壊につながっていくのではないかと、本当に心配しています。ぜひ、区でできる、すぐにでもできる子どもの国民健康保険料の無料化に踏み出していただきたい。これを強く求めて、介護保険の質問に移ります。

深刻な人材不足です。介護の現場はどこでも、人材紹介会社に年収の3割もの紹介料を払わなければ人材確保ができない状況になっています。この事態を区としてどう捉え、改善のために何ができると考えるか、伺います。また、人材登録・紹介の仕組みを区が行うとした場合、課題が何か、伺いたいと思います。

○今井福祉部長 介護現場の介護人材についてでございます。

区では、施設事業者の運営事業者から、コロナ禍以降、コロナ以前の経済状況に戻るにつれ、介護人材の確保が難しさを増している状況であるということは聞いております。このため、国においては介護人材の確保と生産力の向上のための処遇改善加算の一本化、介護報酬の改定など、都においても居住支援特別手当を事業化、区におきましても介護福祉専門学校の運営支援などによる人材確保と定着支援のため、都とは別に独自の居住支援などの事業に取組を、令和6年度予算を提案しているところでございます。また、運営事業者本体につきましても、IC導入による介護職員の事務負担軽減や介護人材の確保などを進めているところです。

私ども、人材登録の仕組みにつきましては、区が行うための課題というのは、今、東京都でも福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」というのもございますので、こちらにも既に区内の事業者80事業者ぐらいが登録している現状ですので、その状況を確認していきたいと思っております。

○鈴木委員 私は本当に、紹介会社というのは大変な介護現場の弱みに付け込んだ商売であり、大変な実態の悪循環をさらに進めるものだと思います。そして、制度そのものをゆがめるものだと思います。大本は、国が紹介会社の規制を行い、ハローワークなどが機能する仕組みにすることも必要だと思います。

す。そして大本には、介護職員の待遇改善へ、国の政治の転換が必要だと思います。

次に、地域包括支援センターについて伺います。23区で品川区だけが、地域包括支援センターが地域に1か所も設置されていません。地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種の配置が必要です。20か所の在宅介護支援センターで、社会福祉士が配置されている箇所数、それから保健師が配置されている箇所数をお答えください。それから、ぜひ地域に設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

品川区は、保健師や社会福祉士が配置されていなくても、配置されている他区よりもしっかりとケアができていると答弁しました。でも、他区よりもしっかりとケアができていると言う前に、私は他区の状況をぜひ見ていただきたいと思うのです。どんな活動をしているのか、ホームページでかなり詳しく紹介されている、例えば世田谷区の状況など、ご覧になられているか伺いたしたいと思います。

○今井福祉部長 品川区の地域包括支援センターに対するお問合せでございます。

品川区の地域包括支援センターにつきましては、高齢者福祉課を総合的な拠点といたしまして、20か所のサブセンターとして、東京都のホームページ等でも広く周知しているところでございます。その中では、保健師の配置につきましては、全体で地域包括支援センターとして5人、そして社会福祉士は23人でございます。また、地域包括支援センターの仕事といたしまして、地域支援の総合相談、それから虐待防止などの権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括的ケア、継続的ケアマネジメントがございますが、区といたしましても、介護保険制度の推進委員会と共に、幅広い方と共のご意見を聞きながら、地域包括支援センター運営協議会などを実施し、この制度の運営の向上に努めているところでございます。

世田谷区の場合は直営ではございませんので、それぞれの地域包括支援センターの運営協議会の中で、それぞれ事業の評価をされていると聞いておりますが、品川区は直営で高齢者福祉課が実際に運営しておりますので、サブセンターなどと、まずは高齢者福祉課が中心となって連携しながらやっているという、地域包括支援センターの役割を十分果たしているという現状でございます。

○鈴木委員 私は在宅介護支援センターにどれだけ配置されているかということで伺ったので、その数をお答えください。

○今井福祉部長 在宅介護支援センターにおける設置につきましては、今、手元に資料としては、全体の数値、保健師5人、社会福祉士23人というのが、地域包括支援センター全体の数字ということでお答えさせていただきます。

○鈴木委員 実際は在宅介護支援センターでやっているわけですから、それを答えてくださいというのが私の質問でした。質問にはしっかりと答えていただきたいと思います。

そして、地域包括支援センターが設置されていないのは品川区だけなのです。保健師や、そして社会福祉士をしっかりと配置していただいて、地域の質の向上のためにもぜひ進めていただきたいと要望して終わります。

○まつざわ委員長 以上で、鈴木委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時02分休憩

○午後3時15分再開

○まつざわ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者より発言を求められておりますので、理事者よりご説明願います。

○阿部健康推進部長 先ほどの国民健康保険に关しますお尋ねのうち、40代夫婦、未就学児の子ども2人世帯での試算につきまして、年収500万円の場合、2014年度との比較についての数字でございますが、14万5,027円の増、約1.28倍の増でございます。

大変失礼いたしました。訂正いたします。

○まつざわ委員長 説明が終わりました。

ただいま申出のありました発言の訂正につきましては、これを許可いたします。

以上で本件を終了いたします。

それでは、総括質疑を続けます。

筒井委員。

○筒井委員 品川改革連合を代表して、藤原正則委員と共に総括質疑を行います。

まず、事務事業評価について伺います。今回の事務事業評価の行政シートは、昨年の決算特別委員会および、この予算特別委員会でも大いに活用させていただきました。効率的かつ活発な質疑に資するものと言えます。

品川区の事務事業評価制度に対しては、ほかの自治体の議員からの評価は大変高いものがあります。ほかの自治体では事務事業評価を全くしていないというところもある中、品川区の、全事務事業が対象で区民に公開しているというのはすばらしいことだと思います。逆に、事務事業評価がない自治体はどのように改革・改善を行っていくのだろうと不思議に思っております。品川区においては、今後とも事務事業評価によって無駄削減を行い、貴重な税金の、真に必要な行政サービスへの振り分けを、引き続き行っていただきたいと存じます。

そこで、今回の事務事業評価による無駄削減の判断基準と評価の方法を改めてお教えてください。

○久保田企画部長 事務事業評価についてでございますけれども、初めに評価の考え方等についてお答えいたします。

行政評価シートを活用しまして、事業の必要性、有効性や効率性等の観点から、可能な限り定量的な数値実績に基づきまして、客観的に評価を行ったものであります。

○筒井委員 分かりました。

定量的な数値ということで、客観的な判断をされるということで、ぜひ、総合的判断といっても、なるべく客観的・定量的な数値に基づいて判断を引き続きしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、この事務事業評価は、区が行う全ての事務事業を対象とすべきであり、それを区民にそのまま公開すべきものです。事務事業評価の公開はまさに区政の見える化であり、行政評価シートの情報や評価結果を基に、何が無駄で何が真に必要な行政サービスなのかを区民と議論していくことで、区政の改革・改善が進むわけであり、これこそまさに区民と共に進める新時代の品川区であります。そういったことで、事務事業評価は、区長もおっしゃるとおり、新しい品川区政の根幹であります。これを、区側の負担が大きいなどの理由で評価対象の事業を一部だけにするというのは、効果を大きく損ねることであり、制度の形骸化の始まり、改革の後退と見られるでしょう。逆に、評価しなかった事業は、なぜ評価をしないのか、何か隠しているのかという区民の大きな反発と不信感を招き、かつその対応で、かえって区の負担が増すことにもなりかねません。

したがって、引き続き、評価の対象は全事務事業を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。また、

区民への公開に当たり、事務事業評価は区政の根幹ということから、区民向けに毎年度の事務事業評価のポイントを分かりやすく簡潔に説明する区民説明会を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。そして、区側の負担が増えたというのは事実かと思われるので、区側の負担軽減ということと、やはり区政の根幹であるということに鑑み、所管である政策推進担当課などの人員増強、体制の強化を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○久保田企画部長 初めに次年度以降の評価についてでございますけれども、効果の高い評価を維持・継続するためには、評価対象事業の選定方法や評価の考え方等を整理して、メリハリをつけた実施手法を検討していきたいと考えているところでございます。

次に、住民説明会の開催についてですが、現在のところ、改正の予定はありません。ただ、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たしていく上でも、事務事業評価の結果を分かりやすく区ホームページ等でお知らせしているところでございます。

次に、人員体制の強化についてでございますが、現状の人員においてより効率的に実施できるよう、行政評価シートの記載要領の見直しを行うなどの手法により、職員の負担軽減を図っていきたく考えているところでございます。

○筒井委員 やはり、メリハリといたしても、評価の対象は全ての事務事業でないと全く意味がないと考えておりますので、メリハリをつける、また区職員の負担を軽減するということが当然考慮しながら、一方でしっかりと評価対象は全ての事務事業をぜひ行っていただきたいと考えております。

説明会についてですけれども、そこまで、ぜひ区長に行っていただきたいのですけれども、事務事業評価で生み出した財源によって、ウェルビーイング予算というものを今年度つくられましたけれども、そもそもやはり、区民がウェルビーイングという言葉が分かっていないという方もいらっしゃいますので、むしろこういった事務事業評価の説明会をやることで、区長の思い、なぜウェルビーイングという言葉に引かれたのか、使おうと思ったのかということも含めて、区政全般のことを簡潔に説明できる機会だと考えております。タウンミーティングのような形でもいいので、これを、逆に負担ではなく、区民向けに説明できるいい機会と捉えて、ぜひ説明会という形を取っていただきたいと思っておりますけれども、その辺りも一言ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○久保田企画部長 区民への説明につきましては、私どもは区ホームページ等で行っているところでございます。また、ウェルビーイング予算の編成の手法等も踏まえまして、例えばプレス発表で区長が直接ご説明をする機会、またタウンミーティング等でも、これまでの区長の考え方等を、この1年間、述べてこられたというところもでございます。さらには広報誌や、またそういったいろいろな機会を使って、今、品川区の予算、またウェルビーイング予算等を発信しているところでございますので、そういった様々な手法を使いまして、区民の皆さんに分かりやすく伝えていきたいと考えているところでございます。

○筒井委員 ぜひ分かりやすく伝えていただきたいと考えておりますけれども、個別の事業の説明というのは、今おっしゃられた形で行って、やられており、それは大変いいことなのですが、そもそも事務事業評価とは何なのか、そしてウェルビーイングというのは何なのかという大本のところ、なかなか説明がうまくできているのかということが疑問なので、ぜひ今後はそうした説明会という形も検討いただいて、行っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、新庁舎等建設について伺います。森澤区長は、区民のウェルビーイング実現のために、人々の不安や不満などの「不」を解消するとおっしゃっておりますが、ぜひとも不正の解消も行っていただき

たいと存じます。周知のとおり、千代田区の官製談合事件は、東京のど真ん中で、ああいっただ官製談合防止法違反が起きるとは衝撃的でした。また、非常に残念なことと感じます。被疑者である嶋崎・元千代田区議会議員に見返りを提供したとされる日管と五建工業は、観光業者でつくる千代田区災害対策管工事協力会の会員であり、この協力会はもともと災害時に区施設の復旧作業に当たるために結成されたようですが、嶋崎・元千代田区議会議員と癒着する談合グループという裏の面もあったとのこと。表は一見、区政への協力団体ということで、発覚しにくく、より悪質かと思えます。

しかし、品川区も対岸の火事ではありません。こうした官製談合は、油断すれば、いつでも起こり得ると考えます。特に今度、新区庁舎などの大規模な建設を控えている本区は、より注意が必要です。新庁舎は区政のシンボルであり、長期にわたり使用しますので、こうした官製談合により大きなマイナスイメージがつくのは絶対に避けなければならず、何としても官製談合を防ぐ必要があります。

そこで、まず本区での官製談合防止の現状の対策はどうなっておりますでしょうか。特に本区で、千代田区のような、表では区政協力団体、裏では談合グループになり得るような団体との関与があるならば、もう一度その関与の在り方は再点検したほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。また、千代田区は有識者から成る第三者機関を設置するなど、再発防止に取り組み出しましたが、こうしたほかの自治体の官製談合防止の取組を参考にしながら、本区も新庁舎等の大規模建設が控えていることに鑑み、より一層の官製談合防止の取組強化に当たるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○堀越総務部長 区では、平成18年に電子入札を導入することで、事業者が入札の場に同席する機会をなくしたほか、1,000万円以上の案件について予定価格を事前に公表することで、事業者が職員から予定価格を引き出そうとすることなどを未然に防止すること、それから、一般競争入札で制限付一般競争入札の対象案件を順次拡大するなど、入札の透明性・公平性の向上を図ってまいりました。併せて、担当職員の研修の受講、全職員に対する綱紀肅正に関する通知などを捉えて、防止に取り組んでございます。それから、今、例に出されましたような団体はないと認識しておりますが、引き続き、防止に努めてまいります。それから、例に出されました新庁舎建設など、工事の部分につきましては大きな経費がかかりますので、適正な契約事務の執行に努めるとともに、今ご案内のありました様々な他自治体の例なども参考にしていきたいと考えてございます。品川区といたしましては、これまで取組を進めてきました取組を引き続き徹底していきたいと思っております、職員の守秘義務等の倫理意識の向上、研修、それから対応について適正な関係を保つということ、それから契約情報の適正な管理などをしっかりと引き続き徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○筒井委員 ぜひ、よろしくお願い申し上げます。ほかの自治体はマニュアルなども設けておられて、しっかりと書面にそうしたことも作り、そして公表されているので、研修なども当然、引き続き行っていただきながら、そうした取組を行っていただきたいと考えております。

そうした談合団体はないということですが、やはりそうした性善説に立つのではなく、性悪説に立って、より冷徹に厳しめの予防策をぜひ行っていただきたいと考えております。新庁舎完成後に、そうした談合事件などということが発覚したら取り返しがつかないことになりまして、区民の信頼を著しく失うこととなりますので、しっかりと厳しめの予防策を取っていただき、それを実行していただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、新庁舎建設費について伺います。新庁舎建設費については、庁舎整備基金の活用、区分所有者からの分担金、整備内容に応じた補助金の活用で補うとともに起債を行うということですが、それは幾らまで発行可能なのでしょうか。また、新庁舎の建設費用は約560億円とされておりますが、今述べ

た基金分担補助金、起債をした上で、なお幾ら分ぐらい不足しているの見込んでおりますでしょうか。また、この不足分を補うために、そして区民負担軽減という目的達成のためには、現庁舎跡地の活用というのは収益性の高い施設建設におのずから絞り込まれると考えますが、いかがでしょうか。

○遠藤財政課長 私から、起債の関係についてお答えいたします。

起債につきましては、特定財源を除いて約75%まで借り入れることができます。現在、庁舎の建設費は、まだ確定しておりませんが、560億円となっておりますので、そのうち国や都の持分、分担金という形で20%を引いた450億円が区の負担という形になります。そうしますと、75%という形になりますので、約338億円というのが起債の額になります。

現在、幾ら分、不足しているかというところでございますけれども、庁舎整備基金で令和6年度に30億円積み増しまして120億円という形になりますので、先ほどの338億円を加えますと、建設費の450億円を超える形になりますので、現状の推計では不足は生じないという形になっております。

○多並広町事業担当部長 私からは、庁舎跡地に関するご質問にお答えいたします。

庁舎跡地の活用については、現在、庁舎跡地等活用検討委員会で区民ニーズの把握に努めているところであり、検討に当たっては、具体の施設に絞り込むなどしながら検討を進めているものではございません。

また、今年度実施した対話型市場調査では、参加いただいた民間事業者から、導入を想定される民間施設の用途について幅広くご提案を頂いたところです。

区といたしましては、官民連携手法の導入により、区民ニーズの実現と区民負担の軽減を両立できると考えており、今後も検討の進捗に合わせて、対話型市場調査など行いながら、検討を段階的に進めていく考えであります。

○筒井委員 不足分はゼロということで、安心いたしました。ただ、今後さらなる費用増ということもあり得ますので、区民ニーズを踏まえて、また区民負担軽減の観点もしっかりと入れながら、跡地活用ということを行っていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

そして、新庁舎の供用開始は従来計画から9か月延伸し、2029年1月上旬となりましたが、一方で隣接のJR側の再開発は予定どおり2025年度末となりそうな見込みです。比較して約3年近くのタイムラグは、大井町駅周辺地域のにぎわいづくりなどに悪影響が出ないかと危惧しておりますが、ご見解はいかがでしょうか。

また、本区の大井町駅周辺地域まちづくり方針では、広町地区を大井町駅周辺地域全体におけるまちづくりの牽引役としております。新庁舎建設の遅れは牽引役の遅れとなりかねないと考えますが、大井町駅周辺地域まちづくり全体や広町地区以外の地区の再開発に対する影響は、いかがお考えでしょうか。

○有江都市整備推進担当部長 私からは、大井町駅周辺地域への影響についてのご質問についてお答えいたします。

大井町駅周辺まちづくり方針では、まちづくりの機運の高まりに合わせて段階的なまちづくりを進めていくこととしております。現在、大井町駅周辺地域の広町地区では、令和7年度の完成を目指して、JR東日本による事業が進められるとともに、新庁舎や庁舎跡地等の活用など、段階的なまちづくりを進めております。さらに、E地区、広町地区から補助26号線を挟んで南側の地区になりますけれども、E地区において、地元地権者の方々によりまして再開発準備組合が設立されるなど、広町地区に続き、まちづくりの機運が高まってきております。引き続き、大井町駅周辺地域が、区の中心核として業務商

業機能が充実し、芸術や文化など生活のステージとしての人々が集い、楽しく安全に暮らすことができるまちとなるように、地域の方々と段階的にまちづくりを進めてまいります。

○筒井委員 段階的にということですがけれども、ぜひ、にぎわいや、まちの活気に途切れがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

この新区庁舎建設については、現在、不確実性の時代であり、今朝も地震がありましたけれども、大震災、戦争、金融危機など、さらなる負担増や延伸を余儀なくされることもあろうかと思っておりますけれども、最悪の事態も想定しつつ、しっかりと整備を進めていただきたいと思いますと存じます。よろしくお願いいたします。

最後にグレーター品川、品川広域圏について伺います。「グレーター品川」の言葉は、港南振興会および、その関係されている方々から教えていただいた言葉です。すなわち、品川駅を軸にした生活圏のことです。行政関係者はご存じの通り、品川駅は港区にあるものですが、品川駅およびその周辺地域を利用している住民にとっては、行政の区割りなど関係ないものです。品川駅およびその周辺地域は、港区民だけではなく多くの品川区民も利用し、行き交っております。生活圏として一体化しているのが実態です。私もそのとおりだと思いました。したがって、しゃくし定規に行政区割りに縛られず、実態に即した自治体広域連携、今回では港区との広域連携の発想が必要だと考えます。相乗効果で、より大きな地域活性化につながるものと考えます。

そして、品川駅はこれから大規模開発があります。ここから生まれるにぎわいや活力、エネルギーを本区に取り入れる必要があります。この品川駅を軸とした品川圏の発想、すなわちグレーター品川という概念を取り入れて、今後の品川駅南地域のまちづくり、ならびに品川浦周辺地区まちづくりビジョン策定を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、グレーター品川のまちづくりの重要な鍵となってくるのは、東京都の品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020と、本区の品川駅南地域まちづくりビジョンにも掲載されている歩行者ネットワークだと考えますが、これは具体的にどのようなものなのでしょうか。現時点で分かる範囲でお教えてください。また、この歩行者ネットワークというハード整備ができた後には、ソフト面の充実、すなわち有機的に人と人がつながる人的交流、にぎわいづくりが必要かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○有江都市整備推進担当部長 私からは、品川駅周辺の広域連携に関する質問にお答えいたします。

まず、広域連携につきましてですが、品川駅南地域を含む品川駅周辺の開発は、東京都が策定しました、2040年の目指すべき東京の都市像を示した都市づくりグランドデザインや、ベイエリア全域を対象とした「東京ベイeSGまちづくり戦略2022」、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」など、様々な計画に位置づけられておりまして、広域連携を図りながらまちづくりを進めるものと認識しております。

また、これら上位計画を踏まえまして、品川駅南地域において、現在、準備組合が設立されるなど、まちづくりの検討が進んでいる品川浦の周辺におきまして、旧東海道や品川浦の水辺等を活かした具体的なまちづくりの方向性を示すため、令和6年度より、品川浦周辺地区まちづくりビジョンを策定していく予定でございます。

次に、歩行者ネットワークについてでございますが、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」において、民間開発と連携し、歩行者デッキなどにより地区全体の回遊性を向上させる取組の方向性を示したものであり、今後、開発の動向により、にぎわいの観点も含めて検討されていくものと認識

しております。

最後に自治体連携につきましてですが、品川駅周辺では、民間による再開発事業や、東京都鉄道事業者による京浜急行本線連続立体交差事業、J R 東海によるリニア中央新幹線の整備など、多くの事業が展開されております。

○筒井委員 グレーター品川を支えとして、東京都と品川区と港区の3自治体連携の強化を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。また、3自治体の協議会設立など、しっかりとした連携の場づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。そして、関連して、都のガイドラインでは品川浦・旧東海道地区はその他の地区としては扱われておりますが、今回のグレーター品川の内容にのっとり、もう少し重要な拠点として格上げして扱っていただくよう、都に要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。また、グレーター品川のための人的交流、にぎわいづくりのためには、本区の品川駅南地域まちづくりビジョンにも記載の、水辺拠点としての天王洲運河、天王洲アイル地域との連携も必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○有江都市整備推進担当部長 私から引き続き、品川広域圏につきましてのご質問にお答えさせていただきます。先ほどは大変失礼いたしました。

自治体連携につきましてでございますけれども、品川駅周辺では、民間による再開発事業や、東京都や鉄道事業者による京浜急行本線連続立体事業、J R 東海によるリニア中央新幹線の整備など、多くの事業が展開されております。これらの事業を円滑に進めるためには、東京都や港区、鉄道事業者などの関係機関や地域の方々との連携が重要と考えておまして、現在、都や港区との打合せの場などを通じて情報共有を図っております。区としましては引き続き、地元の再開発準備組合や都や関係者との意見交換を適宜行い、情報共有を図り、連携を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、品川浦・旧東海道地区のまちづくりガイドラインにおける位置づけについてでございます。当地区は、東京都が策定した、まちづくりガイドラインにおきまして、区が策定した品川駅南地域まちづくりビジョンに基づき、まちづくりを進めるとされております。現在、東京都や関係機関、地域の再開発準備組合などと検討を進めておまして、区としましては引き続き、地域の皆様や関係機関と連携し、まちづくりを進めてまいります。

○筒井委員 そして、天王洲アイル地域のさらなる活性化のためには、羽田空港アクセス線の新駅誘致の場所は天王洲アイル駅が適切だと考えますが、いかがでしょうか。既に乗換えできる駅があり、商業施設は既に活性化の拠点となっておりますが、新駅誘致はこうした地域活性化効果がある地域でないと意味があまりないと考えますが、いかがでしょうか。新駅誘致の考え方を伺います。

○中村都市環境部長 まず羽田アクセス新線ですけれども、現在、羽田空港と東京駅を結ぶ東山ルートと呼ばれる1つのルートで、2031年度の運航開始に向けて、今、J R 東日本が取組を進めているところでございます。

天王洲アイルは商業施設などがありまして、活性化の拠点となっているというところでもございます。現在ですけれども、新駅の場所や設置そのものについても確定した情報はありませんけれども、今後、区としまして、計画路線の沿線周辺の土地利用計画といったものの動向について注視してまいりたいと考えております。また、東京都などの関係機関と意見交換を行う機会もありますので、そんな中で取組状況につきまして、適時適切に議会にも今後また説明・報告させていただきたいと考えております。

○筒井委員 どうもありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○まつざわ委員長 以上で、筒井委員の質疑を終わります。

次に、藤原委員。

○藤原委員 私は都区制度についてお伺いします。

桑村副区長、高橋久二・元区長は命がけて都区制度改革をやっておりました。区長会会長として、本当に命をかけてしてくださったと思います。その都区制度改革の歴史、そして現状、そして課題をお答えいただけますか。

それと、新しい新井副区長、今回の予算の特徴、そして力を入れたこと、それとお子さんの子育ての支援と高齢者の支援のバランスを改めてお伺いさせていただきます。それと、桑村副区長は品川区としての立場で都区制度に入ってしまったと思うのですが、新井副区長は東京都からお見えになりましたよね。その東京都からお見えになった感覚で、今の都区制度をどういうふうに感じるか、また、こういうことを変えていかないといけないという立場で、ご答弁いただきたいと思っています。

それと、東京都は法人税の一部国営化に関して、本当に国にそれはおかしいということ言ってくれませよ。物すごく、それはきちんと筋が通っていると思うのです。でも今度、東京都は23区に対して、「あれ、財政調整を含めておかしいではないか」ということをやっているとは思いますが、東京都にいた新井副区長は、今、品川区に来てどう思うか。そして、私の今は同僚なのですが、元の都議会議員の方とこういうことを話すのです。何で都議会議員であったときに、品川区の感覚で都庁に言ってくれなかったか。「いや、東京の大都市事務があるからね」というお話も頂くのですが、ちょっとそれは違うのではないかという思いは私はあるのです。その時にぴんと来たのです。区長会とは東京都はいろいろお話をしていると思うのです。でも、23区から選出している東京都議会議員とは、そういうお話をきちんとしているのですか。私はするべきだと思うのです。例えば財政調整の配分だって、0.1%違えば20億円違いますよね。たかが0.1%ではありませんよね。そういう面においても、これからどんどん品川区は、23区は仕事が増えていくわけですし、一番身近な自治体としてどうやっていくか。その辺についてもお答えください。

○桑村副区長 それでは最初のほうの。

いわゆる平成12年に都区制度改革が行われて、一定、清掃等が移管になり、財政調整の配分割合を、その時点で協議したわけですが、たしか、区の配分44%が52%になったのだと思います。ただ、都と区の間では、その時点で話がつかなかった課題が5つありまして、それを平成17年度、その頃、清掃の職員が、多分6年間だったと思いますけれども、一定、都の身分を持ったまま区に来たということもありまして、その人たちが、いわゆる人件費も区に来るときまでに改定しようということで、そういう意味では、6年間ですか。平成17年度、18年度ぐらいまでに解決すると。そのときに高橋区長が副会長であり、最後の一番厳しい交渉になったときの区長会の会長であって、私も近くで見ましたけれども、相当、何というのですか、病気もあったと思いますけれども、正直、鬼気迫る交渉をされていたのを覚えています。結局のところ、様々なところの、これは区長の中でもかなりのご不満もあったと思いますし、議場の中でもかなりあった。あるいは東京都の行政にとっても、いろいろご不満はあったと思いますけれども、一定のところでは解決したのが55%ということです。これは、3%というところになります。その頃、三位一体改革ということで、いわゆる税の改革が行われていたので、その分が2%。ほかの部分が、いわゆる積み残しと特別区では考えていました、それが1%でしたが、その代わりに、いろいろ東京都の補助金等が、区に来ていたものがなくなるということがあって、これが財政調整になったということもあって、実質、どのぐらいそれが区にとって解決したのが、

はっきりしないところがありますけれども、形上は3%の大きな形が出たということがあると思います。

そのときの改革の中に、今後は財政調整の中で、そういった都と区がずっと争っているということ自体がおかしいということで、中長期的に、いわゆる財政調整の割合というのは続けていくのだと。少しのことではやらないというのが、それは平成12年の改革のときに行われているわけなのです。それで、今回課題になっている児童相談所の話は、ここのところが引っかかかっていまして、つまり本当に役割分担の変更なのかというのが、一番の財調割合を変えるとき議論になっているところであります。55.1%となったわけですが、そのときは多分、23区の中では3区、児童相談所を實際上、運営するという事になって、それを1%と見て、令和4年度までに解決するという事になったわけですが、そうはいったものの、先ほど言ったように、役割分担が本当に行われたのかどうかということについては、都区でいろいろ議論をする必要があるというのが現状であります。

特別区とすれば、当然、各区で、この後、品川区もやるわけですので、いわゆる東京都でやっていた事業が区に来るのだから、当然、役割分担の変更があるはずだという主張をしているわけですが、東京都とすると、そうはいつでも23区そろって変わったわけではないのではないかと。大きな意味での役割分担と言えるのかというのが、やはりずっと議論で、それはこちらでも一定、その部分については議論しなくてはいけないのではないかとということもあるわけなので、そこについて、今、議論が続けられているというところでございます。

○新井副区長 何点かご質問いただきました。

1つは、来年度の予算案の目玉というか、ポイントだと思います。既にこの間の委員会の中でご説明申し上げてきたところではございますが、やはり一番大きなところとしては、予算の考え方ですね。事務事業評価というものによって、これまでの予算の無駄を削減し、20億円という財源を捻出する。それだけではなくて、それを区民の幸せに振り向けるという視点から、ウェルビーイング予算をつくった。しかも、そのウェルビーイングというものは、区民アンケートの結果に基づいて、ある意味、EBPMの視点から実証的な数字に基づいて、区民の幸せに真に必要な施策に振り向けるというところを形にしたというところは大きなポイントだと思っておりますし、区民の皆様、議会の皆様を含めてご理解いただけているところと認識しているところであります。

もう一つ、子育て予算と高齢者予算のバランスというお話がありました。前回は質問いただいたところではございますが、実際の予算案を数字で分析すると、先ほども申し上げましたけれども、子ども関係の予算の伸び率が5.2%増であるのに比べて、高齢・障害者対策の予算は6.7%増ということで、決して子育て関連予算に偏重しているものではないというのが実際のところではあります。ただ、恐らく、これは品川区だけではなくて政府もそうですけれども、異次元の少子化対策や、あるいは自治体によっては子育て予算を2倍にする、3倍にするなど、いろいろ言っていますけれども、そういった中で、どうしてもメディアを含めて、世の中的に子育て支援の施策に光が当たったり注目が集まっているからこそ、そう見えかねないかというところはありますが、ただ私どもとしては、介護職員の処遇改善手当はもとよりですけれども、緊急安否確認システムも所得制限なしで無償化した。これは、23区でほとんどないと思います。あるいは、補聴器購入費の助成支援も所得制限を外したり、あるいは高齢者のインフルエンザの接種費用の無償化をしたり、様々な施策に取り組んでいるところでございます。そういったところをしっかりと区民の皆様にお伝えしていくことも重要だと思っておりますし、これはいかなる施策もそうですけれども、しっかりと区民のため、真に区民利益に資する施策をこれからも生み出していくことが大事だと考えているところでございます。

それから、都区制度に関してです。もとより日本の統治機構ですけれども、憲法第92条で地方自治というものが担保されているわけです。この地方自治とは何かというと、住民自治と団体自治とされています。その団体自治というものの中には、自治行政権と自治財政権があると行政学では言われているところでもあります。私自身も品川区に来て、ちょうど今日で6か月になるのですけれども、まさにこういった質疑を聞かせていただくたびに、あるいは地域を歩かせていただくたびに、この団体自治、要は品川区という団体としての自治権というものの意味というものを感じているところでございます。

そういった意味においては、今の都区協議に関しましても、何でしょう、児童相談所に関することはもとよりですけれども、やはり不合理なものについては不合理だと。理由がないということははっきり言っていく必要があると思っていますし、当然ながら、基礎自治体の立場に立って、主張すべきものは主張していくというふうに思っています。

ただ一方で、それはそれで、言うものははっきり言っていくのですけれども、片や自治行政権のほうです。例えば品川区においては、給食費の無償化を23区で初めて行いました。その後、徐々にその波が広がって、今や23区全てで無償化が行われるということで、来年度の都の予算においては、給食費に関する財源が区市町村に2分の1、配分されるというふうになったと。これもまた1つ、我々の役割とか使命だと思っております、こうやって新たな施策を品川区の自治行政権に基づいて次々と発信していくこと、目指していくことによって、財源を確保していく、あるいは地域社会をよりよくしていく、東京全体あるいは日本全体をよくしていくということも大事なことだと思っているところでございます。

都議会議員です。やはり、区に来て初めて分かることが、正直あるのです。私自身、そういう意味においては、総務省にも行ったことがありますし、東京都にも行ったことがある。それで今、品川区にいる。それぞれの場所から見えるものがあると思いますので、そういったものは折に触れ、議論していく必要があると思いますし、あともう一つ、先ほどおっしゃっていましたが、東京都は国に対して、偏在是正措置に対しては物を申しているけれども、23区に対してはと。それはある意味、そのとおりでいうところもありつつ、ただ、大きく見ると、ご案内のとおり、いまだに3割自治と言われています。要は、仕事は7割、自治体に任されているのに、財源は3割しか来ないと。そういう日本の統治機構そのものというのを、やはりコップの中のお話だけではなくて大きく変えていく。そのために何ができるかというのを、品川区から考えていきたいと思っているところでございます。

○藤原委員 新井副区長、都市計画交付金の件もそうですよね。7・3の仕事なのに、全然、3は23区に入ってきていないですよ。そういうことも含めて私は、東京都から来てくださって、東京都にはもう席がないとおっしゃってましたよね。帰る場所はないのだと。だから、物すごく、そのノウハウ、東京都にいた中で来てくださって品川区のためにというのを心から期待しておりますので、今後とも、よろしくではなくて、一緒にやっていきたいと思っております。

あと、森澤区長。議員や、あと、こういう議会、委員会で、いろいろ要望や提案などあると思うのですけれども、執行部としてどういうふうに、こういう案を取り上げてくれたり、行政に執行していつてくれるのかという思い。例えば会派が大きいとか小さいとか、そういうので決めるのですということではないと私は思うのです。議員が各それぞれ、いろいろな要望、提案、質問をしていくわけですから、その辺の思いを教えてくださいたいのが1点。

それともう一点は、誰一人取り残さないというメッセージを区長は出してくれていますよね。私は、森澤区長ならそういうふうにしていくのではないかと本当に思うのです。森澤区長が、この品川区、

品川区民、そして品川区の職員の皆さんを守って、森澤区長でよかったという品川区になるのではないかと、心から思っております。その辺についての答えをください。お願いします。

○森澤区長 まず、議員の皆さんの意見の反映ということですが、私は本当に都議会議員をやっていたので、逆の立場で委員会を、今、1年ですね、様々な委員会、本会議を聞かせていただいています。議員の皆さんの提案や質問というのがいかに重要であるかということを改めて感じているところでもあります。私も都議会では少数会派でやっていたこともありますので、そういった意味では、一人一人の皆さんの声は、議員の皆さんが地域を代表したり、皆さんの周りの方々の声を代表しているということで、非常に重要だと思っておりますので、行政の気づかない点、多々ご指摘いただいている点をしっかりと踏まえて、今後、執行、様々な施策を展開していきたいと思っております。

そして2点目、誰一人取り残さないという点では、本当にこれも議員の皆様から様々な指摘いただくこと、あるいは私がタウンミーティングといったところで伺う声、あるいは区民アンケート、データに基づいて頂く声といったものを総合的に勘案しながら、本当にマイノリティーの皆さん、小さな声も含めて、しっかりと誰一人取り残さないという行政、品川区を、職員と共につくってまいりたいと思っております。

○藤原委員 これでふわっと終わりたいのですが、最後に私ですから、介護についてお伺いします。

介護職員の処遇改善、本当にありがとうございます。本当にうれしいです。もう、今この質問をするに当たって、今までの担当部長、担当課長、毎回同じ、「できません」という答弁を頂いた中で、こういう形で予算をつけてくださって、私は感無量です。これが、23区の中で品川区独自だということ。

ただ、部長、本当に、この複雑化している事務に関しては、簡単にできるようにしてあげてください。それと、介護訪問、訪問介護は、お金が下がってしまっているわけです。この改善も、ぜひこれからしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○今井福祉部長 初めに、様々な国と区の介護職員の手当などの改正が今回ございます。国の報酬改定についても既に通知が来ているところで、東京都はまだ細かい点は分かっていないところですが、今、委員からご指摘がありましたとおり、もう国からの通知に関しては、高齢福祉課職員が処遇改善を含めた介護報酬改定に向けて、変更点などを詳しく説明した動画を作成するなどして、ユーチューブで配信する予定です。このように、様々な制度の部分がございますので、分かりやすく事業者様に活用していただけるように、国や都、そして区の制度については説明させていただきたいと思っております。

それから訪問介護につきましても、今、様々な改善の事例が、それぞれのホームヘルパーの事業者からの改善例なども、国からも周知されておりますので、様々な現場でもできる改善例も含めて、事業者様の声を聞きながら対応していきたいと思っております。

○まつざわ委員長 以上で、藤原委員の質疑を終わります。

次に、せらく委員。

○せらく委員 品川区議会日本維新の会を代表して、総括質疑を行います。

まず初めに、保育から小学校へ、就学前後の課題について質問いたします。

保育園入園について、まず質問いたします。保育については款別審査でも伺ってまいりましたが、その中で、認可外保育施設の助成の拡大については、どんな家庭でも全ての子どもが支援を受けられるようになり、様々な子育ての選択肢を提供できるように変わり、各ご家庭の選択したことがかなうケースが増えるものだと思います。しかし、認可保育園に入園したい方で、主に1歳児クラスからの入園には

まだ課題があるのではないかと思います、区としてはどのように捉えていますでしょうか。

来年度の保育園入園申込みで、1次募集では記入できる希望入園、8園全て希望を書いたけれども不承諾だったという、1歳児クラスから入園希望の方がいらっしゃいました。早生まれのため、0歳の4月から入園申込みができなかったそうです。そこで、ホームページ上に公開されている令和6年4月からの入園状況（指数）を確認しました。0歳児の定員割れが散見されるようになったのは、育児休業の取得などにより社会が変化して、1歳までは一緒に過ごしたいという親を支援する環境が整ったと考えられますが、1歳児クラスの入園希望は倍率が高いと感じました。今回の令和6年度4月入園の1歳児クラスの応募において、1次募集、2次募集、それぞれ承諾数とその割合を伺います。

○柏原子ども未来部長 それでは私から、保育園に関するご質問にお答えいたします。

まず1歳児クラスの入園についてでありますけれども、区では2年連続で待機児童対策の結果、待機児童ゼロというところで、令和6年度においても、現時点においては待機児童ゼロを見込んでいます。

しかしながら、今ご指摘がありましたように、1歳児の入園希望者につきましては多いといったところがございます。地域によっては、希望する上位の園とマッチングができていないといったところもございます。こうしたことから、認証保育所や認可外保育施設、定期保育の利用など、様々な受皿をご用意しているといったところでございます。

次に、入園の選考結果の部分でございますけれども、1次の選考の部分につきましては、申請が1,231人、内定が830人、不承諾が401人といったところになりまして、その率は32.6%になってございます。2次選考につきましては、申し訳ございません。最終結果について現在、集計中でございまして、手元に数字がないといった状況でございます。

○せらく委員 お知らせいただきまして、ありがとうございます。

1歳児が増えて入園希望が増えているということで、区では1歳児の受皿として、定期利用保育事業と空きスペース利用型年間保育事業を各事業1園ずつ行っています。こちらの利用状況はいかがでしょうか。令和5年4月と令和6年3月時点の状況を伺います。

また、東京都の補助金で、緊急1歳児受入れ事業補助金というものがあり、空き定員を利用して、1歳児の受入れのために必要な経費への補助金だと認識しておりますが、ほかの自治体でこの補助金を使い、1歳児を受け入れているところがありました。品川区としては、この緊急1歳児受入れ事業費補助金を使うなどして、1歳児の受入れについて、現行の2園から拡大するなどの検討はしたことがございますでしょうか。伺います。

○柏原子ども未来部長 定期利用等の利用状況でございます。

定期利用の保育の実績でございますけれども、私立品川台場保育園で実施してございまして、1歳児の定員が4人といったところでございますが、令和5年4月では4人の在籍。それが、令和6年3月時点においては、同じ4人の在籍といったところでございます。また、空きスペース利用型年間保育の状況、これは令和5年度、今年度の実績でございますけれども、公設民営のほうさん保育園。これは、1歳児定員が5人のうち、令和5年4月は2人在籍で、令和6年3月においては1人の在籍。また、同じ公設民営で、ひがしやつやま保育園におきましては、1歳児定員6人のところ、令和5年4月では2人の在籍、令和6年3月時点において在籍は0人といったところでございます。また、都の緊急1歳児受入事業補助金の事業でございますけれども、その検討状況というところでございましたが、こちらの補助金が、待機児童が出た場合に利用できる制度といったところになってございますので、区といたしま

しては、待機児童がない状況において、その活用の検討というのは行ってございません。令和6年度におきましても、引き続き、空きのある保育園を活用した定期保育利用事業を引き続き実施してまいりたいというところでございます。

○せらく委員 利用状況について教えていただき、ありがとうございました。地域によっては、現行の園で通うのが難しい場合もあると思いますので、区では様々な保育事業に取り組まれておりますが、引き続き、区民にフィットする方策をお願いしたいと思います。

次に、保育園入園の調整指数について質問いたします。入園案内の表にあります、兄弟姉妹が区内認可保育園に在園している区在住児童が、区内認可保育園、家庭的保育事業または小規模保育事業に入園申請する場合という、いわゆる兄弟加点についてお伺いします。この調整指数については、2人以上の子どもがいて、保護者が就労のために現に兄弟を預けていて、保育が必要ということで加算を設定しているのだと感じているのですが、こちらの経緯を教えてください。区内認可保育園に在園ということなのですが、小学校の低学年までこの指数の対象範囲を広げていいのではないかという思いで質問いたします。

小学校に入学しても、すまいるスクールのB登録およびC登録は簡単ではありますが、就労先の提出があり、就労要件で登録することができます。款別審査で伺ったところ、すまいるスクール登録者の4割ぐらいが、このB登録とC登録ということです。上の兄弟が小学校に入学しても、2人以上の子育てで、就労のために保育が必要であると考えますが、対象範囲を広げてはという提案について、いかがでしょうか。

○柏原子ども未来部長 保育園入園に対する加点の部分でございます。

兄弟加点の経緯でございますけれども、認識といたしましては、今、委員におっしゃっていただいたとおりでございますが、若干説明をさせていただきます。

既に兄弟児の上のお子さんが認可保育園に在籍しているご家庭の兄弟児の入園希望がある際に、できるだけ同じ園に入院できるよう配慮するといったところで、保護者の育児休業からの復職や就労、または送迎等の負担軽減といったことを図るための加算というところでございまして、1例を申し上げますと、既に兄弟児の上のお子さんが認可保育園在籍で、下のお子さんが保育園入園を申し込んだときに、育児休業を取られていた場合に、下のお子さんの入園ができませんと復職できないといった状況が起きますので、結果的にそういった状況から、上のお子さんでも退園せざるを得ないといった事態になりかねないというところでございました。こうしたことを避け、復職や就労の後押しをするといったための加点の制度ということでございます。

委員にご指摘いただきました、上のお子さんが小学生だった場合の加点についてでございまして、こちらについても、区といたしましては、問題があるというところでの意識を持っているところでございます。一方で、この兄弟加点について、加点の要件を広げていくといったところがありますと、他の新規に申し込まれる第1子入園にも影響を与えることも懸念されるといったことがございますので、この点につきましては今少し検討させていただきたいと思っております。

○せらく委員 例えば、さいたま市では、小学校3年生まで兄弟の加点を対象としていることを調べましたので、23区ではなかなか園児を対象としている、おっしゃっていただいた理由の下で、そういうところが多い状況だと思うのですが、入園申込みをしている方で、上の子が小学生になったから指数が減って、入園できるか不安だという声が届きましたので、ご提案させていただきました。

次に、民生費でも伺いました、保育施設の指導検査について、先日、世田谷区で認可外保育施設での

抜き打ち検査が行われたという報道がありました。それに至ったのは、0歳児をうつ伏せ寝にしている死亡事故が起きたということでした。当区では保育の死亡事故というのは起きていないと思いますが、認可外・認証保育所の指導検査の結果では指導項目が示されているところもあり、巡回支援でも併せて確認していると伺いましたが、指導検査、巡回支援は事前に連絡をして行っているのでしょうか。確認させてください。前もって連絡をした指導検査や巡回支援だけでなく、ふだんの保育を見るという点でも抜き打ち検査も必要だと考えますが、当区の実績がありましたら教えてください。

○柏原子ども未来部長 指導検査におけるご質問でございます。

現在、品川区におきましては、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を行ってございます。指導検査の実施は年1回、事前通告の上、職員が訪問して検査を行うというところになってございます。また、今お話がありました巡回支援につきましても、最大で年2回行っているところでございます。

お話がございました抜き打ちの指導検査でございますけれども、実績としては品川区では現在ございませんけれども、指導検査や巡回支援の中で、例えば不審な点があった場合や、あとは別のところから通報があった場合などは、必要に応じて区職員が、検査という形ではなく巡回指導と称しまして、事前通告なしで施設を訪問して実態を確認するといったことを行っておりまして、これは適宜行うものでございますが、年に五、六回は行っているという状況になってございます。

○せらく委員 巡回指導を年五、六回行っているということで、抜き打ちの巡回支援や指導検査ではないですけれども、通報や不適切な場所が見られた際には、状況に応じて今後もしっかりご判断いただきたいと思っております。

次に、小学校の朝の時間について伺います。多くの保育園では、保護者の就労時間に合わせて朝7時30分から預かりが可能ですが、会社の就業規則や雇用形態に合わせた時間から預かっていただいでいて、保育園の運営には助けられていると思っております。卒園して小学校に上がると、大体8時10分から校門が開くところが多いと思っております。小学校の朝の開放については、以前も、つる委員が委員会で質問をされていたのを確認しておりまして、一部の学校では早めにお預かりしている事例があると、議事録から確認いたしました。先日、大阪府の豊中市で、小学校開門を朝7時に繰上げというメディア記事を見まして、私も初めて質問させていただきたいと思っております。

放課後支援などを行うNPOの調査によると、子どもの小学校入学に当たって働き方の見直しをされたという方、検討されたという方が50.7%、実際に働き方を変えた人は37.9%ということで、具体的には時短勤務の変更や、正社員から別の雇用形態に変更ということでした。我が家も1年生に上がったときは勤務時間を変えました。そして、東京都三鷹市では昨年からは朝7時半から校庭を開放し、それは共働き家庭のニーズや児童の健康づくりが理由で始めたということです。開門や見守りは民間に委託しており、保護者からも好評ということでした。

小学校就学前後の課題の一つとして、登校時間というものもあると思っておりますが、現在も一部の学校でご対応いただいているのでしょうか。ご状況を教えてください。また、ニーズの部分では、保育園に登園する時間が8時より前の園児はどれぐらいいるか、事前に現状について伺って伺いましたが、いかがでしょうか。

○米田教育次長 現状でございますが、例えば学校独自の取組として、大原小学校では特色ある教育活動として、朝のスポーツ健康タイムを始業前の7時50分から8時10分まで毎日実施しており、大学生が有償ボランティアで子どもたちと一緒に活動しております。このような工夫をしている学校もあるということを実況認識しているところです。

○柏原子ども未来部長 保育園における朝8時より前に登園する児童の数といったところでございます。

これは区立保育園のみの数字でございますけれども、令和6年2月の1か月の間で一度でも8時前に登園などした児童数の実数でございますが、1,099人。在園児が4,042人おりますので、およそ4分の1がその数というところになります。

○せらく委員 ご調査いただき本当にありがとうございます。上の兄弟がいる家庭では既に働く環境を変えていて、8時過ぎてから登園するという場合も多いと思います。条件を決めてソートしていくとしっかりニーズの把握ができると思いますので、今後もまた何かとお聞きしていくかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

1つ、小学校でスポーツ・健康を目的とした大学生にボランティアで来ていただいているということなのですが、こちらもぜひ、ほかの学校にも共有していただいて、多くの学校で児童の健康づくりのためにもよろしくお願いいたします。

次に、困難を抱える子ども・若者支援として質問をしていきます。款別審査では、不登校やひきこもり家族支援についてもお聞きしてきました。今日は、困難を抱える子どもや若者支援として、子ども若者応援フリースペースについて伺います。

小学校の低学年から40歳代ぐらいまで幅広く利用されていることをお聞きしました。ひきこもりではなく、家から出られるけれど、学校や仕事を継続するのが難しい方が集う場所だと思っています。年齢制限なく支援をしていただきたいと思いますと思いますが、思いを伺えればと思います。

令和6年度予算の事項別説明を見ると、「食事提供の充実」という項目がありました。こちらの内容をこれまでと比較してお聞きします。そして、南品川児童センター改築との関係性も伺えればと思います。

続けて、フリースペースではどのような活動をするのか、お聞きしていきます。江戸川区の取組を紹介いたします。ひきこもりなど、年齢に限らず利用できるスペースがあり、そこには駄菓子屋が併設されて、スペースの利用者は購入することもできて、短時間の就労ができる場所があるそうです。短時間の就労で対価を頂き、少しずつ自己肯定感の感じ方に変化が出てくるということを想像します。または、プログラミング学習も有効ではないかと思います。プログラミングは、一つ一つ課題を解決していくことで成功体験を積み重ね、社会で活躍できるというような自信がついてくるのではないかと思います。当区のフリースペースの活動上での支援という点から、短時間の就労体験やプログラミング学習などの支援はいかがでしょうか。見解を伺います。また、プログラミングなどは、子ども・若者の支援に取り組むNPO団体もありますが、そういったところとの連携も考えられそうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○柏原子ども未来部長 就労支援等のご質問でございますけれども、まず就労体験支援といたしましては、現在も、エールしながわやフリースペースにおいて、コンビニのアルバイトや、それから軽作業などについても現在行っているところでございます。今、委員からもお話がございました、今後整備を予定してございます南品川の子ども若者活動拠点におきまして、居場所と就労の場といった視点で、フリースペースから一歩、踏み出した機能を検討しているといったところでございます。また、食事の部分につきましても、現在、週2回ほど寄附を頂いた食材による食事提供を行っているところでございますけれども、開催日の増や食事内容の充実、若者への就労機会の提供といった観点も含めて、食事提供の充実を図るべく、令和6年度予算に案として提案申し上げたところでございます。

また、プログラミング講座等々につきましては、現在、フリースペースにおいて全3回の講座を年2回実施しているところでございます。参加者の自己肯定感の向上や、将来の夢や目標につながる体験の趣旨で実施しているものでございますけれども、参加者の方からも好評いただいているところでありますので、今後も支援を続けていきたいと考えてございます。

また、区内NPOとの連携等も、児童センターでの講座内容も様々考えられますので、様々な面において柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。

○せらく委員 児童センターと、子ども・若者の居場所について考えていければと思います。よろしくお願いたします。

教育費からは、不登校支援としてメタバース空間をこれから活用していくということで、学校に行けない場合のオンラインサポートが始まります。こちらは、東京都のバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用すると聞きました。今年度、既に導入している渋谷区や新宿区などからも、導入に当たっての工夫や課題の共有を受けることで、よりスムーズに運用できるのではないかと考えております。

そこで、メタバース空間でのいじめや犯罪が発生する可能性も出てくるのではないかと考えておりますが、空間内での大人の見守りやトラブルが起きないように対策は考えていますでしょうか。併せて、メタバース空間の利用対象を伺います。高校生や大学生は対象に含まれていますでしょうか。

○米田教育次長 メタバース空間における対策についてのお尋ねです。

今ご質問にもありましたように、令和6年度は、東京都のバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用した不登校支援を行ってまいります。先行実施している8自治体の事例では、児童・生徒がトラブルに遭ったという報告はなく、問題なく実施できていると認識しております。もし、区において問題が生じた場合には、所管の教育総合支援センターや学校が連携し、早期の対処に当たってまいりたいと考えているところでございます。

今回のメタバースを活用しました不登校支援についてですが、不登校児童・生徒が安心安全にメタバース空間を利用できるように、東京都においてオンライン支援員を配置しているところです。また、児童・生徒が不適切なワードを入力した際には、入力した文字が米印でマスクされるなどの機能がついており、さらに児童・生徒が利用中においてコミュニケーションに不安を感じた際には、オンライン支援員に向かいまして相談やSOSを出すことができるようになっております。なお、今回、教育委員会が実施するメタバース空間を活用した不登校支援については、品川区立学校に在籍する児童・生徒を対象としているもので、高校生や大学生は含まれてはおりません。

○せらく委員 メタバース空間についてご説明いただきまして、ありがとうございます。こちらをお聞きしたのは、不登校ではなく、家から出られないひきこもり状態の方へもオンラインでのつながりから支援することができるのではないかと考えております。メタバース空間についても江戸川区では、定期的にメタバースでの交流会をひきこもりの方向けに行っているようで、会場とオンラインのハイブリッドで、顔を出さなくてもよし、マイクオフでよし。同じメタバース空間にいて、何かつながりやきっかけが出てくるかもしれないと思いました。あと、子ども若者フリースペースに行けない人、人と会えない場合や昼夜逆転という場合には、どのようなコミュニティーやつながりがございましょうか。ひきこもりの子ども・若者へのオンライン支援について、子ども未来部のご見解をお願いたします。

○柏原子ども未来部長 オンラインでのつながりといったところでございます。

区といたしまして、子ども未来部の部分でございましてけれども、不登校の児童・生徒の居場所として

児童センターを活用していただくといったようなところを、区のホームページや、こどもぼけつなどで情報発信を始めたところではございます。

今、委員にご指摘いただきました、オンラインでのつながりの部分でございますけれども、そういったアプローチにつきましては重要な手法だと認識しているところでございます。なかなか現在、具体的なところでつながっている部分というのは、手法としては難しい部分がございますけれども、ご紹介がありました部分で、教育委員会で実施しているメタバースを活用した事業といったことの連携や、どのような形の支援ができるかというのは、具体的に今後検討していきたいと思っております。

○せらく委員 ぜひ検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、安心して子育てができるまちというテーマで、子育て住宅について伺っていきます。東京都の事業で、子どもすくすく住宅供給促進事業というものがございます。これは、扉の指挟み防止や、コンセントにシャッターをつける、ベランダからの転落防止など、安全に配慮した住宅設計にすることで、安全レベルに合わせて1戸ごとに補助金が出るというものです。さらに、子どもすくすく住宅認定制度により、東京都によるPRや、ほか物件との差別化が期待されます。

私は、こういった対策がされた住宅は、子どものいる家庭において様々な事故予防につながり、子育てが住宅からも安心できるものになるかと思えます。そして入居者は、子どものいる家庭か、これから子どもと過ごす家族になると思えますので、町会・自治会を含めた地域でのつながりを持てるようなことが期待できるのではないかと思います。

先日、町会の集まりに出席させていただいたときに、その地域では空き地ができるとワンルームのマンションがよく建てられて、住民は留守だと町会に加入などのつながりが持てずにお困りというお話がありましたので、そういった地域には役に立てるかもしれないと思いました。今、品川区では集合住宅においてどのようなものが建てられているか、分かる範囲で、1年度のワンルーム集合住宅と2LDK以上の集合住宅の戸数をそれぞれ伺います。建設するのは不動産や民間の事業者ですから、ワンルームなのかファミリー向けなのか、区で指定することはできないと思えます。そこを、例えば町会から地域の声を把握することや、ファミリータイプが多く建つエリアでは学校の定員がいっぱいということもあると思えますので、所管をまたいでの連携により、事業者への情報提供や制度の紹介ができるものと思えますが、いかがでしょうか。これは、空き家にもアプローチができると思えます。持ち主がいる場合は持ち主で制度の紹介をしたり、不動産会社への紹介も可能だと思いますが、ご見解を伺います。

○中村都市環境部長 まず戸数についてですけれども、ワンルーム、それから2LDK以上、ファミリータイプということで、この建設数につきましては、区では一定規模以上の共同住宅について、区要綱に基づきまして届出がございまして、それで、直近1年間ということで、令和5年3月から令和6年2月、先月までの12か月についてお答えしたいと思います。

初めにワンルームタイプですけれども、こちらは1戸の面積は30平方メートル未満で、住戸の数が15戸以上で3階建てという条件になりますけれども、12か月で22棟、住宅総数としては987戸、それからワンルームの次に、2LDK以上のファミリータイプということですが、これは1戸の面積が55平方メートル以上、そして20戸以上で延べ面積が2,000平方メートル以上という、少し中型から大型というところで、12棟ということです。そして、住宅の戸数、総数は532戸です。

それから、まず情報提供についてですけれども、事業者への情報提供や、あるいは制度の紹介といったものなど、今申し上げました一定規模以上のマンションは、区要綱により建築計画の際に事前相談や届出があります。そこで、可能な限り、そういった計画や相談の早い段階で庁内所管と連携しまして、

様々な情報や、また、今ご紹介いただきました東京子どもすくすく住宅認定制度といったものの積極的な紹介に努めていきたいと考えております。

それから空き家ですけれども、空き家につきましては、個人所有者、それから不動産会社といった所有者に対しまして、空き家の活用などを区から働きかけておりますので、その働きかけの際に、こういった東京子どもすくすく住宅認定制度の紹介、またその活用について促してまいります。

○まつざわ委員長 以上で、せらく委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、令和6年度品川区会計予算についての質疑は、全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時33分休憩

○午後4時45分再開

○まつざわ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案の2件を一括して議題に供します。

本修正案は、お手元に配付のとおりであります。

これより、本修正案の内容説明に入ります。提案者は演台にてご説明願います。

○安藤委員 日本共産党品川区議団が提出した、第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案の説明をさせていただきます。

まず、一般会計についてです。修正案は、第1条第1項中、2,036億5,600万円を2,044億524万7,000円に改め、第1表歳入歳出予算の一部を次のように修正いたします。

歳出からご覧ください。歳出では、款、総務費、土木費で、計16億9,101万4,000円を減額し、民生費、衛生費、産業経済費、教育費で、計24億4,026万2,000円を増額し、差引き7億4,924万7,000円を増額します。

歳入では、款、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金、諸収入で、計5億6,515万5,000円を減額し、繰入金で計13億1,440万2,000円増額し、差引きで歳出と同額の7億4,924万7,000円を増額します。

次に、説明書をご覧ください。歳出の主な修正点を説明いたします。

総務費では、新庁舎建設は住民参加と情報公開の下、庁舎跡敷地も含めて検討し直すべきであり、進めるべきでないため庁舎計画費、そして特別の事業を行う必要がない同和関連予算を減額いたします。

民生費では、入院中の紙おむつ代助成の所得制限撤廃や、補聴器購入費助成額の引上げのため増額するとともに、18歳までの子どもの国民健康保険料を無料にするため、国民健康保険会計の繰出金を増額します。また、大学生への給付型奨学金を行います。

衛生費では、眼底検診と骨粗鬆症、成人歯科健診の拡大、各種がん検診の無料化を行い、太陽光発電設置助成の金額を増額し、以前の1キロワット当たり10万円に戻します。

産業経済費では、歴史的な物価高騰対策として、3月末で終了する省エネ対策設備更新助成金などの3支援事業を新年度も継続し、2020年に区独自で行った中小企業と個人事業主への家賃助成を行います。

土木費では、コミュニティバスの大崎・江原の2候補ルートの運行、住宅改善工事助成の増額とともに、高齢者・子育て世帯、若者への家賃助成を行う一方、小山三丁目第2地区への開発補助金や、品川駅南地区などの開発検討経費を削減します。

教育費では、学校給食無償化を市立・国立各種学校など全ての小・中学生へ拡大し、35人学級を中学校へ拡大し、学校図書館の司書配置を現在の週2.5日から週5日に増やすため、それぞれ増額する一方、競争教育を進め、弊害の大きい学力定着度調査を削減します。

次に歳入は、小山三丁目第2地区再開発事業や同和関連事業の削減に伴う国と都の補助金を削減します。また、区民への従事者負担意識を徹底するための区民プールのコインロッカーの利用料は削減し、無料化します。補聴器購入費助成の増額に伴う都の2分の1補助分繰入金を増額します。修正案に盛り込んだ事業は22事業で、予算の使い方を暮らし・福祉優先に切り替えれば、多くの区民要望を実現することができます。

次に、国民健康保険事業会計についてです。修正案は、歳入のうち、款、国民健康保険料で1億5,000万円を減額し、繰入金で同額を増額します。

修正案の内容は、高過ぎる国民健康保険料を引き下げするため、また子育て支援としても、まずは18歳までの子どもの均等割を無料にするものです。保険料の減収分は一般会計からの繰入金で賄うため、予算規模に変更はありません。

以上、両修正案の説明といたします。ご審査、よろしくお願いいたします。

○まつざわ委員長 以上で、本修正案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長 異議なしと認めます。

以上で、本修正案の質疑を終了いたします。

これより、意見表明に入ります。令和6年度各会計予算5議案および、本日審査を行った2件の修正案につきまして、各会派の意見表明をお願いいたします。

順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・無所属の会、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 品川区議会自民党・無所属の会は、令和6年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算原案に賛成します。修正案には反対します。

森澤区長が区長選でお示しされた一般会計予算の1%、20億円を捻出することができたことを大変評価いたします。

また、区が直面する課題を積極的に解決すべく編成されました。私たちの要望の多くが反映された予算案、木造住宅の耐震化支援、マンション防災対策、新庁舎整備、高齢者・障害者福祉の充実、水辺の利活用、町会・自治会への支援、ペットと安心して暮らせるまちの環境整備、いじめ防止対策の強化、病児・病後保育の拠点拡大、部活動地域移行、しながわシティランに向けての準備、グリーンインフラ整備、商店街支援など、委員会質疑を行いました。社会・経済状況の大きな変化や予測不可能な事柄を的確に捉え、区政運営に努められることを期待します。

予算審査で各議員が行った提案・提言が十分に事業執行に反映され、さらなる区民福祉の向上が図ら

れることを望み、意見表明とします。

○まつざわ委員長 次に、品川区議会公明党、若林委員。

○若林委員 品川区議会公明党の意見表明を行います。

まず、本日、日本共産党区議団が提出した、一般会計および国民健康保険事業会計の予算修正案について、共産党も含めた各党派代表者で構成する議会改革推進会議の総意をもって、新庁舎議会機能の提言を行った経緯がありながら、今さら整備計画の中止を主張することは噴飯物である。再開発事業は、まちの老朽化が進む地域の住民の発意によるもので、推進するか否かは地域住民の意思によらなければならず、法令にのっとり進められているものと認識します。勝島人道橋は、地域の強い要望により計画され、完成への期待が寄せられている事業であり、必要がないと断言することは地域の思いを踏みにじるもので、開いた口が塞がらない。部落差別問題は、我が国固有の重大な人権問題です。その解消と防止のためには、自治体による地道で継続的なモニタリングや同和教育が必要であり、中止・廃止とすることは、同和問題の軽視と、人権意識が欠如していると言わざるを得ない。国民健康保険料の軽減は、既に特別区長会として国に働きかけています。

令和6年度品川区各会計予算第5号から9号議案を、7日間50時間超に及ぶ本委員会審査の中で一定の議論を行った一方、審査最終日に多岐にわたる修正案を出すことは、議会審議を軽んじているのではないかと私どもの目には映る。内容も、議決権を持つ議会全体のコンセンサスを得ようとするよりも、言わば共産党の一方的な主張・要望を一覧表にただけのものとして断ずる。

次に、品川区一般会計と各予算案について述べます。

元日に能登半島地震が発生し、品川区の防災対策の議論も一段と力が入りました。携帯トイレの全区民への配布、感震ブレーカー設置助成拡大、防災訓練リニューアルなどの予算が組まれましたが、在宅避難や避難所環境整備など公助の取組を含め、力強く継続してまいりたいと思います。

さて公明党は、議会質問や緊急要望を通じ、所得制限により対象者を限定せず、また経済的負担を取り除くことで、福祉や教育など、人間として必要なサービスを誰もが享受できるベーシックなサービスの実現に努めてきました。学用品と高齢者インフルエンザワクチン接種費用の無償化、および補聴器購入費助成の所得制限の撤廃が実施されることとなり、また取組を進めてきた産後ケア・ネウボラ関連事業、未就園児定期的預かり保育、すまいるスクール仕出し弁当、ヤングケアラー支援、頭の元気度チェック、eスポーツの活用、AEDのコンビニエンスストア設置、HPVワクチンの男性接種、ゼロカーボンや食品ロス削減等環境施策、戸建て住宅防犯カメラ設置等防犯対策、舟運の定期化、キャッシュレス決済ポイント還元などの実施も予算案で確認しました。

行政評価シートの活用により、事業の効率化と財源の確保など、新公会計制度の効果も顕著に現れ、過去最大規模となる2,036億円余となった令和6年度品川区一般会計予算は、歳入では、住民税減税による減少分、20億円が差し引かれても、特別区民税は503億円の見込みとなり、国庫および都支出金の活用も積極的に行われたと認識します。歳出ではベーシックなサービスのほか、防災、福祉など各分野で区民サービスの向上が図られることとなります。その結果、高齢者・障害者関連予算は前年度比6.7%、子育て関連予算は5.2%の伸びとなるなど、対象世代や施策分野のバランスに配慮した予算と認識します。

よって我が会派は、令和6年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、および災害復旧特別会計の各予算案について賛成いたします。

総括質疑、款別審査では、防災対策をはじめ、高齢者丸ごと支援、障害者就労、若者相談体制をはじめ

め、政策各分野で議論を行いました。本委員会での会派からの意見・要望を真摯に受け止められ、今後の区政へ活かされるよう要望し、意見表明とします。

○まつざわ委員長 次に、しながわ未来、大倉委員。

○大倉委員 しながわ未来を代表して、意見表明いたします。

しながわ未来は、令和6年度品川区一般会計をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算全てに賛成いたします。そのため、共産党品川区議団より提出された、一般会計、国民健康保険事業会計の修正案については反対いたします。

令和6年度は、前年度比2.4%のプラスとなる2,036億5,600万円と過去最大の予算となりました。一方で、全665事業に対し、事務事業評価を基に事業のスクラップ・アンド・ビルドを行い、無駄の削減をしながら、予算の1%となる20億円余のウェルビーイング予算を捻出し、区民の幸せに資する予算展開を致しました。その中で、当会派からの政策要望を取り入れ、区内経済の活性化推進、DX化推進や、新技術の活用推進、子育て世帯や高齢者・障害者などの区民生活支援強化、学校教育強化、防災対策強化など、様々に特徴的な施策を盛り込み、変化の激しい時代のニーズを捉え、柔軟に対応した積極予算としたことを評価いたします。今後も、AIやIoTなどの最先端技術の活用や、利便性・効率性向上につながるデジタル化のさらなる推進、産前産後子育て支援の充実、学校教育の充実、障害者福祉・高齢者福祉の充実、地域経済活性化施策の推進、防災対策の強化、環境対策の推進、庁舎建て替え、新羽田ルート問題、多様性の推進、職員人材育成強化、デジタル地域通貨やポイントサービスの推進など、各課題への積極的な取組を着実に進めるとともに、今回の予算特別委員会において当会派所属議員が質問の中で指摘・提案した各項目を真摯に受け止め、予算を執行することを要望いたします。今後も引き続き、多様なニーズに、迅速かつ柔軟な対応・対策の視点を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で、しながわ未来の意見表明といたします。

○まつざわ委員長 次に、日本共産党品川区議団、安藤委員。

○安藤委員 日本共産党品川区議団を代表して、意見表明を行います。

日本共産党品川区議団は、令和6年度品川区一般会計修正案ならびに国民健康保険事業会計修正案に賛成、令和6年度一般会計原案、国民健康保険事業会計原案、および後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計には反対。災害復旧特別会計は、災害時の急を要する予算に限定されているため、賛成いたします。

以下、理由について述べます。

新年度予算案には、小・中学校への学用品無償化、介護障害者福祉従事者の待遇改善、補聴器購入費助成や、障害児の補装具・日常生活用具等の所得制限の撤廃、高齢者へのインフルエンザワクチンや救急代理通報システムの無料化など、数多くの住民要望がウェルビーイング予算として盛り込まれました。防災対策についても、住宅耐震化や建て替えのための除却助成と感震ブレイカー助成の全域拡大、耐震診断費用の無料化など、前進しました。ジェンダー平等を冠した全国2番目となる推進条例も大きな一歩です。これらの多くは、度重なる議会への請願・陳情など住民運動、それと結んだ共産党の議会論戦で繰り返し求めてきたものでもあり、日本共産党は大きく評価するものです。

一方、前濱野区長時代にも踏み込めなかった区立保育園の削減、民間売渡し方針検討が具体化されました。福祉も、所得制限や無料化を広げ、住民要望を盛り込んだことはこれまでにない前進と言えますが、23区で唯一、地域包括支援センターを地域に設置せず、保健師・社会福祉士の専門職の配置がな

く、入り口からサービスを抑制・コントロールする仕組みの下で、介護のサービス量は23区で最低となっています。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者グループホームや就労施設の整備率は23区で最低水準のままです。23区最低の高齢者・障害者福祉の改善を目標に据え、区政の姿勢が転換したとは言えません。また、住民追い出し、CO₂排出、インフラパンク、建て替え困難等、到底、持続可能とは言えない超高層再開発も加速させ、まちづくり検討や補助金など、68億円余の開発関連予算を計上。これは、ウェルビーイング予算、計38億円余を大きく上回ります。さらに、この歴史的な物価高の下でも、国民健康保険や後期高齢者医療、介護の保険料のトリプル値上げ、国民健康保険と後期高齢者医療は、過去最高の値上げ幅となります。

したがって、一般会計予算の全体に賛成することはできません。日本共産党は品川区に対し、今回の前進面をさらに進めて、23区最低の福祉の改善へ転換することを求めます。

今回、私たち共産党は、予算の使い方を暮らし・福祉優先に切り替え、看過できない不要の予算を削除し、22項目の事業を実現させるため、多面的な分野にわたる予算修正案を提出させていただきました。今回の修正により、大企業の利益を優先する区政から、区民が主人公の暮らし・福祉最優先の区政への転換の第一歩となるものと考えています。各党派議員の皆様におかれましては、修正案に賛成していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

理事者におかれましても、予算修正に盛り込んだ事業、補聴器購入費助成の増額、子どもの国民健康保険料無料化、大学生への給付型奨学金、各種がん検診の無料化、中小企業・個人事業主への家賃補助、35人学級の中学校までの拡大などをはじめ、各種提案をこれからの施策に活かさせていただきますようお願い申し上げます、日本共産党品川区議団の態度表明を終わります。

○まつざわ委員長 次に、品川改革連合、須貝委員。

○須貝委員 品川改革連合を代表して意見表明をします。

令和6年度の一般会計、国民健康保険事業会計と、後期高齢者医療、介護保険、災害復旧の特別会計の各予算に賛成します。そして、一般会計予算の修正案と国民健康保険事業会計予算の修正案に反対します。

賃上げで収入増になる層がある一方で、大半の国民は収入が増えない中で、税金等の負担増、戦争や異常な円安で光熱費や物価が高騰し、国民の家計と企業経営は悪化しています。中小企業は、買い控えや節約で消費減少により経営が悪化し、値上げもできず、人手不足と資金難で融資返済もできず、廃業や倒産が増えているので、区は支援に一層取り組んでいただきたい。介護、保育、幼稚園関係者の賃上げと労働環境を改善するとともに、子どもや高齢者を予約なしでいつでも預けられる施設の開設を行うべきです。

また、羽田進飛行ルートの変更を国に働き続けていただきたい。

また、高額所得者には社会保障費の負担増をお願いし、行き詰まる福祉を支えていただきたい。

さらに、教員や職員を区が独自に採用し、若手の生活環境の負担減を図り、人材の確保と育成に努めていただきたい。社会の急速な変化により学校教育は様々な問題が起きているので、教育委員会は区長と共に子どもたちを守っていただきたい。

最後に、悲惨なウクライナ侵攻や中東紛争などを人類は止めるべきです。

○まつざわ委員長 次に、品川区議会日本維新の会、松本委員。

○松本委員 品川区議会日本維新の会は、令和6年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、および災害復旧特別会計の各会計予算に賛成いたします。な

お、一般会計および国民健康保険事業会計に対する修正案に反対いたします。反対いたしますが、修正案の作成に当たっては多くの手続事務があったことと存じます。考え方は大きく異なるものではございますが、修正案を提出されたということに、議会人として敬意を表します。

今回の予算案ですが、各メディアで報じられた後、私どもの所属する日本維新の会の20代・30代、特に子育て世代の議員を中心に問合せが相次ぎました。なぜ、こうした先進的な予算案が可能になったのかという肯定的な声です。私自身、今回の予算案を拝見し、驚いたというのが率直な感想です。品川区議会日本維新の会は、区民の声が反映された今回の予算案を高く評価します。

なぜ、こうした予算案が可能になったのかということについて僭越ながら私見を述べるならば、1つには、森澤区長が組織・団体支援を受けていないということが挙げられるのではないかと思います。従前、届きにくかった方々の声が届いた結果ではないかと考えます。また、区長1人だけでは改革はできません。区政・区組織に精通された桑村副区長、都で政策調整を行ってこられた新井副区長の下で、職員の皆様のご尽力された結果だと推察いたします。

当会派としては今回の予算案を高く評価するところですが、一方、これから困難な局面も訪れることと思います。行政需要は尽きることがありません。より多くの声を聞くということは、限られた財源の下、これまで以上に政策に対してシビアな優先づけ、取捨選択が必要になるということです。この優先づけが曖昧になれば、いたずらに予算が膨らみ、結果的に区民負担が増す、あるいは不公平な結果が生じるということになりかねません。当会派としては、政策類型ごとに異なる優先づけの基準が必要と考えます。例えばシティブロモーションやふるさと納税、産業振興については選択と集中、子どもたちに関する政策については、自己責任論に帰すことができないという視点から所得制限を撤廃した支援、生活支援については、より困難を抱えた方々を優先することが公正・公平に資するという観点、さらに事業の必要性等は時代とともに変わりゆくため、たゆまぬ見直しを行わなければなりません。

予算特別委員会においても、こうした基準から質疑を行わせていただきました。区におかれましては、当会派各委員の質疑の中で指摘・提案した点について検討され、予算執行や今後の施策に反映していただくよう要望し、品川区議会日本維新の会の意見表明といたします。

○まつざわ委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、第9号議案、令和6年度品川区災害復旧特別会計予算について採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案、令和6年度品川区災害復旧特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案の2件を一括して採決いたします。

第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算に対する修正案は、歳出、第3款民生費の国保事業会計繰出金を増額する内容を含むものであり、一方、第6号議案、品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案は、一般会計予算からの繰出金の増額分を、歳入、第5款繰入金に繰り入れ、第1款国民健康保険料を減額するもので、これら2つの修正案は不可分な関係にあるため、一括して起立により採決いたします。

第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和6年度品川区

国民健康保険事業会計予算に対する修正案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○まつざわ委員長 起立少数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算について、起立により採決いたします。

原案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○まつざわ委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、令和6年度品川区一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算について、起立により採決いたします。

本件につきましては原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○まつざわ委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第6号議案、令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第7号議案、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および、第8号議案、令和6年度品川区介護保険特別会計予算の2件を一括して起立により採決いたします。

本件につきましては原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○まつざわ委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第7号議案、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および、第8号議案、令和6年度品川区介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○まつざわ委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○森澤区長 令和6年度の各会計予算につきましては、3月5日から計7日間にわたり、各委員の皆様方大変熱心なご審議を賜りまして、ただいま原案のとおり決定いただきました。誠にありがとうございます。

区民が抱える不安や不満などの「不」を解消し、未来に希望が持てる社会をつくる。そうした政策を打ち出していくことこそが政治や行政の責任であるという強い意志の下、職員と共に練り上げた令和6年度予算であります。事務事業評価によって捻出した一般会計予算の1%、20億円の財源を、区民アンケートから得られたエビデンスを踏まえ、真に区民の幸せに資する施策へと振り向けるべく予算編成を行ったところですが、例えば、能登半島地震の教訓と課題を踏まえた、区民の安全安心を守る施策の大幅拡充、あるいは義務教育に係る補助教材費の無償化や、介護を担う人材の処遇改善手当の創出といった、社会全体で子どもや高齢者・障害者を支える施策の推進など、個々の施策はもとより、こうし

たウェルビーイングの視点から、新たな予算編成の在り方につきましても、議会の皆様からご理解と、時にご評価を頂きましたこと、改めて感謝を申し上げる次第です。

今後の予算の執行に当たりましては、委員の皆様より頂きましたご意見を十分に踏まえながら、事業の効率性や実効性をさらに高め、区民の幸せ、ウェルビーイングの視点から、区民の皆様のご理解を得ながら区政を力強く前進してまいります。今後とも、区議会の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○まつざわ委員長 区長の挨拶が終わりました。

予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年の予算特別委員会においては、去る3月4日から本日に至るまで審査が執り行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終えるに至りました。ここに、改めて皆様のご協力に対して心より御礼を申し上げます。

また、森澤区長をはじめ、理事者の方々のご協力に対しても厚く御礼を申し上げます。

区長をはじめ、理事者の方々におかれましては、委員会における意見ならびに要望等を十分に配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。ご協力、どうもありがとうございました。

○午後5時20分閉会

委 員 長 まつざわ 和昌